

臨床検査の レセプト算定条件

項目検索

2024年6月1日改定



株式会社 兵庫県臨床検査研究所

項目検索 (カタカナ)

レセプト算定条件
2024年6月改定

項目検索 (アルファベット)

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	ユ	ヨ		
ラ	リ	ル	レ	ロ

A	B	C	D	E
F	G	H	I	J
K	L	M	N	O
P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y・Z
α	β	γ	δ	数字

区分番号別検索画面

初期画面に戻る

区分番号

尿・糞便等検査

- ☒ D000 尿中一般物質定性半定量検査
- ☒ D001 尿中特殊物質定性定量検査
- ☒ D002 尿沈査(検鏡法)
- ☒ D002-2 尿沈査(フローサイトメトリー法)

区分番号

血液学的検査

- ☒ D005 血液形態・機能検査
- ☒ D006 出血・凝固検査

区分番号

生化学的検査(Ⅰ)

- ☒ D007 血液化学検査

区分番号

生化学的検査(Ⅱ)

- ☒ D008 内分泌学的検査
- ☒ D009 腫瘍マーカー
- ☒ D010 特殊分析

区分番号

免疫学的検査

- ☒ D011 免疫血液学的検査
- ☒ D012 感染症免疫学的検査
- ☒ D013 肝炎ウィルス関連検査

区分番号

微生物学的検査

- ☒ D017 細菌顕微鏡検査
- ☒ D018 細菌培養同定検査
- ☒ D019 細菌薬剤感受性検査
- ☒ D020 抗酸菌分離培養検査

区分番号

病理学的検査

- ☒ N000 病理組織標本作成
- ☒ N002 免疫染色(免疫抗体法)病理標本作成
- ☒ N004 細胞診(1部位につき)

区分番号

検体検査判断料

- ☒ D025 基本的検体検査実施料(1日につき)
- ☒ D026 検体検査判断料

区分番号

負荷試験等

- ☒ D286 肝及び腎のクリアランステスト
- ☒ D287 内分泌負荷試験

区分番号

- ☒ D003 糞便検査
- ☒ D004 穿刺液・採取液検査
- ☒ D004-2 悪性腫瘍組織検査

- ☒ D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査
- ☒ D006-30 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査

区分番号

- ☒ D014 自己抗体検査
- ☒ D015 血漿蛋白免疫学的検査
- ☒ D016 細胞機能検査

区分番号

- ☒ D021 抗酸菌同定
- ☒ D022 抗酸菌薬剤感受性検査
- ☒ D023 微生物核酸同定・定量検査

区分番号

- ☒ N005 HER2遺伝子標本作成
- ☒ ALK融合遺伝子・PD-L1タンパク免疫染色
- ☒ N006 病理診断料

特定疾患治療管理料

- ☒ 特定薬剤治療管理料
- ☒ 悪性腫瘍特異物質治療管理料
- ☒ 慢性維持透析患者外来医学管理料

区分番号

- ☒ D288 糖負荷試験
- ☒ D289 その他の機能テスト

検査項目索引 (五十音)

五十音

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ア 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	亜鉛 (Zn)	18	132	生化 I	D007-037	亜鉛 (Zn)
0672	(抗) アクアポリン4抗体	55	1000	免疫	D014-047	抗アクアポリン4抗体
1346	悪性リンパ腫解析検査 (7AAD解析)	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)
7712	悪性リンパ腫解析検査 (MLA) CD45ゲーティング	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)
0257	アスコルビン酸 (ビタミンC)	17	296	生化 I	D007-060	ビタミンC
2937	アスペルギルス抗原	49	157	免疫	D012-030	アスペルギルス抗原
2528	アスペルギルス抗体IgG	49				
2347	(抗) アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	60	775	免疫	D014-045	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)
0321	アセトン定量	23				
2160	アディポネクチン	37				
	アデノウイルス [CF法・NT法]	83	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)
2161	アデノウイルス抗原	94	60	免疫	D012-007	アデノウイルス抗原定性 (糞便)
0063	アデノシンデアミナーゼ (ADA)	4	32	生化 I	D007-011	アデノシンデアミナーゼ (ADA)
2224	アトピー鑑別試験 (ファディアトープ)	71	194	免疫	D015-021	アトピー鑑別試験定性
0022	アポリボ蛋白 A I	14	31	生化 I	D007-010	アポリボ蛋白
0023	アポリボ蛋白 A II	14	31	生化 I	D007-010	アポリボ蛋白
0024	アポリボ蛋白 B	14	31	生化 I	D007-010	アポリボ蛋白
0025	アポリボ蛋白 C I	14	31	生化 I	D007-010	アポリボ蛋白
0026	アポリボ蛋白 C II	14	31	生化 I	D007-010	アポリボ蛋白
0027	アポリボ蛋白 E	14	31	生化 I	D007-010	アポリボ蛋白
	アミノ酸分析 (9種類・39種類・41種類)	7	1107	生化 II	D010-004	アミノ酸 5種類以上
0193	アミノ酸分析2種類 (チロシン・フェニルアラニン)	7	558	生化 II	D010-004	アミノ酸 1種類につき
	アミラーゼ (AMY)	2	(11)	生化 I	D007-001	アミラーゼ
	アミラーゼアイソザイム (AMYアイソザイム)	2	48	生化 I	D007-014	アミラーゼアイソザイム
2776	(血清) アミロイドA蛋白 (SAA)	65	47	免疫	D015-006	血清アミロイドA蛋白 (SAA)
0058	アルカリフォスファターゼ (ALP)	1	(11)	生化 I	D007-001	アルカリホスファターゼ (ALP)
	アルドステロン	32	(122)	生化 II	D008-015	アルドステロン
0447	アルドステロン/レニン活性比	32	122+100	生化 II	D008-015+ D008-008	アルドステロン+レニン活性
0059	アルドラーゼ (ALD)	3	(11)	生化 I	D007-001	アルドラーゼ
0002	アルブミン (Alb)	1	(11)	生化 I	D007-001	アルブミン (BCP改良法・BCG法)
0729	(尿中) アルブミン定性	66	49	尿・糞便	D001-006	アルブミン定性 (尿)
	(尿中) アルブミン定量	66	99	尿・糞便	D001-009	アルブミン定量 (尿)
0167	アルミニウム (Al)	19	109	生化 I	D007-029	アルミニウム (Al)
	アレレルゲン16種セット → 特異的IgE	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
0083	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)	4	136	生化 I	D007-039	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)
0589	アンチトロンビン III (AT-III)	105	70	血液	D006-009	アンチトロンビン活性またはアンチトロンビン抗原
0590	アンチプラスミン (α ₂ -プラスミンインヒビター)	105	(128)	血液	D006-016	プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)
0110	アンモニア (NH ₃)	6	50	生化 I	D007-016	アンモニア

イ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0142	イオン化カルシウム	15	(26)	生化 I	D007-007	イオン化カルシウム
7165	胃がんリスク層別化検査 (ABC分類)	4				
1081	一般検査 [関節液]	122	50	尿・糞便	D004-002	関節液検査
1051	一般検査 [髄液]	123	62	尿・糞便	D004-004	髄液一般検査
1075	一般検査 [精液]	123	70	尿・糞便	D004-005	精液一般検査
1066	一般検査 [穿刺液]	121				
1126	一般検査 [尿中]	121	26		D000	尿中一般物質定性半定量検査
1171	一般細菌 塗抹鏡検	125	67	微生物	D017-003	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (その他のもの)
	一般細菌 培養・同定	125	頁参照	微生物	D018	細菌培養同定検査
	一般細菌 薬剤感受性検査	126	頁参照	微生物	D019	細菌薬剤感受性検査

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

イ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	一般特殊染色〔組織〕	139				
0371	インスリン (IRI)	34	100	生化Ⅱ	D008-008	インスリン (IRI)
0374	インスリン抗体	34	107	免疫	D014-006	抗インスリン抗体
0740	インターフェロン-γ遊離試験 (T-SPOT.TB)	130	593	免疫	D015-030	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能
	インフルエンザウイルス〔CF法〕	92	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり)
2028	インフルエンザウイルス流行株〔HI法〕	92	158	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり)

ウ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2281	ウロポルフィリン定量〔血液〕	8				
0240	ウロポルフィリン定量〔尿中〕	8	105	尿・糞便	D001-010	ウロポルフィリン(尿)

エ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	エコーウイルス〔HI法〕	84	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり)
	エコーウイルス〔NT法〕	84・85	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり)
0559	エステラーゼ染色	102	頁参照			
	エストラジオール (E ₂)	35	(167)	生化Ⅱ	D008-033	エストラジオール (E ₂)
	エストロゲンレセプター (ER)〔組織〕	139	720	病理	N002-001	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 エストロゲンレセプター
0327	エタノール(アルコール)〔血液〕	23	105	生化Ⅰ	D007-026	エタノール
0328	エタノール(アルコール)〔尿中〕	23				
0127	エチルベンゼン → マンデル酸 (エチルベンゼン)	21				
0454	エラスターゼ1	77	(120)	生化Ⅱ	D009-008	エラスターゼ1
0483	エリスロポエチン	37	(209)	生化Ⅱ	D008-041	エリスロポエチン
2036	塩基性フェトプロテイン (BFP)	75	(150)	生化Ⅱ	D009-017	塩基性フェトプロテイン (BFP)
	エンテロウイルス〔NT法〕	88				
4338	(透析液) エンドトキシン	131				
9117	エンドトキシン定量	49	229	免疫	D012-052	エンドトキシン

オ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1031	オーム病クラミドフィラ(クラミジアシタシ)	53	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり)
0343	黄体形成ホルモン (LH)	25	(105)	生化Ⅱ	D008-012	黄体形成ホルモン (LH)
2335	オステオカルシン (BGP)	29	(157)	生化Ⅱ	D008-026	オステオカルシン (OC)
2535	オリゴクローナルバンド*	64	522	尿・糞便	D004-011	オリゴクローナルバンド

カ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2765	ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	75	(175)	生化Ⅱ	D009-024	ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)
0583	活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)	104	29	血液	D006-007	活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)
	カテコールアミン3分画	33	(161)	生化Ⅱ	D008-029	カテコールアミン分画
	カドミウム (Cd)	19				
2526	可溶性IL-2レセプター (sIL-2R)	78	(438)	生化Ⅱ	D009-036	可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)
0605	可溶性フィブリンモノマー複合体 (SFMC)	105	93	血液	D006-011	フィブリンモノマー複合体定性
0899	可溶性メンテリン関連ペプチド* (SMRP)	78	(220)	生化Ⅱ	D009-030	可溶性メンテリン関連ペプチド*
	カリウム (K)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	カリウム
	カルシウム (Ca)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	カルシウム
2938	(抗)カルジオリピン・β ₂ グリオブリン I 複合体抗体 (抗CL・β ₂ GP I 抗体)	62	223	免疫	D014-029	抗カルジオリピンβ ₂ グリオブリン I 複合体抗体

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

カ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
7835	(抗) カルジオリピン抗体 IgG [EIA法]	62	226	免疫	D014-030	抗カルジオリピンIgG抗体
7836	(抗) カルジオリピン抗体 IgM [EIA法]	62	226	免疫	D014-030	抗カルジオリピンIgM抗体
0475	カルシトニン(CT)	29	(130)	生化Ⅱ	D008-018	カルシトニン
2456	カルニチン分画	17	95+95	生化Ⅰ	D007-023+023	総カルニチン+遊離カルニチン
7431	(便中) カルプロテクチン	61	268	尿・糞便	D003-009	カルプロテクチン(糞便)
2651	肝細胞増殖因子(HGF)	37	227	生化Ⅰ	D007-054	肝細胞増殖因子(HGF)
0793	カンジダマンナン抗原	49	134	免疫	D012-023	カンジダ抗原半定量
1081	関節液一般検査	122	50	尿・糞便	D004-002	関節液検査
1090	関節液蛋白定量	122	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総蛋白
1091	関節液糖定量	122	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
0694	間接クーモス試験	68	47	免疫	D011-002	Coombs試験【間接】
2005	癌胎児性抗原(CEA)	75	(99)	生化Ⅱ	D009-003	癌胎児性抗原(CEA)
2741	(ヒト) 癌胎児性フィブロネクチン	36	204	免疫	D015-023	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)
0627	寒冷凝集反応	48	11	免疫	D014-001	寒冷凝集反応

キ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	鏡検目的菌	127				
0594	凝固第Ⅱ(2)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0595	凝固第Ⅴ(5)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0596	凝固第Ⅶ(7)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0597	凝固第Ⅷ(8)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0599	凝固第Ⅸ(9)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0600	凝固第Ⅹ(10)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0601	凝固第Ⅺ(11)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0602	凝固第Ⅻ(12)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0603	凝固第ⅫⅡ(13)因子活性	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子(Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅡ)
0615	凝固抑制第Ⅷ(8)因子(第Ⅷ因子インヒビター)	108	(144)	血液	D006-019	凝固因子インヒビター
1332	凝固抑制第Ⅸ(9)因子(第Ⅸ因子インヒビター)	108	(144)	血液	D006-019	凝固因子インヒビター
2246	(抗) 筋特異的チロシンキナーゼ抗体(抗MuSK抗体)	60	1000	免疫	D014-047	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体

ク 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0066	グアナーゼ(GUA)	4	35	生化Ⅰ	D007-012	グアナーゼ
0694	(間接) クーモス試験	68	47	免疫	D011-002	Coombs試験【間接】
0693	(直接) クーモス試験	68	34	免疫	D011-002	Coombs試験【直接】
1931	クオンティフェロン →QFTゴールドプラス	130	593	免疫	D015-030	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能
1031	クラミジアシタシ(オーム病クラミドフィラ)	53	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	クラミドフィラ(クラミジア)シタシ(IgG・IgM)	53				
0247	クラミドフィラ(クラミジア)ニューモニエ抗体 IgA	53	75	免疫	D012-010	クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体
0246	クラミドフィラ(クラミジア)ニューモニエ抗体 IgG	53	70	免疫	D012-009	クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体
0260	クラミドフィラ(クラミジア)ニューモニエ抗体 IgM	53	152	免疫	D012-029	クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体
	クラミジア・トラコマチス核酸検出PCR	54	188	微生物	D023-001	クラミジア・トラコマチス核酸検出
	クラミジア・トラコマチス抗体(IgG・IgA)	53	200	免疫	D012-043	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体
0731	クリオグロブリン定性	64	42	免疫	D015-005	クリオグロブリン定性
2474	グリコアルブミン(GA)	9	55	生化Ⅰ	D007-017	グリコアルブミン
2119	クリプトコックス抗原	49	169	免疫	D012-035	クリプトコックス抗原定性
2682	(HCV群別) グルーピング	82	(215)	免疫	D013-011	HCV血清群別判定
0171	グルコース(血糖)	9	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
	クレアチニン(CRE)	5	(11)	生化Ⅰ	D007-001	クレアチニン

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ク 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0270	クレアチニンクリアランス(24H蓄尿)	23				
	クレアチン(CRT)	5	(11)	生化Ⅰ	D007-001	クレアチン
	クロール(Cl)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ナトリウム及びクロール
1063	クロール〔髄液〕	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ナトリウム及びクロール
0019	クロストリジウムデフィシル抗原(イムノクロマト法)	124	80	免疫	D012-012	クロストリジオイデス・デフィシル抗原定性
2292	クロストリジウム・デフィシル毒素(トキシンA・B)	124	80	免疫	D012-012	クロストリジオイデス・デフィシル抗原定性
	クロム(Cr)	19				

ケ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	血液一般検査(MCV・MCH・MCHC)	101				(赤血球恒数)
	血液一般検査(WBC・RBC・Hb・Ht・PLT)	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
0691	血液型 ABO式	68	24	免疫	D011-001	ABO血液型
0692	血液型 Rh(D)式	68	24	免疫	D011-001	Rh(D)血液型
2300	血液型 Rh-Hr式	68	148	免疫	D011-003	Rh(その他の因子)血液型
0696	血液型不適合妊娠	68				
0511	血液像(白血球分類)【自動機械法】	102	15	血液	D005-003	末梢血液像(自動機械法)
●●	血液像(白血球分類)【鏡検法】		25	血液	D005-006	末梢血液像(鏡検法)
	結核菌(TB)薬剤感受性検査	129	400	微生物	D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)
2744	結核菌群核酸増幅検査(TB-PCR)	130	410	微生物	D023-014	結核菌群核酸検出
0616	血小板関連IgG(PA-IgG)	61	190	免疫	D011-006	血小板関連IgG(PA-IgG)
0506	血小板数(PLT)→血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
0608	血小板第4因子(PF-4)	108	(173)	血液	D006-025	血小板第4因子(PF4)
0170	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(HIT抗体)	61	390	免疫	D011-010	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)
2039	血清HER2タンパク	76		腫管	B001-003	悪性腫瘍特異物質治療管理料 その他のもの
2776	血清アミロイドA蛋白(SAA)	65	47	免疫	D015-006	血清アミロイドA蛋白(SAA)
0146	血清鉄(Fe)	18	(11)	生化Ⅰ	D007-001	鉄(Fe)
0674	血清補体価(CH50)	64	38	免疫	D015-004	血清補体価(CH50)
0337	結石分析	23	117	生化Ⅱ	D010-002	結石分析
0171	血糖(グルコース)	9	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
	ケトン体分画〔静脈血・動脈血〕	20	59	生化Ⅰ	D007-019	ケトン体分画
1199	嫌気性培養	126	122(加算)	微生物	D018	嫌気性培養加算

コ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2954	コア蛋白質(HCV抗原)	82	(102)	免疫	D013-005	HCVコア蛋白
2347	抗AChR抗体(抗アセチルコリンレセプター抗体)	60	775	免疫	D014-045	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)
2127	抗ARS抗体	58	(190)	免疫	D014-023	抗ARS抗体
9639	抗BP180抗体	60	270	免疫	D014-036	抗BP180-NC16a抗体
2461	抗CCP抗体(抗シトルリン化ペプチド抗体)	55	193	免疫	D014-024	抗シトルリン化ペプチド抗体定量
2938	抗CL・β2GPⅠ抗体(抗カルジオリピン・β2グリコプロテインⅠ複合体抗体)	62	223	免疫	D014-029	抗カルジオリピンβ2グリコプロテインⅠ複合体抗体
0667	抗DNA抗体	57	159	免疫	D014-017	抗DNA抗体定量
0670	抗ds-DNA抗体 IgG	57	159	免疫	D014-017	抗DNA抗体定量
0671	抗ds-DNA抗体 IgM	57				
2740	抗GAD抗体	34	(134)	生化Ⅱ	D008-019	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)
0476	抗GBM抗体(抗糸球体基底膜抗体)	60	262	免疫	D014-034	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)
1499	抗IA-2抗体	34	(213)	生化Ⅱ	D008-043	抗IA-2抗体
1880	抗Jo-1抗体〔オクタロニー法〕	58	(140)	免疫	D014-012	抗Jo-1抗体半定量
2181	抗Jo-1抗体〔FEIA法〕	58	(140)	免疫	D014-012	抗Jo-1抗体定量
2872	抗LKM-1抗体	59	215	免疫	D014-028	抗LKM-1抗体

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

コ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0028	抗MAC抗体(抗酸菌抗体定性)	48	116	免疫	D012-018	抗酸菌抗体定性
7714	抗MDA5抗体	59	(270)	免疫	D014-037	抗MDA5抗体
7716	抗Mi-2抗体	59	(270)	免疫	D014-037	抗Mi-2抗体
2246	抗MuSK抗体(抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体)	60	1000	免疫	D014-047	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体
2527	抗p53抗体	77	(163)	生化Ⅱ	D009-022	抗p53抗体
1221	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	59	(170)	免疫	D014-019	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体
0676	抗RNP抗体〔オクタロニー法〕	57	(144)	免疫	D014-013	抗RNP抗体半定量
2735	抗RNP抗体〔FEIA法〕	57	(144)	免疫	D014-013	抗RNP抗体定量
1877	抗Scl-70抗体〔オクタロニー法〕	58	(157)	免疫	D014-016	抗Scl-70抗体半定量
2739	抗Scl-70抗体〔FEIA法〕	58	(157)	免疫	D014-016	抗Scl-70抗体定量
0677	抗Sm抗体〔オクタロニー法〕	57	(147)	免疫	D014-014	抗Sm抗体半定量
2736	抗Sm抗体〔FEIA法〕	57	(147)	免疫	D014-014	抗Sm抗体定量
0738	抗SS-A/Ro抗体〔オクタロニー法〕	58	(161)	免疫	D014-018	抗SS-A/Ro抗体半定量
2737	抗SS-A/Ro抗体〔FEIA法〕	58	(161)	免疫	D014-018	抗SS-A/Ro抗体定量
0739	抗SS-B/La抗体〔オクタロニー法〕	58	(157)	免疫	D014-016	抗SS-B/La抗体半定量
2738	抗SS-B/La抗体〔FEIA法〕	58	(157)	免疫	D014-016	抗SS-B/La抗体定量
0668	抗ss-DNA抗体 IgG	57	159	免疫	D014-017	抗DNA抗体定量
0669	抗ss-DNA抗体 IgM	57				
7718	抗TIF1-γ抗体	59	(270)	免疫	D014-037	抗TIF1-γ抗体
2732	抗TPO抗体(抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体)	27	(138)	免疫	D014-011	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体
0672	抗アクアポリン4抗体	55	1000	免疫	D014-047	抗アクアポリン4抗体
2347	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)	60	775	免疫	D014-045	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)
0686	抗胃壁細胞抗体(抗パリエタル細胞抗体)	59				
0665	抗核抗体(ANA)	57	99	免疫	D014-005	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量
0684	抗ガラクトース欠損IgG抗体(CARF)	55	111	免疫	D014-008	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量
2938	抗カルジオリピン-β ₂ グリコプロテインⅠ複合体抗体(抗CL-β ₂ GPⅠ抗体)	62	223	免疫	D014-029	抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインⅠ複合体抗体
7835	抗カルジオリピン抗体 IgG〔EIA法〕	62	226	免疫	D014-030	抗カルジオリピンIgG抗体
7836	抗カルジオリピン抗体 IgM〔EIA法〕	62	226	免疫	D014-030	抗カルジオリピンIgM抗体
2246	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体(抗MuSK抗体)	60	1000	免疫	D014-047	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体
0697	抗血小板抗体	61	261	免疫	D011-008	抗血小板抗体
2732	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体(抗TPO抗体)	27	(138)	免疫	D014-011	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体
2478	抗好中球細胞質抗体(MPO-ANCA、P-ANCA)	60	251	免疫	D014-032	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)
2477	抗好中球細胞質抗体(PR3-ANCA、C-ANCA)	60	252	免疫	D014-033	抗好中球細胞質プロテインナーゼ3抗体(PR3-ANCA)
0368	抗サイログロブリン抗体(TgAb)	27	(136)	免疫	D014-010	抗サイログロブリン抗体
1801~	交差適合試験	68	頁参照			
0567	好酸球数(EOS-数)	101	17	血液	D005-004	好酸球数
1591	抗酸菌 塗抹鏡検〔チールネルゼン法〕	129	67	微生物	D017-003	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(その他のもの)
2687	抗酸菌 塗抹鏡検〔蛍光法〕	129	50	微生物	D017-001	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの)
1594	抗酸菌 分離培養〔固形培地法〕	129	209	微生物	D020-002	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)
1860	抗酸菌 分離培養〔液体培地法〕	129	300	微生物	D020-001	抗酸菌分離培養(液体培地法)
	抗酸菌感受性(MIC測定)(非結核性・迅速発育)	129	400	微生物	D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)
2779	抗酸菌群核酸増幅検査(MAC-PCR)	130	421	微生物	D023-016	マイコバクテリウム・アビウム及びびントラセルラー(MAC)核酸検出
0028	抗酸菌抗体定性(抗MAC抗体)	48	116	免疫	D012-018	抗酸菌抗体定性
7679	抗酸菌同定〔質量分析法〕	129	361	微生物	D021	抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)
0476	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	60	262	免疫	D014-034	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)
2461	抗シトルリン化ペプチド抗体(抗CCP抗体)	55	193	免疫	D014-024	抗シトルリン化ペプチド抗体定量
2933	甲状腺刺激抗体(TSH刺激性レセプター抗体・TSAb)	27	330	免疫	D014-040	甲状腺刺激抗体(TSAb)
0358	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	25	98	生化Ⅱ	D008-006	甲状腺刺激ホルモン(TSH)
0622	抗ストレプトリジンO抗体(ASO)	47	15	免疫	D012-001	抗ストレプトリジンO(ASO)定量
0185	高精度分染法→染色体〔先天異常〕	109	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。)3 その他の場合 *分染法加算あり*
1876	抗セントロメア抗体	59	174	免疫	D014-020	抗セントロメア抗体定量
2373	抗デスモグレイン1抗体	60	300	免疫	D014-039	抗デスモグレイン1抗体

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

コ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2374	抗デスモグレイン3抗体	60	270	免疫	D014-036	抗デスモグレイン3抗体
0946	抗トリコスポロンアサヒ抗体	49	822	免疫	D012-064	抗トリコスポロン・アサヒ抗体
0686	抗パリエタル細胞抗体(抗胃壁細胞抗体)	59				
0681	抗平滑筋抗体(SMA)	59				
0682	抗ミトコンドリア抗体	59	181	免疫	D014-021	抗ミトコンドリア抗体半定量
2545	抗ミトコンドリアM2抗体	59	189	免疫	D014-022	抗ミトコンドリア抗体定量
0776	抗ミュー管ホルモン(AMH)	36	597	生化Ⅱ	D008-052	抗ミュー管ホルモン(AMH)
2037	抗ランゲルハンス氏島抗体(ICA)	34				
0655	抗利尿ホルモン(ADH・AVP)	26	(224)	生化Ⅱ	D008-047	抗利尿ホルモン(ADH)
7593	抗リン脂質抗体(APL)パネル	62	678	免疫	D014-030	頁参照
	コクサッキーウイルス(CF法・NT法)	86・87	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
2202	骨塩定量検査	23	140		D217	骨塩定量検査
0227	骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)	29	(157)	生化Ⅱ	D008-026	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)
2723	骨型酒石酸抵抗性酸性フォスファターゼ(TRACP-5b)	30	(156)	生化Ⅱ	D008-025	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)
0526	骨髄像(マルク)	102	788	血液	D005-014	骨髄像
1138	コプロボルフィリン定性	8				
0241	コプロボルフィリン定量[血液]	8	210	生化Ⅰ	D007-052	赤血球コプロボルフィリン
0239	コプロボルフィリン定量[尿中]	8	131	尿・糞便	D001-014	コプロボルフィリン(尿)
0054	コリンエステラーゼ(ChE)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	コリンエステラーゼ(ChE)
	コルチゾール	32	(121)	生化Ⅱ	D008-014	コルチゾール
2001	コレステロール分画	11	57	生化Ⅰ	D007-018	コレステロール分画

サ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2672	(肺)サーファクタントプロテインA(SP-A)	67	130	生化Ⅰ	D007-035	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)
2671	(肺)サーファクタントプロテインD(SP-D)	67	136	生化Ⅰ	D007-039	肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)
	サイクリックAMP	37	(165)	生化Ⅱ	D008-032	サイクリックAMP(cAMP)
2483	サイトケラチン19フラグメント(シフラ・CYFRA)	75	(154)	生化Ⅱ	D009-018	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)
0962	サイトメガロ(CMV)ウイルス[CF法]	89	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	サイトメガロ(CMV)ウイルス IgG,IgM[CLIA法]	89	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
2479	サイトメガロ(CMV)ウイルスDNA定性	95				
8305	サイトメガロ(CMV)ウイルス核酸検出(新生児尿)	95	801	微生物	D023-020	サイトメガロウイルス核酸検出
1606	サイトメガロ(CMV)ウイルス核酸定量	95	450	微生物	D023-017	サイトメガロウイルス核酸定量
0926	サイトメガロ(CMV)ウイルスpp65抗原(C7-HRP)	95	356	免疫	D012-057	サイトメガロウイルスpp65抗原定性
1293	サイトメガロ(CMV)ウイルスpp65抗原(C10,C11)	95	356	免疫	D012-057	サイトメガロウイルスpp65抗原定性
1121	細胞診[その他]	138	190	病理	N004-002	細胞診(1部位につき) 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの
2230	細胞診[婦人科]《LBC法》	138	150+45	病理	N004-001	細胞診(1部位につき) 婦人科材料等によるもの *液状化検体加算あり*
1120	細胞診[婦人科]《直接塗抹法》	138	150	病理	N004-001	細胞診(1部位につき) 婦人科材料等によるもの
0364	サイロキシン(T4)	27	105	生化Ⅱ	D008-011	サイロキシン(T4)
0366	サイロキシン結合グロブリン(TBG)	27	(130)	生化Ⅱ	D008-018	サイロキシン結合グロブリン(TBG)
0367	サイログロブリン(Tg)	27	(128)	生化Ⅱ	D008-016	サイログロブリン
0368	(抗)サイログロブリン抗体(TgAb)	27	(136)	免疫	D014-010	抗サイログロブリン抗体
1003	酸化LDL(MDA-LDL)	11	194	生化Ⅰ	D007-050	マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)

シ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0199	シアリルLeX-i抗原(SLX)	75	(140)	生化Ⅱ	D009-013	シアリルLeX-i抗原(SLX)
2217	シアリルTn抗原(STN)	77	(146)	生化Ⅱ	D009-016	シアリルTn抗原(STN)
0683	シアリ化糖鎖抗原KL-6(KL-6)	67	108	生化Ⅰ	D007-028	KL-6
0172	シアル酸	20				

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

シ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2977	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ	36	116	尿・糞便	D004-008	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)
0476	(抗)糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	60	262	免疫	D014-034	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)
1557	シスタチンC	5	112	生化Ⅰ	D007-030	シスタチンC
2483	シフラ(CYFRA・サイトケラチン19フラグメント)	75	(154)	生化Ⅱ	D009-018	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)
0577	脂肪酸4分画	13	393	生化Ⅱ	D010-007	脂肪酸分画
	真菌(塗抹鏡検)	126	67	微生物	D017-003	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(その他のもの)
	真菌(培養・同定)	126	頁参照	微生物	D018	細菌培養同定検査
2390	心筋トロポニンT	65	109	生化Ⅰ	D007-029	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量
2842	心筋トロポニンT定性	65	109	生化Ⅰ	D007-029	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量
0460	神経特異エノラーゼ(NSE)	75	(142)	生化Ⅱ	D009-014	神経特異エノラーゼ(NSE)
2164	心室筋ミオシン軽鎖Ⅰ	65	184	生化Ⅰ	D007-048	心室筋ミオシン軽鎖Ⅰ
0839	(ヒト)心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)	65	131	生化Ⅰ	D007-036	心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定量
1919	迅速発育抗酸菌感受性(MIC測定)	129	400	微生物	D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)
0143	浸透圧[血清]	16	15	血液	D005-003	血液浸透圧
0144	浸透圧[尿中]	16	16	尿・糞便	D001-003	尿浸透圧

ス 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2223	臍PLA ₂ (臍ホスホリパーゼA ₂)	2	204	生化Ⅰ	D007-051	ホスホリパーゼA ₂ (PLA ₂)
1051	髄液(リコール)一般検査	123	62	尿・糞便	D004-004	髄液一般検査
1063	髄液(リコール)クロール	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ナトリウム及びクロール
1061	髄液(リコール)蛋白定量	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総蛋白
1062	髄液(リコール)糖定量	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
1060	髄液トリプトファン反応	123				
	水銀(Hg)	19				
7739	臍グルカゴン	34	(150)	生化Ⅱ	D008-023	グルカゴン
0959	水痘・帯状(VZV)疱疹ウイルス[CF法]	91	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	水痘・帯状(VZV)疱疹ウイルス IgG,IgM[EIA法]	91	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
2353	水痘・帯状(VZV)疱疹ウイルスDNA定性	96				
2697	水痘・帯状(VZV)疱疹ウイルスDNA定量	96	450	微生物	D023-017	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量
0980	水痘帯状ヘルペス抗原	94	227	免疫	D012-051	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)
2223	臍ホスホリパーゼA ₂ (臍PLA ₂)	2	204	生化Ⅰ	D007-051	ホスホリパーゼA ₂ (PLA ₂)
1629	スチレン代謝物	21				

セ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1075	精液一般検査	123	70	尿・糞便	D004-005	精液一般検査
2385	精子不動化抗体	62				
0341	成長ホルモン(GH)	25	(105)	生化Ⅱ	D008-012	成長ホルモン(GH)
0502	赤血球数(RBC)→血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
0242	赤血球遊離プロトポフィリン	8	272	生化Ⅰ	D007-058	赤血球プロトポフィリン
0711	セルロプラスミン(CP)	67	90	免疫	D015-009	セルロプラスミン
0393	セロトニン	33				
1066	穿刺液一般検査	121				
1073	穿刺液蛋白定量	121	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総蛋白
1074	穿刺液糖定量	121	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
0186	染色体検査[血液疾患]	111	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。)3 その他の場合 *分染法加算あり*
	染色体検査[先天異常]	109	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。)3 その他の場合 *分染法加算あり*
1876	(抗)セントロメア抗体	59	174	免疫	D014-020	抗セントロメア抗体定量
2949	前立腺特異抗原(PSA)	76	(121)	生化Ⅱ	D009-009	前立腺特異抗原(PSA)

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ソ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0091	総コレステロール (T-ch)	11	(17)	生化 I	D007-003	総コレステロール
1979	総三塩化物 (1・1・1-トリクロロエタン)	21				
1977	総三塩化物 (テトラクロロエチレン)	21				
1981	総三塩化物 (トリクロロエチレン)	21				
0101	総胆汁酸 (TBA)	13	47	生化 I	D007-013	胆汁酸
0001	総蛋白 (TP)	1	(11)	生化 I	D007-001	総蛋白
0147	総鉄結合能 (TIBC)	18	(11)	生化 I	D007-001	総鉄結合能 (TIBC) (比色法)
0043	総ビリルビン (T-Bil)	8	(11)	生化 I	D007-001	総ビリルビン
2956	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (BTR)	6	283	生化 II	D010-005	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (BTR)
2907	総ホモシステイン	6	279	生化 II	D010-004	アミノ酸 1種類につき
1118	組織検査	139	860	病理	N000	病理組織標本作製
1121	その他 細胞診	138	190	病理	N004-002	細胞診 (1部位につき) 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの
0342	ソマトメジン-C (IGF- I)	26	(212)	生化 II	D008-042	ソマトメジンC

タ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1260	大腸癌 RAS/BRAF変異解析	114	4000	遺・染色	D004-2-1	悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査
0615	第Ⅶ因子インヒビター (凝固抑制第Ⅶ因子)	108	(144)	血液	D006-019	凝固因子インヒビター
0593	第Ⅶ因子様抗原定量 (フォン・ウィルブランド因子抗原定量)	108	(147)	血液	D006-020	von Willebrand因子 (VWF) 抗原
1332	第Ⅸ因子インヒビター (凝固抑制第Ⅸ因子)	108	(144)	血液	D006-019	凝固因子インヒビター
1347	多発性骨髄腫腫瘍解析検査 (CD38マルチ解析)	117	1940	血液	D005-015	造血系腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)
0101	(総) 胆汁酸 (TBA)	13	47	生化 I	D007-013	胆汁酸
0954	単純ヘルペス (HSV) ウイルス [CF法]	91	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)
	単純ヘルペス (HSV) ウイルス 1型,2型 [NT法]	91	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)
	単純ヘルペス (HSV) ウイルス IgG,IgM [EIA法]	91	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)
	単純ヘルペス (HSV) ウイルスDNA定性	96				
2685	単純ヘルペス (HSV) ウイルスDNA定量	96	450	微生物	D023-017	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量
2021	単純ヘルペス特異抗原	94	180	免疫	D012-039	単純ヘルペスウイルス抗原定性
1090	蛋白定量 [関節液]	122	(11)	生化 I	D007-001	総蛋白
1061	蛋白定量 [髄液]	123	(11)	生化 I	D007-001	総蛋白
1073	蛋白定量 [穿刺液]	121	(11)	生化 I	D007-001	総蛋白
1164	蛋白定量 [尿中]	121	7	尿・糞便	D001-001	尿蛋白
0004	蛋白分画	1	(18)	生化 I	D007-004	蛋白分画

チ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0095	中性脂肪 (TG)	11	(11)	生化 I	D007-001	中性脂肪
2396	虫体鑑別	124				
2117	虫体検出	124	23	尿・糞便	D003-003	虫体検出 (糞便)
1674	(便) 虫卵検査 [集卵]	124	15	尿・糞便	D003-001	虫卵検出 (集卵法) (糞便)
1671	(便) 虫卵検査 [塗抹]	124	20	尿・糞便	D003-002	糞便塗抹顕微鏡検査 (虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)
0693	直接クームス試験	68	34	免疫	D011-002	Coombs試験【直接】
0044	直接ビリルビン (D-Bil)	8	(11)	生化 I	D007-001	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン
0193	チロシン・フェニルアラニン (アミノ酸分析2種類)	7	558	生化 II	D010-004	アミノ酸 1種類につき
1141	沈渣 [尿中]	121	27+9	尿・糞便	D002	尿沈渣 (鏡検法) 尿沈渣染色標本加算

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ツ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
------------	------	---	----------	----------	------------	----------------

	ツツガ虫 IgG抗体〔カトー・カープ・ギリアム〕	50	各203	免疫	D012-045	ツツガムシ抗体半定量
	ツツガ虫 IgM抗体〔カトー・カープ・ギリアム〕	50	各203	免疫	D012-045	ツツガムシ抗体半定量

テ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
------------	------	---	----------	----------	------------	----------------

1464	低カルボキシリ化オステオカルシン (ucOc)	29	(154)	生化Ⅱ	D008-024	低カルボキシリ化オステオカルシン (ucOc)
1212	定量培養〔尿中〕	126				
1851	デオキシピリジノリン (DPD)	30	(191)	生化Ⅱ	D008-039	デオキシピリジノリン (DPD) (尿)
0435	テストステロン	35	(119)	生化Ⅱ	D008-013	テストステロン
2746	(遊離) テストステロン	35	(159)	生化Ⅱ	D008-027	遊離テストステロン
2373	(抗) デスモグレイン1抗体	60	300	免疫	D014-039	抗デスモグレイン1抗体
2374	(抗) デスモグレイン3抗体	60	270	免疫	D014-036	抗デスモグレイン3抗体
0146	(血清) 鉄 (Fe)	18	(11)	生化Ⅰ	D007-001	鉄 (Fe)
0564	鉄染色	102	頁参照			
1977	テトラクロルエチレン (総三塩化物)	21				
1976	テトラクロルエチレン (トリクロル酢酸)	21				
2452	デヒドロエピアンドロステロンサルフェート (DHEA-S)	32	(164)	生化Ⅱ	D008-031	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)

ト 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
------------	------	---	----------	----------	------------	----------------

	銅 (Cu)	18	(23)	生化Ⅰ	D007-005	銅 (Cu)
4338	透析液エンドトキシン	131				
1091	糖定量〔関節液〕	122	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
1062	糖定量〔髄液〕	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
1074	糖定量〔穿刺液〕	121	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
1167	糖定量〔尿中〕	121	9	尿・糞便	D001-002	尿グルコース
2550	トータルPAI-1 (tPA・PAI-1複合体)	106	(240)	血液	D006-032	tPA・PAI-1複合体
0630	トキソプラズマ IgG抗体	50	93	免疫	D012-014	トキソプラズマ抗体
0631	トキソプラズマ IgM抗体	50	95	免疫	D012-015	トキソプラズマIgM抗体
	特異的IgE (CAPアレルギー 16種セット)	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	特異的IgE (CAPシングルアレルギー)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	特異的IgE (CAPマルチアレルギー)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
2416	特異的IgE (MAST36)	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
1603	特異的IgE Ara h 2 (ピーナッツ由来)	71	110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	(一般) 特殊染色〔組織〕	139				
1171	塗抹鏡検 (一般細菌)	125	67	微生物	D017-003	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (その他のもの)
1591	塗抹鏡検 (抗酸菌)〔チールネルゼン法〕	129	67	微生物	D017-003	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (その他のもの)
2687	塗抹鏡検 (抗酸菌)〔蛍光法〕	129	50	微生物	D017-001	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの)
0680	トランスサイレチン (プレアルブミン)	67	101	免疫	D015-012	トランスサイレチン (プレアルブミン)
0712	トランスフェリン (Tf)	66	60	免疫	D015-007	トランスフェリン (Tf)
2663	(尿中) トランスフェリン → 尿中マイクロトランスフェリン	66	98	尿・糞便	D001-008	トランスフェリン (尿)
1981	トリクロルエチレン (総三塩化物)	21				
1980	トリクロルエチレン (トリクロル酢酸)	21				
1978	トリクロル酢酸 (1・1・1-トリクロルエタン)	21				
1976	トリクロル酢酸 (テトラクロルエチレン)	21				
1980	トリクロル酢酸 (トリクロルエチレン)	21				
0946	(抗) トリコスポロンアサヒ抗体	49	822	免疫	D012-064	抗トリコスポロン・アサヒ抗体
7848	トリコモナス/マイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	54	350	微生物	D023-012	陰トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出
0068	トリプシン	2	189	生化Ⅰ	D007-049	トリプシン
1060	(髄液) トリプトファン反応	123				

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ト 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0361	トリヨードサイロニン(T ₃)	27	99	生化Ⅱ	D008-007	トリヨードサイロニン(T ₃)
2390	(心筋)トロポニンT	65	109	生化Ⅰ	D007-029	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量
2842	(心筋)トロポニンT定性	65	109	生化Ⅰ	D007-029	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量
2027	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)	105	(171)	血液	D006-024	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)
2771	トロンボモジュリン	106	(204)	血液	D006-027	トロンボモジュリン

ナ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0262	ナイアシン(ニコチン酸)	17				
	ナトリウム(Na)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ナトリウム及びクロール
	鉛(Pb)	18				

ニ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0262	ニコチン酸(ナイアシン)	17				
	日本脳炎ウイルス(HI法・CF法)	88	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
0312	乳酸	20	47	生化Ⅰ	D007-013	有機モノカルボン酸
0051	乳酸脱水素酵素(LD・LDH)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)
2259	ニューモシスチスカリニDNA	51				
	尿酸(UA)	6	(11)	生化Ⅰ	D007-001	尿酸
1092	尿酸結晶	122	50	尿・糞便	D004-002	関節液検査
2710	尿素呼気試験	48	70	微生物	D023-2-002	尿素呼気試験(UBT)
	尿素窒素(UN)	6	(11)	生化Ⅰ	D007-001	尿素窒素
1164	尿蛋白定量	121	7	尿・糞便	D001-001	尿蛋白
1739	尿中Ⅳ型コラーゲン	66	184	尿・糞便	D001-015	Ⅳ型コラーゲン(尿)
1903	尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)	66	210	尿・糞便	D001-019	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)
0729	尿中アルブミン定性	66	49	尿・糞便	D001-006	アルブミン定性(尿)
	尿中アルブミン定量	66	99	尿・糞便	D001-009	アルブミン定量(尿)
1126	尿中一般検査	119	26		D000	尿中一般物質定性半定量検査
1212	尿中定量培養	126				
1341	尿中肺炎球菌莢膜抗原	51	188	免疫	D012-041	肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)
1975	尿中ヘリコバクターピロリ抗体	48	70	免疫	D012-009	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量
1137	尿中ベンスジョーンズ蛋白定性(B-J)	63				
2663	尿中マイクログロブリン	66	98	尿・糞便	D001-008	トランスフェリン(尿)
0736	尿中免疫電気泳動(尿中ベンスジョーンズ蛋白の同定)	63	201	免疫	D015-022	Bence Jones蛋白同定(尿)
1340	尿中レジオネラ抗原	51	205	免疫	D012-046	レジオネラ抗原定性(尿)
1141	尿沈渣(染色法)	121	27+9	尿・糞便	D002	尿沈渣(鏡検法) 尿沈渣染色標本加算
1167	尿糖定量	121	9	尿・糞便	D001-002	尿グルコース
1134	尿比重	121				
0445	妊娠試験(HCG定性)	36	55	生化Ⅱ	D008-001	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性

ノ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1311	ノロウイルス抗原(イムノクロマト法)	94	150	免疫	D012-028	ノロウイルス抗原定性
	ノロウイルス抗原(EIA法・RT-PCR法)	94				

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ハ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1431	肺癌 EGFR変異解析コバスv2	114	2500	遺・染色	D004-2-1	悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なもの
7744	肺癌 EGFR変異解析コバスv2《血漿》	114	2100	遺・染色	D006-12	EGFR遺伝子検査(血漿)
2672	肺サーファクタントプロテインA (SP-A)	67	130	生化Ⅰ	D007-035	肺サーファクタント蛋白-A (SP-A)
2671	肺サーファクタントプロテインD (SP-D)	67	136	生化Ⅰ	D007-039	肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)
1358	〔梅毒定性〕FTA-ABS	47	134	免疫	D012-023	梅毒トレポネーマ抗体 (FAT-ABS試験) 半定量
2020	〔梅毒定性〕IgM FTA-ABS	47				
0653	〔梅毒定性〕RPR法	47	15	免疫	D012-001	梅毒血清反応 (STS) 定性
0656	〔梅毒定性〕TPHA法	47	32	免疫	D012-004	梅毒トレポネーマ抗体定性
0661	〔梅毒定量〕FTA-ABS	47	134	免疫	D012-023	梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 半定量
2114	〔梅毒定量〕IgM FTA-ABS	47				
0657	〔梅毒定量〕RPR法	47	34	免疫	D012-005	梅毒血清反応 (STS) 定量
0660	〔梅毒定量〕TPHA法	47	53	免疫	D012-006	梅毒トレポネーマ抗体定量
	培養目的菌	127・128				
	培養・同定 (一般細菌)	125	頁参照	微生物	D018	細菌培養同定検査
0501	白血球数 (WBC) →血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
0511	白血球分類 (血液像) 【自動機械法】	102	15	血液	D005-003	末梢血液像 (自動機械法)
●●	白血球分類 (血液像) 【鏡検法】		25	血液	D005-006	末梢血液像 (鏡検法)
7711	白血病・リンパ腫解析検査 (LLA) CD45ゲーティング	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)
0331	馬尿酸	21				
	バニリルマンデル酸 (VMA定量)	33	90	生化Ⅱ	D008-004	バニールマンデル酸 (VMA)
0725	ハプトグロビン	65	129	免疫	D015-014	ハプトグロビン (型補正を含む。)
	パラインフルエンザウイルス1型・2型・3型 (HI法)	92	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)
2957	(ヒト) バルボウイルスB19 IgG (EIA法)	88				
2579	(ヒト) バルボウイルスB19 IgM (EIA法)	88	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)

ヒ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0129	ヒアルロン酸〔胸水〕	20				
0128	ヒアルロン酸〔血清〕	20	179	生化Ⅰ	D007-046	ヒアルロン酸
1918	非結核性抗酸菌感受性 (MIC測定)	129	400	微生物	D022	抗酸菌薬剤感受性検査 (培地数に関係なく)
1134	比重〔尿中〕	121				
1226	鼻汁好酸球	103	15	血液	D005-003	好酸球 (鼻汁・喀痰)
0251	ビタミンA	16				
0252	ビタミンB1	16	239	生化Ⅰ	D007-056	ビタミンB1
0253	ビタミンB2	16	235	生化Ⅰ	D007-055	ビタミンB2
0254	ビタミンB6	16				
0255	ビタミンB12	16	136	生化Ⅰ	D007-039	ビタミンB12
0257	ビタミンC (アスコルビン酸)	17	296	生化Ⅰ	D007-060	ビタミンC
2282	ビタミンD →1,25-(OH) ₂ ビタミンD (活性型)	17	388	生化Ⅰ	D007-063	1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃
0258	ビタミンD →25-OHビタミンD [くる病]	17	117	生化Ⅰ	D007-031	25-ヒドロキシビタミン
1203	ビタミンD →25OHビタミンD [骨粗鬆症]	17	117	生化Ⅰ	D007-031	25-ヒドロキシビタミン
0259	ビタミンE	17				
0263	ビタミンK分画	17				
2741	ヒト癌胎児性フィブロネクチン	36	204	免疫	D015-023	癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)
0705	非特異的IgE (IgE)	71	100	免疫	D015-011	非特異的IgE定量
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG定量)	36	(130)	生化Ⅱ	D008-018	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量
0839	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP)	65	131	生化Ⅰ	D007-036	心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量
0482	ヒト心房性Na利尿ペプチド (h-ANP)	38	(221)	生化Ⅱ	D008-046	心房性Na利尿ペプチド (ANP)
7742	ヒト精巢上体蛋白4 (HE4)	77	(200)	生化Ⅱ	D009-029	ヒト精巢上体蛋白4 (HE4)
2914	ヒト脳性Na利尿ペプチド (BNP)	38	(130)	生化Ⅱ	D008-018	脳性Na利尿ペプチド (BNP)

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

ヒ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2593	ヒト脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)	38	(136)	生化Ⅱ	D008-020	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)
2636	ヒトパピローマウイルス (HPV) -DNA同定〔中～高リスク型〕	98	347	微生物	D023-010	HPV核酸検出
1912	ヒトパピローマウイルス (HPV) -DNA簡易ジェノタイプ	98	347	微生物	D023-011	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
1921	ヒトパピローマウイルス (HPV) ジェノタイプ判定	98	2000	微生物	D023-025	HPVジェノタイプ判定
2957	ヒトパルボウイルスB19 IgG〔EIA法〕	88				
2579	ヒトパルボウイルスB19 IgM〔EIA法〕	88	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
7722	百日咳菌核酸検出	51	360	微生物	D023-013	百日咳菌核酸検出
2442	百日咳抗体〔EIA法〕	51	257	免疫	D012-054	百日咳菌抗体
	百日咳抗体 IgA,IgM〔EIA法〕	51	80	免疫	D012-012	百日咳菌抗体半定量
1118	病理組織検査	139	860	病理	N000	病理組織標本作製
0311	ピルビン酸	20	47	生化Ⅰ	D007-013	有機モノカルボン酸
1093	ピロリン酸Ca	122	50	尿・糞便	D004-002	関節液検査

フ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2224	ファディアトープ(アトピー鑑別試験)	71	194	免疫	D015-021	アトピー鑑別試験定性
0586	フィブリノーゲン定量(Fib)	104	23	血液	D006-004	フィブリノーゲン定量
0576	フィラリア原虫検査	103	40	血液	D005-007	血中微生物検査
0944	風疹ウイルス〔HI法〕	90	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	風疹ウイルス IgG,IgM〔EIA法〕	90	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
2007	フェリチン定量	66	102	生化Ⅰ	D007-025	フェリチン定量
0598	フォン・ウィルブラント因子活性(vWf-リストセチンコファクター)	108	(126)	血液	D006-014	von Willebrand因子(VWF) 活性
0593	フォン・ウィルブラント因子抗原定量(第Ⅷ因子様抗原定量)	108	(147)	血液	D006-020	von Willebrand因子(VWF) 抗原
0695	不規則抗体	68	159	免疫	D011-004	不規則抗体
0690	不規則抗体同定	68	159	免疫	D011-004	不規則抗体
1278	副甲状腺ホルモン(whole-PTH)	29	(161)	生化Ⅱ	D008-029	副甲状腺ホルモン(PTH)
0489	副甲状腺ホルモンインタクト(PTH-intact)	29	(161)	生化Ⅱ	D008-029	副甲状腺ホルモン(PTH)
2953	副甲状腺ホルモン関連蛋白intact(PTHrP-intact)	29	(186)	生化Ⅱ	D008-038	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)
0345	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	25	(184)	生化Ⅱ	D008-037	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)
2230	婦人科 細胞診〔LBC法〕	138	150+45	病理	N004-001	細胞診(1部位につき) 婦人科材料等によるもの *液状化検体加算あり*
1120	婦人科 細胞診〔直接塗抹法〕	138	150	病理	N004-001	細胞診(1部位につき) 婦人科材料等によるもの
0148	不飽和鉄結合能(UIBC)	18	(11)	生化Ⅰ	D007-001	不飽和鉄結合能(UIBC) (比色法)
0592	プラスミノゲン活性	105	100	血液	D006-012	プラスミノゲン活性
0591	プラスミノゲン定量	105	100	血液	D006-012	プラスミノゲン抗原
0680	プレアルブミン(トランスサイレチン)	67	101	免疫	D015-012	トランスサイレチン(プレアルブミン)
0433	プレグナンジオール(P ₂)	35	(213)	生化Ⅱ	D008-043	プレグナンジオール
0434	プレグナントリオール(P ₃)	35	(232)	生化Ⅱ	D008-048	プレグナントリオール
0020	プロカルシトニン	49	276	生化Ⅰ	D007-059	プロカルシトニン(PCT) 定量
0432	プロゲステロン(P)	35	(143)	生化Ⅱ	D008-022	プロゲステロン
	プロゲステロンレセプター(PgR)〔組織〕	139	690	病理	N002-002	免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製 プロゲステロンレセプター
0679	プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)	66	136	生化Ⅰ	D007-039	プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)
2302	プロテインC活性	106	(227)	血液	D006-031	プロテインC活性
2233	プロテインC抗原量	106	(226)	血液	D006-030	プロテインC抗原
2380	プロテインS(遊離型抗原量)	106	(154)	血液	D006-022	プロテインS抗原
1295	プロテインS活性	106	(163)	血液	D006-023	プロテインS活性
2950	プロテインS抗原量	106	(154)	血液	D006-022	プロテインS抗原
0242	(赤血球遊離)プロトポルフィリン	8	272	生化Ⅰ	D007-058	赤血球プロトポルフィリン
0582	プロトロンビン時間(PT)	104	18	血液	D006-002	プロトロンビン時間(PT)
0348	プロラクチン(PRL)	25	98	生化Ⅱ	D008-006	プロラクチン(PRL)
1594	分離培養(抗酸菌)〔固形培地法〕	129	209	微生物	D020-002	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)
1860	分離培養(抗酸菌)〔液体培地法〕	129	300	微生物	D020-001	抗酸菌分離培養(液体培地法)

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0509	平均赤血球色素濃度(MCHC) →血液一般検査	101				(赤血球恒数)
0508	平均赤血球色素量(MCH) →血液一般検査	101				(赤血球恒数)
0507	平均赤血球容積(MCV) →血液一般検査	101				(赤血球恒数)
7155	ペプシノゲン(PG)	4				
0504	ヘマトクリット(Ht) →血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
0503	ヘモグロビン(Hb) →血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
0570	ヘモグロビンA1c →HbA1c	9・103	49	血液	D005-009	ヘモグロビンA1c(HbA1c)
2773	ヘリコバクター・ピロリ抗原〔便中〕	48	142	免疫	D012-025	ヘリコバクター・ピロリ抗原定性
2448	ヘリコバクター・ピロリ抗体〔血中〕	48	80	免疫	D012-012	ヘリコバクター・ピロリ抗体
1975	ヘリコバクター・ピロリ抗体〔尿中〕	48	70	免疫	D012-009	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量
0560	ペルオキシダーゼ染色(P-O染色)	102	頁参照			
1137	ベンスジョーンズ蛋白定性(B-J)	63				
0736	ベンスジョーンズ蛋白の同定(尿中免疫電気泳動)	63	201	免疫	D015-022	Bence Jones蛋白同定(尿)
7431	便中カルプロテクチン	61	268	尿・糞便	D003-009	カルプロテクチン(糞便)
1674	便虫卵検査〔集卵〕	124	15	尿・糞便	D003-001	虫卵検出(集卵法)(糞便)
1671	便虫卵検査〔塗抹〕	124	20	尿・糞便	D003-002	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)
1698	便ヘモグロビン&トランスフェリン定性(Hb・Tf)	124	56	尿・糞便	D003-008	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量
1692	便ヘモグロビン〔精密測定〕	124	41	尿・糞便	D003-007	糞便中ヘモグロビン
1683	便ヘモグロビン〔免疫法〕	124	37	尿・糞便	D003-005	糞便中ヘモグロビン定性

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2223	(臍)ホスホリパーゼA2(臍PLA2)	2	204	生化Ⅰ	D007-051	ホスホリパーゼA2(PLA2)
2907	(総)ホモシステイン	6	279	生化Ⅱ	D010-004	アミノ酸 1種類につき
	ホモバニリン酸(HVA定量)	33	69	生化Ⅱ	D008-003	ホモバニリン酸(HVA)
0238	ポルフォビリノーゲン定量	8	186	尿・糞便	D001-016	ポルフォビリノーゲン(尿)

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2663	(尿中)マイクロトランスフェリン	66	98	尿・糞便	D001-008	トランスフェリン(尿)
	マイコプラズマ抗体	48	32	免疫	D012-004	マイコプラズマ抗体半定量
2067	マイコプラズマ・ニューモニエ核酸同定	48	291	微生物	D023-006	マイコプラズマ核酸検出
	マグネシウム(Mg)	16	(11)	生化Ⅰ	D007-001	マグネシウム
0950	麻疹ウイルス〔NT法〕	90	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	麻疹ウイルス IgG,IgM〔EIA法〕	90	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
1395	末梢血好中球BCR-ABL1 t(9;22)転座	111	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) ¹ FISH法を用いた場合
2707	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)	55	116	免疫	D014-009	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)
0566	マラリア原虫検査	103	40	血液	D005-007	血中微生物検査
0526	マルク(骨髓像)	102	788	血液	D005-014	骨髓像
	マンガン(Mn)	19	(27)	生化Ⅰ	D007-008	マンガン(Mn)
0127	マンデル酸(エチルベンゼン)	21				

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2536	ミエリン塩基性蛋白(MBP)	64	570	尿・糞便	D004-012	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)
	ミオグロビン(Mb)	65	131	生化Ⅰ	D007-036	ミオグロビン定量
0682	(抗)ミトコンドリア抗体	59	181	免疫	D014-021	抗ミトコンドリア抗体半定量
2545	(抗)ミトコンドリアM2抗体	59	189	免疫	D014-022	抗ミトコンドリア抗体定量
0776	(抗)ミュラー管ホルモン(AMH)	36	597	生化Ⅱ	D008-052	抗ミュラー管ホルモン(AMH)

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

	無機リン (IP)	16	(17)	生化 I	D007-003	無機リン及びリン酸
	ムンプスウイルス [HI法・CF法・NT法]	89	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)
	ムンプスウイルス IgG, IgM [EIA法]	89	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

0390	メタネフリン2分画	33	(220)	生化 II	D008-045	メタネフリン・ノルメタネフリン分画
0329	メタノール	23				
0332	メチル馬尿酸	21				
	免疫組織化学染色	139				
0735	免疫電気泳動 (抗ヒト全血清による同定) 【IEP】	63	170	免疫	D015-017	免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清)
2167	免疫電気泳動 (特異抗血清による同定)	63	218	免疫	D015-024	免疫電気泳動法 (特異抗血清)
0736	免疫電気泳動 (尿中ベンスジョーンズ蛋白の同定)	63	201	免疫	D015-022	Bence Jones蛋白同定 (尿)
2679	免疫複合体 (モノクローナルRF)	55	194	免疫	D014-025	モノクローナルRF結合免疫複合体

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

0505	網状赤血球数 (Ret)	101	12	血液	D005-002	網状赤血球数
2679	モノクローナルRF (免疫複合体)	55	194	免疫	D014-025	モノクローナルRF結合免疫複合体
	モノクローナル抗体によるリンパ球表面マーカーの自動解析	116				

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

	薬剤感受性検査 (一般細菌)	126	頁参照	微生物	D019	細菌薬剤感受性検査
	薬剤感受性検査 (結核菌・抗酸菌)	129	400	微生物	D022	抗酸菌薬剤感受性検査 (培地数に関係なく)
0188	薬剤によるリンパ球刺激試験 (DLST)	118				

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

0439	遊離HCG-β (HCG-βサブユニット)	36	(129)	生化 II	D008-017	ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)
1902	遊離L鎖κ/λ比 (FLC)	64	388	免疫	D015-029	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比
0365	遊離サイロキシニン (FT4)	27	(121)	生化 II	D008-014	遊離サイロキシニン (FT4)
7432	遊離脂肪酸 (NEFA)	11	59	生化 I	D007-019	遊離脂肪酸
2746	遊離テストステロン	35	(159)	生化 II	D008-027	遊離テストステロン
0362	遊離トリヨードサイロニン (FT3)	27	(121)	生化 II	D008-014	遊離トリヨードサイロニン (FT3)

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

0256	葉酸	17	146	生化 I	D007-041	葉酸
------	----	----	-----	------	----------	----

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
-------	------	---	----------	----------	------------	----------------

2037	(抗) ランゲルハンス氏島抗体 (ICA)	34				
0344	卵胞刺激ホルモン (FSH)	25	(105)	生化 II	D008-012	卵胞刺激ホルモン (FSH)

検査項目索引 (五十音)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

リ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2129	リウマチ因子定量(RF)	55	30	免疫	D014-002	リウマトイド因子(RF)定量
1051	リコール(髄液)一般検査	123	62	尿・糞便	D004-004	髄液一般検査
1063	リコール(髄液)クロール	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ナトリウム及びクロール
1061	リコール(髄液)蛋白定量	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総蛋白
1062	リコール(髄液)糖定量	123	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
0598	リストセチンコファクター(Wf.フォン・ウィルブランド'因子活性)	108	(126)	血液	D006-014	von Willebrand因子(VWF)活性
	リゾチーム	3				
0070	リパーゼ	2	(24)	生化Ⅰ	D007-006	リパーゼ
2387	リボ蛋白(a) [Lp(a)]	14	107	生化Ⅰ	D007-027	リボ蛋白(a)
0034	リボ蛋白分画	13	49	生化Ⅰ	D007-015	リボ蛋白分画
2393	リボ蛋白分画[HPLC法]	13	129	生化Ⅰ	D007-034	リボ蛋白分画(HPLC法)
	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出PCR	54	262	微生物	D023-005	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出
	淋菌核酸検出PCR	54	198	微生物	D023-002	淋菌核酸検出
0098	リン脂質(PL)	11	(15)	生化Ⅰ	D007-002	リン脂質
0188	(薬剤による)リンパ球刺激試験(DLST)	118				
	(Two-color解析による)リンパ球表面マーカー検査	116				
	(モノクローナル抗体による)リンパ球表面マーカー自動解析	116				
0191	(Con-Aによる)リンパ球幼若化検査	118	345	免疫	D016-007	リンパ球刺激試験(LST) 1薬剤
0190	(PHAによる)リンパ球幼若化検査	118	345	免疫	D016-007	リンパ球刺激試験(LST) 1薬剤

ル 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2971	ループスアンチコアグラント(APTT凝固時間法)	62				
2868	ループスアンチコアグラント(希釈ラッセル蛇毒時間法)	62	265	免疫	D014-035	ループスアンチコアグラント定量
2929	ループスアンチコアグラント(リン脂質中和法)	62	265	免疫	D014-035	ループスアンチコアグラント定量

レ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1340	(尿中)レジオネラ抗原	51	205	免疫	D012-046	レジオネラ抗原定性(尿)
2931	レチノール結合蛋白(RBP)	67	132	免疫	D015-015	レチノール結合蛋白(RBP)
0477	レニン活性(PRA)	37	100	生化Ⅱ	D008-008	レニン活性
2669	レニン定量(ARC)	37	102	生化Ⅱ	D008-010	レニン定量
2400	レムナント様リボ蛋白コレステロール(RLPコレステロール)	11	174	生化Ⅰ	D007-044	レムナント様リボ蛋白コレステロール(RLP-C)

ロ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0053	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)
1633	ロイシンリッチα ₂ グリコ蛋白(LRG)	61	268	生化Ⅰ	D007-057	ロイシンリッチα ₂ グリコ蛋白
1599	ロタウイルス抗原	92	65	免疫	D012-008	ロタウイルス抗原定性(糞便)

検査項目索引 (アルファベット)

●アルファベット

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0003	A/G比	1				
7165	ABC分類(胃がんリスク層別化検査)	4				
0691	ABO式血液型	68	24	免疫	D011-001	ABO血液型
0083	ACE(アンギオテンシンⅠ転換酵素)	4	136	生化Ⅰ	D007-039	アンギオテンシンⅠ転換酵素(ACE)
2347	AChR抗体→抗アセチルコリンレセプター抗体	60	775	免疫	D014-045	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)
0345	ACTH(副腎皮質刺激ホルモン)	25	(184)	生化Ⅱ	D008-037	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)
0063	ADA(アデノシンデアミナーゼ)	4	32	生化Ⅰ	D007-011	アデノシンデアミナーゼ(ADA)
0655	ADH(抗利尿ホルモン・AVP)	26	(224)	生化Ⅱ	D008-047	抗利尿ホルモン(ADH)
2006	AFP定量(α-フェトプロテイン定量)	75	(98)	生化Ⅱ	D009-002	α-フェトプロテイン(AFP)
2404	AFPレクチン分画	75	(185)	生化Ⅱ	D009-026	α-フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)
0167	AI(アルミニウム)	19	109	生化Ⅰ	D007-029	アルミニウム(AI)
0002	Alb(アルブミン)	1	(11)	生化Ⅰ	D007-001	アルブミン(BCP改良法・BCG法)
0059	ALD(アルドラーゼ)	3	(11)	生化Ⅰ	D007-001	アルドラーゼ
	ALK融合タンパク【高感度HC法】	137	2700	病理	N002-006	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ALK融合タンパク
0058	ALP(アルカリフォスファターゼ)	1	(11)	生化Ⅰ	D007-001	アルカリホスファターゼ(ALP)
0212	ALPアインザイム	1	48	生化Ⅰ	D007-014	ALPアインザイム
0561	ALP染色	102	頁参照			
0050	ALT(GPT)	1	(17)	生化Ⅰ	D007-003	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)
0776	AMH(抗ミュラー管ホルモン)	36	597	生化Ⅱ	D008-052	抗ミュラー管ホルモン(AMH)
	AMY(アミラーゼ)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	アミラーゼ
	AMYアインザイム(アミラーゼアインザイム)	2	48	生化Ⅰ	D007-014	アミラーゼアインザイム
0665	ANA(抗核抗体)	57	99	免疫	D014-005	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量
7593	APL(抗リン脂質抗体)パネル	62	678	免疫	D014-030	頁参照
0583	APTT(活性化部分トロンボプラスチン時間)	104	29	血液	D006-007	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)
1603	Ara h 2(ピーナッツ由来)→特異的IgE	71	110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
2669	ARC→レニン定量(ARC)	37	102	生化Ⅱ	D008-010	レニン定量
2127	(抗)ARS抗体	58	(190)	免疫	D014-023	抗ARS抗体
0622	ASO(抗ストレプトリジンO抗体)	47	15	免疫	D012-001	抗ストレプトリジンO(ASO)定量
0049	AST(GOT)	1	(17)	生化Ⅰ	D007-003	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)
0589	AT-Ⅲ(アンチトロンビンⅢ)	105	70	血液	D006-009	アンチトロンビン活性またはアンチトロンビン抗原
2935	ATLA(HTLV-Ⅰ)抗体[CLIA法]	97	159	免疫	D012-031	HTLV-Ⅰ抗体
1386	ATLA(HTLV-Ⅰ)プロウイルスDNA[クロナリティ]	97				
0655	AVP(抗利尿ホルモン・ADH)	26	(224)	生化Ⅱ	D008-047	抗利尿ホルモン(ADH)

項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0227	BAP(骨型アルカリフォスファターゼ)	29	(157)	生化Ⅱ	D008-026	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)
2650	BCA225	76	(158)	生化Ⅱ	D009-020	BCA225
2155	BCL6 3q27転座	112	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。)1 FISH法を用いた場合
2760	BCR-ABL1 t(9;22)転座	111	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。)1 FISH法を用いた場合
1395	(末梢血好中球)BCR-ABL1 t(9;22)転座	111	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。)1 FISH法を用いた場合
2036	BFP(塩基性フェトプロテイン)	75	(150)	生化Ⅱ	D009-017	塩基性フェトプロテイン(BFP)
2335	BGP(オステオカルシン)	29	(157)	生化Ⅱ	D008-026	オステオカルシン(OC)
1137	B-J定性(ベンスジョーンズ蛋白定性)	63				
	BMG(β2-ミクログロブリン)	67	98	免疫	D015-010	β2-ミクログロブリン
2914	BNP(ヒト脳性Na利尿ペプチド)	38	(130)	生化Ⅱ	D008-018	脳性Na利尿ペプチド(BNP)
9639	(抗)BP180抗体	60	270	免疫	D014-036	抗BP180-NC16a抗体
0171	BS(血糖・グルコース)	9	(11)	生化Ⅰ	D007-001	グルコース
2956	BTR(総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比)	6	283	生化Ⅱ	D010-005	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR)
0203	B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)	81	(252)	免疫	D013-012	HBVコア関連抗原(HBcrAg)
0194	B細胞百分率(T細胞百分率 B細胞百分率)	116	193	免疫	D016-003	T細胞・B細胞百分率
	B細胞表面免疫グロブリン(Sm-Ig)	116	155	免疫	D016-001	B細胞表面免疫グロブリン

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

C 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0664	C1-INH活性(C1-インアクチベーター活性)	106	253	免疫	D015-025	C1インアクチベーター
0714	C1q	64				
0664	C1-インアクチベーター活性(C1-INH活性)	106	253	免疫	D015-025	C1インアクチベーター
0715	C3(β1C/β1Aグロブリン)	64	70	免疫	D015-008	C3
0716	C4(β1Eグロブリン)	64	70	免疫	D015-008	C4
	Ca(カルシウム)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	カルシウム
0457	CA125	77	(136)	生化Ⅱ	D009-011	CA125
0456	CA15-3	76	(112)	生化Ⅱ	D009-006	CA15-3
0455	CA19-9	77	(121)	生化Ⅱ	D009-009	CA19-9
2315	CA54/61	77	(184)	生化Ⅱ	D009-025	CA54/61
0465	CA602	77	(190)	生化Ⅱ	D009-027	CA602
0492	CA72-4	77	(146)	生化Ⅱ	D009-016	CA72-4
2477	C-ANCA(抗好中球細胞質抗体・PR3-ANCA)	60	252	免疫	D014-033	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)
	CAPアレルゲン 16種セット(特異的IgE)	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	CAPシングルアレルゲン(特異的IgE)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	CAPマルチアレルゲン(特異的IgE)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
0684	CARF(抗ガラクトース欠損IgG抗体)	55	111	免疫	D014-008	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量
2831	CATCH22 →22染色体(22q11欠失)	110	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。)1 FISH法を用いた場合
0183	C-Band →染色体[先天異常]	109	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。)3 その他の場合 *分染法加算あり*
0303	CBFB inv(16) 逆位, t(16;16) 転座	112	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。)1 FISH法を用いた場合
2461	CCP抗体 →抗シトルリ化ペプチド抗体(抗CCP抗体)	55	193	免疫	D014-024	抗シトルリ化ペプチド抗体定量
	Cd(カドミウム)	19				
1347	CD38マルチ解析(多発性骨髄腫解析検査)	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)
7712	CD45ゲーティング(悪性リンパ腫解析検査)[MLA]	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)
7711	CD45ゲーティング(白血病・リンパ腫解析検査)[LLA]	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)
2005	CEA(癌胎児性抗原)	75	(99)	生化Ⅱ	D009-003	癌胎児性抗原(CEA)
0674	CH50(血清補体価)	64	38	免疫	D015-004	血清補体価(CH50)
0054	ChE(コリンエステラーゼ)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	コリンエステラーゼ(ChE)
0057	CK(CPK)	3	(11)	生化Ⅰ	D007-001	クレアチンキナーゼ(CK)
0220	CK(CPK)-MB[免疫阻害法]	3	55	生化Ⅰ	D007-017	CKアイソザイム
2476	CK(CPK)-MB[CLIA法]	3	90	生化Ⅰ	D007-022	CK-MB(蛋白量測定)
0215	CK(CPK)アイソザイム	3	55	生化Ⅰ	D007-017	CKアイソザイム
	Cl(クロール)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ナトリウム及びクロール
2938	(抗)CL-β2GPⅠ抗体(抗カルジオリピンβ2グリコプロテインⅠ複合体抗体)	62	223	免疫	D014-029	抗カルジオリピンβ2グリコプロテインⅠ複合体抗体
0962	CMV(サイトメガロ)ウイルス[CF法]	89	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	CMV(サイトメガロ)ウイルス IgG,IgM[CLIA法]	89	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
2479	CMV(サイトメガロ)ウイルスDNA定性	95				
8305	CMV(サイトメガロ)ウイルス核酸検出(新生児尿)	95	801	微生物	D023-020	サイトメガロウイルス核酸検出
1606	CMV(サイトメガロ)ウイルス核酸定量	95	450	微生物	D023-017	サイトメガロウイルス核酸定量
0926	CMV(サイトメガロ)ウイルスpp65抗原(C7-HRP)	95	356	免疫	D012-057	サイトメガロウイルスpp65抗原定性
1293	CMV(サイトメガロ)ウイルスpp65抗原(C10,C11)	95	356	免疫	D012-057	サイトメガロウイルスpp65抗原定性
0191	Con-Aによるリンパ球幼若化検査	118	345	免疫	D016-007	リンパ球刺激試験(LST) 1薬剤
0711	CP(セルロプラスミン)	67	90	免疫	D015-009	セルロプラスミン
0057	CPK(CK)	3	(11)	生化Ⅰ	D007-001	クレアチンキナーゼ(CK)
0220	CPK(CK)-MB[免疫阻害法]	3	55	生化Ⅰ	D007-017	CKアイソザイム
2476	CPK(CK)-MB[CLIA法]	3	90	生化Ⅰ	D007-022	CK-MB(蛋白量測定)
0215	CPK(CK)アイソザイム	3	55	生化Ⅰ	D007-017	CKアイソザイム
	CPR(C-ペプチド)	34	(105)	生化Ⅱ	D008-012	C-ペプチド(CPR)
	Cr(クロム)	19				
	CRE(クレアチニン)	5	(11)	生化Ⅰ	D007-001	クレアチニン
2135	CRP(C反応性蛋白)定性	65	16	免疫	D015-001	C反応性蛋白(CRP)定性
0621	CRP(C反応性蛋白)定量	65	16	免疫	D015-001	C反応性蛋白(CRP)

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

C 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	CRT (クレアチン)	5	(11)	生化Ⅰ	D007-001	クレアチン
0475	CT (カルシトニン)	29	(130)	生化Ⅱ	D008-018	カルシトニン
	Cu (銅)	18	(23)	生化Ⅰ	D007-005	銅 (Cu)
2483	CYFRA (シフラ・サイトケラチン19フラグメント)	75	(154)	生化Ⅱ	D009-018	サイトケラチン19フラグメント (シフラ)
	C-ペプチド (CPR)	34	(105)	生化Ⅱ	D008-012	C-ペプチド (CPR)

D 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0044	D-Bil (直接ビリルビン)	8	(11)	生化Ⅰ	D007-001	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン
2745	D-Dダイマー 定量	104	(127)	血液	D006-015	Dダイマー
2452	DHEA-S (デヒドロエピアンドロステロンサルフェート)	32	(164)	生化Ⅱ	D008-031	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)
0188	DLST (薬剤によるリンパ球刺激試験)	118				
0667	(抗)DNA抗体	57	159	免疫	D014-017	抗DNA抗体定量
1851	DPD (デオキシビリジノリン)	30	(191)	生化Ⅱ	D008-039	デオキシビリジノリン (DPD) (尿)
0670	(抗)ds-DNA抗体 IgG	57	159	免疫	D014-017	抗DNA抗体定量
0671	(抗)ds-DNA抗体 IgM	57				
0461	DUPAN-2	77	(115)	生化Ⅱ	D009-007	DUPAN-2

E 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	E ₂ (エストラジオール)	35	(167)	生化Ⅱ	D008-033	エストラジオール (E ₂)
	EBウイルス (EIA法)	93	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)
	EBウイルス (FA法)	93	頁参照			
1605	EBウイルスDNA定量	96	310	微生物	D023-008	EBウイルス核酸定量
2309	eGFR	5				
2533	eGFRcys	5				
1431	(肺癌)EGFR変異解析コバスv2	114	2500	遺・染色	D004-2-1	悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なもの
7744	(肺癌)EGFR変異解析コバスv2《血漿》	114	2100	遺・染色	D006-12	EGFR遺伝子検査 (血漿)
0567	EOS-数 (好酸球数)	101	17	血液	D005-004	好酸球数
	ER → エストロゲンレセプター (ER) [組織]	139	720	病理	N002-001	免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 エストロゲンレセプター

F 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0588	FDP定量 (血漿)	104	80	血液	D006-010	フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定量
1140	FDP定量 (尿中)	104	72	尿・糞便	D001-007	フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) (尿)
0146	Fe (血清鉄)	18	(11)	生化Ⅰ	D007-001	鉄 (Fe)
0586	Fib (フィブリノーゲン定量)	104	23	血液	D006-004	フィブリノゲン定量
1205	FIP1L1-PDGFR del (4) 長腕欠失 (4q12欠失)	112	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査 (全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
1902	FLC (遊離L鎖κ/λ比)	64	388	免疫	D015-029	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比
0344	FSH (卵巣刺激ホルモン)	25	(105)	生化Ⅱ	D008-012	卵巣刺激ホルモン (FSH)
1358	FTA-ABS定性 → 梅毒定性	47	134	免疫	D012-023	梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性
0661	FTA-ABS定量 → 梅毒定量	47	134	免疫	D012-023	梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 半定量
0362	FT3 (遊離トリヨードサイロニン)	27	(121)	生化Ⅱ	D008-014	遊離トリヨードサイロニン (FT3)
0365	FT4 (遊離サイロキシン)	27	(121)	生化Ⅱ	D008-014	遊離サイロキシン (FT4)

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

G 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2474	GA(グリコアルブミン)	9	55	生化Ⅰ	D007-017	グリコアルブミン
	GABA(γ-アミノ酪酸)	6	279	生化Ⅱ	D010-004	アミノ酸 1種類につき
2740	(抗)GAD抗体	34	(134)	生化Ⅱ	D008-019	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)
0186	G-Band →染色体〔血液疾患〕	111	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。)3 その他の場合 *分染法加算あり*
0181	G-Band →染色体〔先天異常〕	109	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。)3 その他の場合 *分染法加算あり*
0476	(抗)GBM抗体(抗糸球体基底膜抗体)	60	262	免疫	D014-034	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)
0341	GH(成長ホルモン)	25	(105)	生化Ⅱ	D008-012	成長ホルモン(GH)
0049	GOT(AST)	1	(17)	生化Ⅰ	D007-003	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)
0050	GPT(ALT)	1	(17)	生化Ⅰ	D007-003	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)
0066	GUA(グアナーゼ)	4	35	生化Ⅰ	D007-012	グアナーゼ

H 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0482	h-ANP(ヒト心房性ナトリウムペプチド)	38	(221)	生化Ⅱ	D008-046	心房性ナトリウムペプチド(ANP)
0903	HA抗体 IgG →IgG-HA抗体	82	(146)	免疫	D013-008	HA抗体
0913	HA抗体 IgM →IgM-HA抗体	82	(146)	免疫	D013-008	HA-IgM抗体
0503	Hb(ヘモグロビン) →血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
1698	Hb・Tf(便ヘモグロビン&トランスフェリン定性)	124	56	尿・糞便	D003-008	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量
0570	HbA1c →ヘモグロビンA1c	9・103	49	血液	D005-009	ヘモグロビンA1c(HbA1c)
0203	HBcrAg(B型肝炎ウイルスコア関連抗原)	81	(252)	免疫	D013-012	HBVコア関連抗原(HBcrAg)
0910	HBc抗体	81	(130)	免疫	D013-006	HBc抗体半定量・定量
0911	HBc抗体 IgM →IgM-HBc抗体	81	(146)	免疫	D013-008	HBc-IgM抗体
0908	HBe抗原	81	(98)	免疫	D013-004	HBe抗原
0909	HBe抗体	81	(98)	免疫	D013-004	HBe抗体
0901	HBs抗原定性	81	29	免疫	D013-001	HBs抗原定性・半定量
0906	HBs抗原定量	81	(88)	免疫	D013-003	HBs抗原
0902	HBs抗体定性	81	32	免疫	D013-002	HBs抗体定性
0907	HBs抗体定量	81	(88)	免疫	D013-003	HBs抗体
2199	HBV-DNA定量〔TaqManPCR法〕	81	256	微生物	D023-004	HBV核酸定量
0168	HBVゲノタイプ	81	(340)	免疫	D013-014	HBVジェノタイプ判定
0439	(遊離)HCG-β(HCG-βサブユニット)	36	(129)	生化Ⅱ	D008-017	ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)
0439	HCG-βサブユニット(遊離HCG-β)	36	(129)	生化Ⅱ	D008-017	ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)
0445	HCG定性(妊娠試験)	36	55	生化Ⅱ	D008-001	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG) 定性
	HCG定量(ヒト絨毛性ゴナドトロピン)	36	(130)	生化Ⅱ	D008-018	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG) 定量
2209	HCV RNAコアジェノタイプ	82				
2257	HCV-RNA定量〔TaqManPCR法〕	82	412	微生物	D023-015	HCV核酸定量
2682	HCV群別(グルーピング)	82	(215)	免疫	D013-011	HCV血清群別判定
2954	HCV抗原(コア蛋白質)	82	(102)	免疫	D013-005	HCVコア蛋白
2031	HCV抗体	82	(102)	免疫	D013-005	HCV抗体定性・定量
0498	HCV抗体(第3世代)(肝炎健診用)	82	(102)	免疫	D013-005	HCV抗体定性・定量
0092	HDLコレステロール	11	(17)	生化Ⅰ	D007-003	HDL-コレステロール
7742	HE4(ヒト精巣上体蛋白4)	77	(200)	生化Ⅱ	D009-029	ヒト精巣上体蛋白4(HE4)
	HER2(DISH法)〔組織〕	139	2700	病理	N005-001	HER2遺伝子標本作製 単独の場合
	HER2(FISH法)〔組織〕	139	2700	病理	N005-001	HER2遺伝子標本作製 単独の場合
	HER2(IHC法)〔組織〕	139	690	病理	N002-003	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 HER2タンパク
2039	HER2タンパク(血清中)	76	腫管		B001-003	悪性腫瘍特異物質治療管理料 その他のもの
0467	HEV抗体 IgA →IgA-HEV抗体	82	(210)	免疫	D013-010	HE-IgA抗体定性
0839	H-FABP(ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白)	65	131	生化Ⅰ	D007-036	心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP) 定量
	Hg(水銀)	19				
2651	HGF(肝細胞増殖因子)	37	227	生化Ⅰ	D007-054	肝細胞増殖因子(HGF)
0170	HIT抗体(血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体)	61	390	免疫	D011-010	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG,IgM及びIgA抗体)

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

H 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2258	HIV-1RNA定量	97	520	微生物	D023-018	HIV-1核酸定量
2356	HIV-1/2抗体確認検査(イムノクロマト法)	97	660	免疫	D012-063	HIV-1特異抗体・HIV-2特異抗体
1035	HIV抗原・抗体	97	127	免疫	D012-020	HIV-1,2抗原・抗体同時測定定量
0197	HLA-A,B(血清対応型タイピング)	115				
0198	HLA-DR(血清対応型タイピング)	115				
0336	HLA-A(DNAタイピング)	115				
1646	HLA-B(DNAタイピング)	115				
2254	HLA-C(DNAタイピング)	115				
	HLA-DPB1(DNAタイピング)	115				
1574	HLA-DQB1(DNAタイピング)	115				
9618	HLA-DRB1(DNAタイピング)	115				
1912	HPV-DNA簡易ジェノタイプ	98	347	微生物	D023-011	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
1180	HPV-DNA同定(LBC)	98	347	微生物	D023-010	HPV核酸検出
2636	HPV-DNA同定[中～高リスク型]	98	347	微生物	D023-010	HPV核酸検出
2637	HPV-DNA同定[低リスク型]	98				
1970	HPV簡易ジェノタイプ(9種判別)	98	347	微生物	D023-011	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
1921	HPVジェノタイプ判定	98	2000	微生物	D023-025	HPVジェノタイプ判定
0954	HSV(単純ヘルペス)ウイルス[CF法]	91	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	HSV(単純ヘルペス)ウイルス 1型,2型[NT法]	91	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)
	HSV(単純ヘルペス)ウイルス IgG,IgM[EIA法]	91	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)
	HSV(単純ヘルペス)ウイルスDNA定性	96				
2685	HSV(単純ヘルペス)ウイルスDNA定量	96	450	微生物	D023-017	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量
0504	Ht(ヘマトクリット)→血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
2935	HTLV-Ⅰ(ATLA)抗体[CLIA法]	97	159	免疫	D012-031	HTLV-Ⅰ抗体
1386	HTLV-Ⅰ(ATLA)プロウイルスDNA[クロナリティ]	97				
7729	HTLV-Ⅰ核酸検出 定性	97	450	微生物	D023-017	HTLV-Ⅰ核酸検出
7446	HTLV-Ⅰ抗体(ラインプロット法)	97	425	免疫	D012-060	HTLV-Ⅰ抗体(ウェスタンプロット法及びラインプロット法)
8415	HTLV-ⅠプロウイルスDNA定性	97				
	HVA定量(ホモバニリン酸)	33	69	生化Ⅱ	D008-003	ホモバニリン酸(HVA)

I 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1499	(抗)IA-2抗体	34	(213)	生化Ⅱ	D008-043	抗IA-2抗体
2037	ICA(抗ランゲルハンス氏島抗体)	34				
0267	ICG(消失率)	23	150		D286	肝及び腎のクリアランステスト
0266	ICG(停滞率)	23	100		D289-002	その他の機能テスト 2 肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)
0735	IEP(免疫電気泳動)[抗ヒト全血清による同定]	63	170	免疫	D015-017	免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)
7511	IFN-γ x IL-4/CD4(Th1/Th2)	116				
0702	IgA	63	38	免疫	D015-004	免疫グロブリン
0467	IgA-HEV抗体	82	(210)	免疫	D013-010	HE-IgA抗体定性
	IgE(CAPアレルゲン16種セット)	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	IgE(CAPシングルアレルゲン)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	IgE(CAPマルチアレルゲン)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
2416	IgE(MAST36)	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
2224	IgE(アトピー鑑別試験)→ファディアトープ	71	194	免疫	D015-021	アトピー鑑別試験定性
	IgE(特異的IgE)	71	各110	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
0705	IgE(非特異的IgE)	71	100	免疫	D015-011	非特異的IgE定量
0342	IGF-Ⅰ(ソマトメジン-C)	26	(212)	生化Ⅱ	D008-042	ソマトメジンC
0701	IgG	63	38	免疫	D015-004	免疫グロブリン
0713	IgG4	63	377	免疫	D014-041	IgG4
0903	IgG-HA抗体	82	(146)	免疫	D013-008	HA抗体

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

I 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2329	IgG型リウマチ因子	55	198	免疫	D014-026	IgG型リウマトイド因子
0685	IgGサブクラス分画	63				
7289	IGH-BCL2 t(14;18) 転座	112	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
2044	IGH-CCND1 (IGH-BCL1) t(11;14) 転座	112	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
2451	IGH-FGFR3 t(4;14) 転座	112	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
0703	IgM	63	38	免疫	D015-004	免疫グロブリン
2020	IgM FTA-ABS定性 →梅毒定性	47				
2114	IgM FTA-ABS定量 →梅毒定量	47				
0913	IgM-HA抗体	82	(146)	免疫	D013-008	HA-IgM抗体
0911	IgM-HBc抗体	81	(146)	免疫	D013-008	HBc-IgM抗体
	IP(無機リン)	16	(17)	生化Ⅰ	D007-003	無機リン及びプリン酸
0371	IRI(インスリン)	34	100	生化Ⅱ	D008-008	インスリン(IRI)

J 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1880	(抗)Jo-1抗体[オクタロニー法]	58	(140)	免疫	D014-012	抗Jo-1抗体半定量
2181	(抗)Jo-1抗体[FEIA法]	58	(140)	免疫	D014-012	抗Jo-1抗体定量

K 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	K(カリウム)	15	(11)	生化Ⅰ	D007-001	カリウム
0683	KL-6(シアル化糖鎖抗原KL-6)	67	108	生化Ⅰ	D007-028	KL-6

L 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1903	L-FABP →尿中L型脂肪酸結合蛋白	66	210	尿・糞便	D001-019	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)
1903	(尿中)L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)	66	210	尿・糞便	D001-019	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)
0053	LAP(ロイシンアミノペプチダーゼ)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)
0051	LD(LDH・乳酸脱水素酵素)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)
0206	LD(LDH)アイソザイム	2	48	生化Ⅰ	D007-014	LDアイソザイム
0051	LDH(LD・乳酸脱水素酵素)	2	(11)	生化Ⅰ	D007-001	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)
0206	LDH(LD)アイソザイム	2	48	生化Ⅰ	D007-014	LDアイソザイム
2546	LDLコレステロール	11	(18)	生化Ⅰ	D007-004	LDL-コレステロール
0343	LH(黄体形成ホルモン)	25	(105)	生化Ⅱ	D008-012	黄体形成ホルモン(LH)
2872	(抗)LKM-1抗体	59	215	免疫	D014-028	抗LKM-1抗体
7711	LLA(白血球・リンパ腫解析検査)CD45ゲーティング	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)
2387	Lp(a)[リポ蛋白(a)]	14	107	生化Ⅰ	D007-027	リポ蛋白(a)
1633	LRG(ロイシンリッチα2グリコプロテイン)	61	268	生化Ⅰ	D007-057	ロイシンリッチα2グリコプロテイン

M 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
7235	M2BPGi →Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体	66	194	生化Ⅰ	D007-050	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体
7235	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体(M2BPGi)	66	194	生化Ⅰ	D007-050	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体
2779	MAC-PCR(抗酸菌群核酸増幅検査)	130	421	微生物	D023-016	マイコバクテリウム・アビウム及びびントラセルラー(MAC)核酸検出
0028	MAC抗体 →抗MAC抗体(抗酸菌抗体定性)	48	116	免疫	D012-018	抗酸菌抗体定性
7244	Major BCR::ABL1 IS	113	2520	遺・染色	D006-3-1	BCR-ABL1 1 Major BCR-ABL1(mRNA定量(国際標準値))
2934	Major BCR-ABL1 mRNA定性	113	2100	遺・染色	D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査
8488	Major BCR-ABL1 mRNA定量	113	2100	遺・染色	D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

M 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2416	MAST36 (特異的IgE)	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
	Mb (ミオグロビン)	65	131	生化 I	D007-036	ミオグロビン定量
2536	MBP (ミエリン塩基性蛋白)	64	570	尿・糞便	D004-012	ミエリン塩基性蛋白 (MBP) (髄液)
0508	MCH (平均赤血球血色素量) → 血液一般検査	101				(赤血球恒数)
0509	MCHC (平均赤血球血色素濃度) → 血液一般検査	101				(赤血球恒数)
0507	MCV (平均赤血球容積) → 血液一般検査	101				(赤血球恒数)
7714	(抗)MDA5抗体	59	(270)	免疫	D014-037	抗MDA5抗体
1003	MDA-LDL (酸化LDL)	11	194	生化 I	D007-050	マロンジアルデヒド修飾LDL (MDA-LDL)
	Mg (マグネシウム)	16	(11)	生化 I	D007-001	マグネシウム
7716	(抗)Mi-2抗体	59	(270)	免疫	D014-037	抗Mi-2抗体
1398	minor BCR-ABL1 mRNA定性	113	2100	遺・染色	D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査
8489	minor BCR-ABL1 mRNA定量	113	2100	遺・染色	D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査
7712	MLA (悪性リンパ腫解析検査) CD45ゲートティング	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)
2707	MMP-3 (マトリックスメタロプロテイナーゼ-3)	55	116	免疫	D014-009	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3)
	Mn (マンガン)	19	(27)	生化 I	D007-008	マンガン (Mn)
2478	MPO-ANCA (抗好中球細胞質抗体・P-ANCA)	60	251	免疫	D014-032	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)
2246	MuSK抗体 → 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	60	1000	免疫	D014-047	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体

N 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	Na (ナトリウム)	15	(11)	生化 I	D007-001	ナトリウム及びクロール
0062	NAG (N-アセチルグルコサミニダーゼ)	4	41	尿・糞便	D001-005	N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG) (尿)
2041	NCC-ST-439	77	(112)	生化 II	D009-006	NCC-ST-439
7432	NEFA (遊離脂肪酸)	11	59	生化 I	D007-019	遊離脂肪酸
0110	NH ₃ (アンモニア)	6	50	生化 I	D007-016	アンモニア
2306	NK細胞活性	116				
0460	NSE (神経特異エノラーゼ)	75	(142)	生化 II	D009-014	神経特異エノラーゼ (NSE)
2593	NT-proBNP (ヒト脳性ナトリウムペプチド前駆体N端フラグメント)	38	(136)	生化 II	D008-020	脳性ナトリウムペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)
1850	NTX (I型コラーゲン架橋N-テロペプチド)	30	(156)	生化 II	D008-025	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)
0062	N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG)	4	41	尿・糞便	D001-005	N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG) (尿)
0353	N-メチルホルムアミド	21				

P 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0432	P (プロゲステロン)	35	(143)	生化 II	D008-022	プロゲステロン
0433	P ₂ (プレグナンジオール)	35	(213)	生化 II	D008-043	プレグナンジオール
0434	P ₃ (プレグナントリオール)	35	(232)	生化 II	D008-048	プレグナントリオール
2527	(抗)p53抗体	77	(163)	生化 II	D009-022	抗p53抗体
0679	P-Ⅲ-P (プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド)	66	136	生化 I	D007-039	プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)
0271	PABA排泄率 (PFD)	23	100		D289-001	その他の機能テスト 1 膀胱機能テスト (PFDテスト)
0616	PAIgG (血小板関連IgG)	61	190	免疫	D011-006	血小板関連IgG (PA-IgG)
2478	P-ANCA (抗好中球細胞質抗体・MPO-ANCA)	60	251	免疫	D014-032	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)
0573	PAS染色	102	頁参照			
	Pb (鉛)	18				
	PD-L1 (22C3)	139	2700	病理	N005-3	PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製
	PD-L1 (SP142)	139	2700	病理	N005-3	PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製
0271	PFD (PABA排泄率)	23	100		D289-001	その他の機能テスト 1 膀胱機能テスト (PFDテスト)
0608	PF-4 (血小板第4因子)	108	(173)	血液	D006-025	血小板第4因子 (PF4)
7155	PG (ペプシノゲン)	4				
	PgR → プロゲステロンレセプター (PgR) [組織]	139	690	病理	N002-002	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 プロゲステロンレセプター

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

P 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0190	PHAによるリンパ球幼若化検査	118	345	免疫	D016-007	リンパ球刺激試験(LST) 1薬剤
2025	PIC (α2-プラスミンインヒビター・プラスミン複合体)	105	(150)	血液	D006-021	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)
0552	PIVKA-Ⅱ	75	(131)	生化Ⅱ	D009-010	PIVKA-Ⅱ 定量
0098	PL (リン脂質)	11	(15)	生化Ⅰ	D007-002	リン脂質
2223	PLA ₂ → 膵ホスホリパーゼA ₂ (膵PLA ₂)	2	204	生化Ⅰ	D007-051	ホスホリパーゼA ₂ (PLA ₂)
0506	PLT (血小板数) → 血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
2215	PML-RARA t(15:17) 転座	111	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
	PML-RARA mRNA定性	113	2100	遺・染色	D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査
1334	PML-RARA mRNA定量	113	2100	遺・染色	D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査
0560	P-O染色(ペルオキシダーゼ染色)	102	頁参照			
2477	PR3-ANCA (抗好中球細胞質抗体・C-ANCA)	60	252	免疫	D014-033	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)
0477	PRA → レニン活性(PRA)	37	100	生化Ⅱ	D008-008	レニン活性
0348	PRL (プロラクチン)	25	98	生化Ⅱ	D008-006	プロラクチン(PRL)
2765	ProGRP (ガストリン放出ペプチド前駆体)	75	(175)	生化Ⅱ	D009-024	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)
2949	PSA (前立腺特異抗原)	76	(121)	生化Ⅱ	D009-009	前立腺特異抗原(PSA)
2239	PSA-ACT	76	(121)	生化Ⅱ	D009-009	前立腺特異抗原(PSA)
0497	PSA F/T比	76	(150)	生化Ⅱ	D009-017	遊離型PSA比(PSA F/T比)
0272	PSP試験	23	150		D286	肝及び腎のクリアランステスト
0582	PT (プロトロンビン時間)	104	18	血液	D006-002	プロトロンビン時間(PT)
0489	PTH-intact (副甲状腺ホルモンインタクト)	29	(161)	生化Ⅱ	D008-029	副甲状腺ホルモン(PTH)
2953	PTHrP-intact (副甲状腺ホルモン関連蛋白intact)	29	(186)	生化Ⅱ	D008-038	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)
2668	P型アミラーゼ	2	48	生化Ⅰ	D007-014	アミラーゼアインザイム

Q 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0182	Q-Band → 染色体[先天異常]	109	2477+397	遺・染色	D006-5-3	染色体検査(全ての費用を含む。) 3 その他の場合 *分染法加算あり*
1931	QFTゴールドプラス	130	593	免疫	D015-030	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能

R 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1316	R2A培養	131				
1260	(大腸癌)RAS/BRAF変異解析	114	4000	遺・染色	D004-2-001	悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査
0502	RBC (赤血球数) → 血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
2931	RBP (レチノール結合蛋白)	67	132	免疫	D015-015	レチノール結合蛋白(RBP)
0505	Ret (網状赤血球数)	101	12	血液	D005-002	網状赤血球数
2129	RF (リウマチ因子定量)	55	30	免疫	D014-002	リウマチ因子(RF) 定量
0692	Rh (D) 式血液型	68	24	免疫	D011-001	Rh (D) 血液型
2300	Rh-Hr式血液型	68	148	免疫	D011-003	Rh (その他の因子) 血液型
2400	RLPコレステロール (レムナント様リポ蛋白コレステロール)	11	174	生化Ⅰ	D007-044	レムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP-C)
1221	(抗)RNAポリメラーゼⅢ抗体	59	(170)	免疫	D014-019	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体
0676	(抗)RNP抗体[オクタロニー法]	57	(144)	免疫	D014-013	抗RNP抗体半定量
2735	(抗)RNP抗体[FEIA法]	57	(144)	免疫	D014-013	抗RNP抗体定量
0653	RPR法定性 → 梅毒定性	47	15	免疫	D012-001	梅毒血清反応(STS) 定性
0657	RPR法定量 → 梅毒定量	47	34	免疫	D012-005	梅毒血清反応(STS) 定量
	RSウイルス[CF法・NT法]	88	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり)

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

S 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2776	SAA(血清アミロイドA蛋白)	65	47	免疫	D015-006	血清アミロイドA蛋白(SAA)
0462	SCC抗原	75	(101)	生化Ⅱ	D009-004	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)
1877	(抗)Scl-70抗体[オクタロニー法]	58	(157)	免疫	D014-016	抗Scl-70抗体半定量
2739	(抗)Scl-70抗体[FEIA法]	58	(157)	免疫	D014-016	抗Scl-70抗体定量
0605	SFMC(可溶性フィブリンモノマー複合体)	105	93	血液	D006-011	フィブリンモノマー複合体定性
2526	sIL-2R(可溶性IL-2レセプター)	78	(438)	生化Ⅱ	D009-036	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)
0199	SLX(シアリルLe ^x -i抗原)	75	(140)	生化Ⅱ	D009-013	シアリルLe ^x -i抗原(SLX)
0681	SMA(抗平滑筋抗体)	59				
	Sm-Ig(B細胞表面免疫グロブリン)	116	155	免疫	D016-001	B細胞表面免疫グロブリン
0899	SMRP(可溶性メソテリン関連ペプチド)	78	(220)	生化Ⅱ	D009-030	可溶性メソテリン関連ペプチド
0677	(抗)Sm抗体[オクタロニー法]	57	(147)	免疫	D014-014	抗Sm抗体半定量
2736	(抗)Sm抗体[FEIA法]	57	(147)	免疫	D014-014	抗Sm抗体定量
2672	SP-A(肺サーファクタント蛋白A)	67	130	生化Ⅰ	D007-035	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)
2026	SPan-1	77	(144)	生化Ⅱ	D009-015	SPan-1
2671	SP-D(肺サーファクタント蛋白D)	67	136	生化Ⅰ	D007-039	肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)
0738	(抗)SS-A/Ro抗体[オクタロニー法]	58	(161)	免疫	D014-018	抗SS-A/Ro抗体半定量
2737	(抗)SS-A/Ro抗体[FEIA法]	58	(161)	免疫	D014-018	抗SS-A/Ro抗体定量
0739	(抗)SS-B/La抗体[オクタロニー法]	58	(157)	免疫	D014-016	抗SS-B/La抗体半定量
2738	(抗)SS-B/La抗体[FEIA法]	58	(157)	免疫	D014-016	抗SS-B/La抗体定量
0668	(抗)ss-DNA抗体 IgG	57	159	免疫	D014-017	抗DNA抗体定量
0669	(抗)ss-DNA抗体 IgM	57				
2217	STN(シアリルTn抗原)	77	(146)	生化Ⅱ	D009-016	シアリルTn抗原(STN)

T 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0361	T ₃ (トリヨードサイロニン)	27	99	生化Ⅱ	D008-007	トリヨードサイロニン(T ₃)
0364	T ₄ (サイロキシン)	27	105	生化Ⅱ	D008-011	サイロキシン(T ₄)
2619	TARC(Th2ケモカイン)	71	179	免疫	D015-018	TARC
2027	TAT(トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体)	105	(171)	血液	D006-024	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)
	TB(結核菌)薬剤感受性検査	129	400	微生物	D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)
0101	TBA(総胆汁酸)	13	47	生化Ⅰ	D007-013	胆汁酸
0366	TBG(サイロキシン結合グロブリン)	27	(130)	生化Ⅱ	D008-018	サイロキシン結合グロブリン(TBG)
0043	T-Bil(総ビリルビン)	8	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総ビリルビン
2744	TB-PCR(結核菌群核酸増幅検査)	130	410	微生物	D023-014	結核菌群核酸検出
0091	T-ch(総コレステロール)	11	(17)	生化Ⅰ	D007-003	総コレステロール
0712	Tf(トランスフェリン)	66	60	免疫	D015-007	トランスフェリン(Tf)
0367	Tg(サイログロブリン)	27	(128)	生化Ⅱ	D008-016	サイログロブリン
0095	TG(中性脂肪)	11	(11)	生化Ⅰ	D007-001	中性脂肪
0368	TgAb(抗サイログロブリン抗体)	27	(136)	免疫	D014-010	抗サイログロブリン抗体
7511	Th1/Th2(IFN-γ x IL-4/CD4)	116				
2619	Th2ケモカイン → TARC	71	179	免疫	D015-018	TARC
0147	TIBC(総鉄結合能)	18	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総鉄結合能(TIBC)(比色法)
7718	(抗)TIF1-γ抗体	59	(270)	免疫	D014-037	抗TIF1-γ抗体
1532	total P1NP(Ⅰ型プロコラーゲン-N-プロペプチド)	29	(160)	生化Ⅱ	D008-028	Ⅰ型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P1NP)
0001	TP(総蛋白)	1	(11)	生化Ⅰ	D007-001	総蛋白
2550	tPA・PAI-1複合体(トータルPAI-1)	106	(240)	血液	D006-032	tPA・PAI-1複合体
0656	TPHA法定性 → 梅毒定性	47	32	免疫	D012-004	梅毒トレポネーマ抗体定性
0660	TPHA法定量 → 梅毒定量	47	53	免疫	D012-006	梅毒トレポネーマ抗体定量
2732	TPO抗体 → 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体(抗TPO抗体)	27	(138)	免疫	D014-011	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体
1638	TRAb定量(TSHレセプター抗体定量)	27	214	免疫	D014-027	抗TSHレセプター抗体(TRAb)
2723	TRACP-5b(骨型酒石酸抵抗性酸性フォスファターゼ)	30	(156)	生化Ⅱ	D008-025	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)

検査項目索引 (アルファベット)

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

T 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2723	TRAP-5b → TRACP-5b	30	(156)	生化Ⅱ	D008-025	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)
2933	TSAb (TSH刺激性レセプター抗体・甲状腺刺激抗体)	27	330	免疫	D014-040	甲状腺刺激抗体 (TSAb)
0358	TSH (甲状腺刺激ホルモン)	25	98	生化Ⅱ	D008-006	甲状腺刺激ホルモン (TSH)
2933	TSH刺激性レセプター抗体 (TSAb・甲状腺刺激抗体)	27	330	免疫	D014-040	甲状腺刺激抗体 (TSAb)
1638	TSHレセプター抗体定量 (TRAb定量)	27	214	免疫	D014-027	抗TSHレセプター抗体 (TRAb)
0740	T-SPOT.TB (インターフェロン-γ遊離試験)	130	593	免疫	D015-030	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能
	Two-color解析によるリンパ球表面マーカー検査	116				
0194	T細胞百分率 B細胞百分率	116	193	免疫	D016-003	T細胞・B細胞百分率

U 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	UA (尿酸)	6	(11)	生化Ⅰ	D007-001	尿酸
1464	ucOc (低カルボキシル化オステオカルシン)	29	(154)	生化Ⅱ	D008-024	低カルボキシル化オステオカルシン (ucOc)
0148	UIBC (不飽和鉄結合能)	18	(11)	生化Ⅰ	D007-001	不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)
	UN (尿素窒素)	6	(11)	生化Ⅰ	D007-001	尿素窒素

V 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
7300	View アレルギー39	71	1430	免疫	D015-013	特異的IgE半定量・定量
1139	VMA定性	33	9	尿・糞便	D001-002	VMA定性 (尿)
	VMA定量 (バニリルマンデル酸)	33	90	生化Ⅱ	D008-004	バニールマンデル酸 (VMA)
0598	vWf (フォン・ウィルブラント因子活性リトセチンコファクター)	108	(126)	血液	D006-014	von Willebrand因子 (VWF) 活性
0959	VZV (水痘・带状疱疹) 疱疹ウイルス [CF法]	91	79	免疫	D012-011	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)
	VZV (水痘・带状疱疹) 疱疹ウイルス IgG, IgM [EIA法]	91	200	免疫	D012-044	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)
2353	VZV (水痘・带状疱疹) 疱疹ウイルスDNA定性	96				
2697	VZV (水痘・带状疱疹) 疱疹ウイルスDNA定量	96	450	微生物	D023-017	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量

W 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0501	WBC (白血球数) → 血液一般検査	101	21	血液	D005-005	末梢血液一般検査
1278	whole-PTH (副甲状腺ホルモン)	29	(161)	生化Ⅱ	D008-029	副甲状腺ホルモン (PTH)
0089	WT1 mRNA定量	113	2520	遺・染色	D006-9	WT1 mRNA

X 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1655	X染色体 [先天異常]	109	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査 (全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合

Y 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
1656	Y染色体 [先天異常]	109	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査 (全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合

Z 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
	Zn (亜鉛)	18	132	生化Ⅰ	D007-037	亜鉛 (Zn)

検査項目索引 (ギリシャ文字)

●ギリシャ文字

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

α 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
2006	α-フェトプロテイン定量 (AFP定量)	75	(98)	生化Ⅱ	D009-002	α-フェトプロテイン (AFP)
0706	α1-AT (α1-アンチトリプシン)	65	80	血液	D006-010	α1-アンチトリプシン
	α1MG (α1-マイクログロブリン)	67	129	免疫	D015-014	α1-マイクログロブリン
0706	α1-アンチトリプシン (α1-AT)	65	80	血液	D006-010	α1-アンチトリプシン
	α1-マイクログロブリン (α1MG)	67	129	免疫	D015-014	α1-マイクログロブリン
0710	α2-M (α2-マクログロブリン)	67	(138)	血液	D006-017	α2-マクログロブリン
0590	α2-プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)	105	(128)	血液	D006-016	プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)
0710	α2-マクログロブリン (α2-M)	67	(138)	血液	D006-017	α2-マクログロブリン
2025	α2-プラスミンインヒビター・プラスミン複合体 (PIC)	105	(150)	血液	D006-021	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)

β 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
9109	β-D-グルカン → (1→3)-β-D-グルカン	49	195	免疫	D012-042	(1→3)-β-D-グルカン
0607	β-TG (β-トロンボグロブリン)	108	(171)	血液	D006-024	β-トロンボグロブリン (β-TG)
0607	β-トロンボグロブリン (β-TG)	108	(171)	血液	D006-024	β-トロンボグロブリン (β-TG)
0715	β1C/β1Aグロブリン (C3)	64	70	免疫	D015-008	C3
0716	β1Eグロブリン (C4)	64	70	免疫	D015-008	C4
	β2-マイクログロブリン (BMG)	67	98	免疫	D015-010	β2-マイクログロブリン

γ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0052	γ-GT (γ-GTP)	1	(11)	生化Ⅰ	D007-001	γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)
0463	γ-Sm (γ-セミノプロテイン)	76	(192)	生化Ⅱ	D009-028	γ-セミノプロテイン (γ-Sm)
	γ-アミノ酪酸 (GABA)	6	279	生化Ⅱ	D010-004	アミノ酸 1種類につき
0463	γ-セミノプロテイン (γ-Sm)	76	(192)	生化Ⅱ	D009-028	γ-セミノプロテイン (γ-Sm)

δ 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
0248	δ-アミノレブリン酸 (δ-ALA)	8	106	尿・糞便	D001-011	δアミノレブリン酸 (δ-ALA) (尿)

検査項目索引 (数 字)

●数字

*コード欄が空欄の検査項目は、項目コードが2種類以上ございますので、該当ページを御確認下さい。

数字 項目コード	検査項目	頁	実施 点数	判断 区分	診療報酬 区分	保険収載名称(レセプト名称)
9109	(1→3)-β-D-グルカン	49	195	免疫	D012-042	(1→3)-β-D-グルカン
1979	1・1・1-トリクロロエタン(総三塩化物)	21				
1978	1・1・1-トリクロロエタン(トリクロロ酢酸)	21				
2282	1,25-(OH) ₂ ビタミンD (活性型)	17	388	生化Ⅰ	D007-063	1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃
2187	1,5AG (1,5-アンヒドロ-D-グルシトール)	9	80	生化Ⅰ	D007-021	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)
2187	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)	9	80	生化Ⅰ	D007-021	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)
0411	11-OHCS	32	60	生化Ⅱ	D008-002	11-ハイドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)
	13染色体 [先天異常]	109	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
	15染色体 (アンジェルマン症候群) [先天異常]	110	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
0363	15染色体 (プラダーウィリ症候群) [先天異常]	110	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
	17染色体 (ミラーディカー症候群) [先天異常]	110	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
	18染色体 [先天異常]	109	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
0354	2,5-ヘキサジオン	21				
2794	21染色体 [先天異常]	109	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
2831	22染色体 (22q11欠失) [先天異常]	110	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
0258	25-OHビタミンD [くる病]	17	117	生化Ⅰ	D007-031	25-ヒドロキシビタミン
1203	25OHビタミンD [骨粗鬆症]	17	117	生化Ⅰ	D007-031	25-ヒドロキシビタミン
	5-HIAA (5-ハイドロキシインドール酢酸)	33	95	生化Ⅱ	D008-005	5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)
1500	5-S-システニルドーバ (5-S-CD)	78				
	5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	33	95	生化Ⅱ	D008-005	5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)
1346	7AAD解析 (悪性リンパ腫解析検査)	117	1940	血液	D005-015	造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)
	7染色体 (ウイリアムス症候群) [先天異常]	110	2477	遺・染色	D006-5-1	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合
2966	I CTP → I 型コラーゲンC末端テロペプチド	78	腫管		B001-003	悪性腫瘍特異物質治療管理料 その他のもの
2966	I 型コラーゲンC末端テロペプチド (I CTP)	78	腫管		B001-003	悪性腫瘍特異物質治療管理料 その他のもの
1850	I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)	30	(156)	生化Ⅱ	D008-025	I 型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)
1532	I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (total P1NP)	29	(160)	生化Ⅱ	D008-028	I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (P1NP)
0384	IV型コラーゲン	66	131	生化Ⅰ	D007-036	IV型コラーゲン
2115	IV型コラーゲン・7S	66	148	生化Ⅰ	D007-042	IV型コラーゲン・7S
1739	(尿中) IV型コラーゲン	66	184	尿・糞便	D001-015	IV型コラーゲン (尿)
0594	Ⅱ (2) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0595	V (5) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0596	Ⅶ (7) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0597	Ⅷ (8) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0599	Ⅸ (9) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0600	X (10) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0601	XI (11) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0602	XII (12) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)
0603	XIII (13) 因子 (凝固因子活性)	107	(223)	血液	D006-029	凝固因子 (Ⅱ, V, Ⅶ, Ⅷ, Ⅸ, X, XI, XII, XIII)

診療報酬算定条件(2024年6月1日改訂)

■尿・糞便検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査

区分	検査項目名	新	旧	算定条件
	尿中一般物質定性半定量検査	26		(1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。 (2) 尿中一般物質定性半定量検査 ア. 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。 イ. 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。 (イ) 比重 (ロ) pH (ハ) 蛋白定性 (ニ) グルコース (ホ) ウロビリノゲン (ヘ) ウロビリリン定性 (ト) ビリルビン (チ) ケトン体 (リ) 潜血反応 (ヌ) 試験紙法による尿細菌検査(亜硝酸塩) (ル) 食塩 (ヲ) 試験紙法による白血球検査(白血球エステラーゼ) (ワ) アルブミン (3) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる
(注) 当該保健医療機関内で検査を行った場合に算定する。				

D001 尿中特殊物質定半定量検査

1	尿蛋白	7	
2	VMA定性(尿)	9	
	尿グルコース	9	
3	ウロビリノゲン(尿)	16	
	先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	16	「3」の先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)とは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。 (ア) 塩化鉄(Ⅲ)反応(フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。) (イ) 酸性ムコ多糖類 (ウ)システイン、シスチン等のSH化合物 (エ)ヒスチジン定性 (オ)メチルマロン酸 (カ) Millon反応 (キ)イサチン反応 (ク)Benedict反応
	尿浸透圧	16	
4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	17	「4」のポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)として、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
5	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	41	
6	アルブミン定性(尿)	49	
7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)	72	
	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	72	

8	トランスフェリン(尿)	98	101	「8」のトランスフェリン(尿)、「9」のアルブミン定量(尿)及び「15」のⅣ型コラーゲン(尿)は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
9	アルブミン定量(尿)	99		
10	トリプシノーゲン2(尿)	105		ア「10」のトリプシノーゲン2(尿)は、免疫クロマト法により測定した場合に算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。イ「10」のトリプシノーゲン2(尿)と、区分番号「D007」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「49」トリプシン又は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「8」エラスターゼ1を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
	ウロポルフィリン(尿)	105		
11	δアミノレプリン酸(δ-ALA)(尿)	106	109	
12	ポリアミン(尿)	115		
13	ミオイノシトール(尿)	120		「13」ミオイノシトール(尿)は、空腹時血糖が110mg/dl以上、126mg/dl未満の患者に対し、耐糖尿病性能診断の補助として、尿中のミオイノシトールを測定した場合に、1年に1回に限り算定出来る。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は算定できない。
14	コプロポルフィリン(尿)	131		
15	Ⅳ型コラーゲン(尿)	184		「9」アルブミン定量(尿)と算定条件同じ
16	総ヨウ素(尿)	186		
	ポルフォビリノゲン(尿)	186	191	
17	プロスタグランジンE主要代謝物(尿)	187	-	ア プロスタグランジンE主要代謝物(尿)は、潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、CLEIA法により測定した場合は、本区分の「8」アルブミン定量(尿)及び区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査「3」HBs抗原、HBs抗体を合算した所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分番号「D003」糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)、区分番号「D007」血液化学検査の「57」ロイシンリッチα2グリコプロテイン又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
18	シュウ酸(尿)	200		「18」のシュウ酸(尿)は、再発性尿路結石症の患者に対して、キャピラリー電気泳動法により行った場合に、原則として1年に1回に限り算定する。
19	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	210		「19」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)は、原則として、3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合においては、その詳細理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
	好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)尿	210		ア「19」の好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的な必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ「19」の好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン(NGAL)(尿)と「19」のL型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
20	尿の蛋白免疫学的検査区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			

21	その他 検査の種類の違いにより区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数	(11) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する (12) 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「21」のその他によるクレアチニン(尿)として算定し、その判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。
(注)	区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査。区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。	

D002 尿沈渣(鏡検法)		
	尿沈渣(鏡検法)	27
		①尿沈渣(鏡検法)の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。 ②尿沈渣(鏡検法)は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において、何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。 ③尿沈渣(鏡検法)は、当該検査対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定出来るものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき、当該保険医療機関内で実施された検査についてその結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。 ④尿路疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣(鏡検法)を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。 ⑤当該検査と区分番号「D002-2」尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲浸出物または分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は主たる検査の所定点数のみ算定する。	
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
(注3)	染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。	

D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)		
	尿沈渣(フローサイトメトリー法)	24
		(1) 本測定は区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。 (2) 本検査と区分番号「D002」尿沈渣(鏡検法)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲浸出物または分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は主たる検査の所定点数のみ算定する。	
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	

D003 糞便検査				
1	虫卵検出(集卵法)(糞便)	15		
	ウロビリリン(糞便)	15		
2	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む)	20		糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
3	虫体検出(糞便)	23		
4	糞便中脂質	25		
5	糞便中ヘモグロビン定性	37		ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「5」の糞便中ヘモグロビン定性により算定する。
6	虫卵培養(糞便)	40		
7	糞便中ヘモグロビン	41		ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「7」の糞便中ヘモグロビンにより算定する。
8	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56		
9	カルプロテクチン(糞便)	268	270	ア 「9」の カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、F E I A法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、E L I S A法又はF E I A法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

D004 穿刺液・採取液検査				
1	ヒューナー検査	20		
2	関節液検査	50		「2」の関節液検査については、関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定する。なお、当該検査と区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
3	胃液又は十二指腸液一般検査	55		「3」の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応（ニンヒドリン反応、ビウレット反応等）、毒物、潜血、虫卵、ウロビリリン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる
4	髄液一般検査	62		「4」の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンディ、ワイヒプロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
5	精液一般検査	70		「5」の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査の全ての費用が含まれる
6	頸管粘液一般検査	75		「6」の頸管粘液一般検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査（結晶、細菌、血球、腔上皮細胞等）等の費用が含まれる
7	顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)	100		「7」の顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)は、フロースルー免疫測定法(赤色ラテックス着色法)により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する
	IgE定性(涙液)	100		「7」のIgE定性(涙液)は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる
8	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	116	119	「8」の顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する

9	マイクロバブルテスト	200		「9」のマイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる
10	IgGインデックス	390	402	「10」のIgG インデックス、「11」のオリゴクローナルバンド及び「12」のミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
11	オリゴクローナルバンド	522		「10」のIgG インデックス、「11」のオリゴクローナルバンド及び「12」のミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
12	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	570		「10」のIgG インデックス、「11」のオリゴクローナルバンド及び「12」のミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
13	リン酸化タウ蛋白(髄液)	622		「13」のリン酸化タウ蛋白(髄液)は、認知症の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。
14	タウ蛋白(髄液)	641		「14」のタウ蛋白(髄液)は、クロイツフェルト・ヤコブ病の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。
15	アミロイドβ 42/40比(髄液)	1,282	-	「アミロイドβ 42/40 比(髄液)」は、厚生労働省の定めるレカネマブ(遺伝子組換え)製剤に係る最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、レカネマブ(遺伝子組換え)製剤の投与の可否を判断する目的にアミロイドβ 病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及びβ-アミロイド1-40を同時に測定した場合、患者1人につき1回に限り算定する。 「アミロイドβ 42/40 比(髄液)」は、厚生労働省の定めるレカネマブ(遺伝子組換え)製剤に係る最適使用推進ガイドラインに沿って、次のいずれにも該当する医師が常勤で複数名配置されている場合に算定する。 ア 認知症疾患に関する専門の知識並びに10年以上の軽度認知障害の診断及び認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした臨床経験を有する常勤の医師であること。 イ アミロイド関連画像異常の有無を判断した上で、臨床症状の有無と併せてレカネマブ(遺伝子組換え)製剤の投与継続、中断又は中止を判断し、必要な対応が可能な医師であること。 ウ 関連学会等が実施する磁気共鳴コンピューター断層撮影によるアミロイド関連画像異常の読影、アルツハイマー病の病態及び診断並びにレカネマブ(遺伝子組換え)製剤投与対象患者及びレカネマブ(遺伝子組換え)製剤による治療に関する研修を修了していること。 「アミロイドβ 42/40 比(髄液)」は、厚生労働省の定めるレカネマブ(遺伝子組換え)製剤に係る最適使用推進ガイドラインに沿って、次のいずれにも該当する医療機関で行われた場合に算定する。 ア 認知症疾患医療センター又は認知症疾患医療センターと連携している施設であること。 イ レカネマブ(遺伝子組換え)製剤を投与する患者について、初回投与時及び初回投与後に、当該患者の背景情報の把握並びに安全性及び有効性を評価するための調査を確実に実施できる施設であること。 「アミロイドβ 42/40 比(髄液)」は、上記のいずれにも該当する医療機関と連携している施設で行われた場合であっても算定できる。
16	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
17	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数			
18	その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数			同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(Ⅰ)又は生化学的検査(Ⅱ)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
	(注)区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			

D004-2 悪性腫瘍組織検査

1	悪性腫瘍遺伝子検査		(1)「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次の遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できることとし、マイクロサテライト不安定性検査については、リンチ症候群の診断の補助を目的とする場合又は局所進行若しくは転移が認められた標準的な治療が困難な固形癌の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とする場合に、当該検査を実施した後に、もう一方の目的で当該検査を実施した場合にあっても、別に1回に限り算定できる。 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあつては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	イ 処理が容易なもの		
	(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの	2,500	(2)「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。) イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、BRAF遺伝子検査 ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査 エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査 オ 濾胞性リンパ腫におけるEZH2遺伝子検査
	(2) その他のもの	2,100	(3)「1」の「イ」の「(2)」その他のものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、PCR法、SSCP法、RFLP法等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるK-ras遺伝子検査 イ 膵癌におけるK-ras遺伝子検査 ウ 悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査、SYT-SSX遺伝子検査 エ 消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査 オ 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査 カ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、マイクロサテライト不安定性検査(リンチ症候群の診断の補助を目的とする場合に限る。)
	ロ 処理が複雑なもの	5,000	(4)「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14 遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査 イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法) ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査 エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査
注1) 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して悪性腫瘍遺伝子検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			

1	イ 2項目	4,000	(5) 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して「1」の「イ」処理が容易なものと「1」の「ロ」処理が複雑なものを実施した場合は、「注1」及び「注2」の規定に基づき、それぞれの検査の項目数に応じた点数を合算した点数により算定する。 (6) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査の中から該当するものを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (7) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006－2」造血管腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006－6」免疫関連遺伝子再構成、区分番号「D006－14」FLT3遺伝子検査又は区分番号「D006－16」JAK2遺伝子検査のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 (8) 肺癌において、「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、(2)のアに規定する肺癌におけるEGFR遺伝子検査（「1」の「イ」の「(2)」その他のものにより算定する場合も含む。）と区分番号「D006－12」EGFR遺伝子検査（血漿）を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 (9) 肺癌において、「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、(2)のアに規定する肺癌におけるALK融合遺伝子検査と区分番号「N002」の「6」ALK融合タンパク又は区分番号「N005－2」ALK融合遺伝子標本作製を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 (10) 乳癌において、「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、(2)のウに規定する乳癌におけるHER2遺伝子検査と区分番号「N005」HER2遺伝子標本作製を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 (11) 卵巣癌において、「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査と区分番号「D006－18」BRCA1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 (12) 次世代シーケンシングを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供すること。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異に係る検査結果については患者の治療方針の決定等には用いないこと。 (13) 「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、手術等によって採取された消化器癌、頭頸部癌、乳癌、肺癌、癌性胸膜・腹膜炎、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の組織を検体とし、HDRA法又はCD-DST法を用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。 (14) 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤に限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。 (15) リンチ症候群の診断の補助を目的としてマイクロサテライト不安定性検査を行う場合でも、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いる場合には「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を算定する。
	ロ 3項目以上	6,000	
	ハ 4項目以上	8,000	
	注2) 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して悪性腫瘍遺伝子検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
	イ 2項目	8,000	
ロ 3項目以上	12,000		
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500	(4) 「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、手術等によって採取された消化器癌、頭頸部癌、乳癌、肺癌、癌性胸膜・腹膜炎、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の組織を検体とし、HDRA法又はCD-DST法を用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。 (5) 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤に限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

■血液学的検査

D005 血液形態・機能検査			
1	赤血球沈降速度(ESR)	9	「1」の赤血球沈降速度(ESR)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
	(注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する		

2	網赤血球数	12	
3	血液浸透圧	15	
	好酸球(鼻汁・喀痰)	15	
	末梢血液像(自動機械法)	15	同一検体について、「4」の好酸球数及び「3」の末梢血液像(自動機械法)又は「6」の末梢血液像(鏡検法)を行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。 「3」の末梢血液像(自動機械法)、「6」の末梢血液像(鏡検法)及び「15」の骨髓像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
4	好酸球数	17	同一検体について、「4」の好酸球数及び「3」の末梢血液像(自動機械法)又は「6」の末梢血液像(鏡検法)を行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。
5	末梢血液一般検査	21	「5」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。 「8」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分番号「D005」血液形態・機能検査の「5」の末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
6	末梢血液像(鏡検法)	25	同一検体について、「4」の好酸球数及び「3」の末梢血液像(自動機械法)又は「6」の末梢血液像(鏡検法)を行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。 「3」の末梢血液像(自動機械法)、「6」の末梢血液像(鏡検法)及び「15」の骨髓像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。 「6」の末梢血液像(鏡検法)及び「14」の骨髓像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像(鏡検法)の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
	(注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ 37点を加算する		「6」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。 ア オキシダーゼ染色 イ ペルオキシダーゼ染色 ウ アルカリホスファターゼ染色 エ パス染色 オ 鉄染色(ジデロブラスト検索を含む。) カ 超生体染色 キ 脂肪染色 ク エステラーゼ染色
7	血中微生物検査	40	
	DNA含有赤血球計数検査	40	「7」のDNA含有赤血球計数検査は、マラリアが疑われた患者に対して、マラリアの診断を目的として、多項目自動血球分析装置を用いてDNA含有感染赤血球の計数に基づく定性判定を実施した場合に算定する。ただし、マラリアの診断を目的として、血中微生物検査を併せて実施した場合は、主たるものののみ算定する。
8	赤血球抵抗試験	45	「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。 ア シュガーウォーターテスト イ ハムテスト ウ クロスビーテスト エ パルパート法 オ サンフォード法

9	ヘモグロビンA1C(HbA1C)	49	「9」のヘモグロビンA1C(HbA1C)、区分番号「D007」血液化学検査の「18」グリコアルブミン又は同区分「22」の1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
10	自己溶血試験	50	
	血液粘稠度	50	
11	ヘモグロビンF(HbF)	60	
12	デオキシチミジンキナーゼ(TK) 活性	233	「12」のデオキシチミジンキナーゼ(TK)活性は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	250	「13」のターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
14	骨髄像	788	「3」の末梢血液像(自動機械法)、「6」の末梢血液像(鏡検法)及び「14」の骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。 「6」の末梢血液像(鏡検法)及び「14」の骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像(鏡検法)の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。 「6」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。 ア オキシダーゼ染色 イ ペルオキシダーゼ染色 ウ アルカリホスファターゼ染色 エ パス染色 オ 鉄染色(ジデロブラスト検索を含む。) カ 超生体染色 キ 脂肪染色 ク エステラーゼ染色
	(注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ 60点を加算する		
15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	1,940	ア 「15」の造血器腫瘍細胞抗原検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。 イ 対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。 ウ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。

D006 出血・凝固検査			
1	出血時間	15	出血時間測定時の耳朵採血料は、「1」の出血時間の所定点数に含まれる。
2	プロトロンビン時間(PT)	18	
3	血餅収縮能	19	
	毛細血管抵抗試験	19	
4	フィブリノゲン半定量	23	
	フィブリノゲン定量	23	
	クリオフィブリノゲン	23	
5	トロンビン時間	25	
6	蛇毒試験	28	
	トロンボエラストグラフ	28	
	ヘパリン抵抗試験	28	
7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	29	

8	血小板粘着能	64		
9	アンチトロンビン活性	70		
	アンチトロンビン抗原	70		
10	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性	80		
	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量	80		
	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量	80		
	プラスミン	80		
	プラスミン活性	80		
	$\alpha 1$ -アンチトリプシン	80		
11	フィブリンモノマー複合体定性	93		
12	プラスミノゲン活性	100		
	プラスミノゲン抗原	100		
	凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)	100		「12」の凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
13	Dダイマー定性	121	122	
14	vonWillebrand因子(VWF)活性	126	129	
15	Dダイマー	127	130	
16	プラスミンインヒビター(アンチプラスミン)	128		
	Dダイマー半定量	128		
17	$\alpha 2$ -マクログロブリン	138		
18	PIVKA-II	143		「18」のPIVKA-IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
19	凝固因子インヒビター	144		「19」の凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
20	von Willebrand因子(VWF)抗原	147		「20」のvon Willebrand因子(VWF)抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法等によるものである。
21	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	150	154	
22	プロテインS抗原	154	158	
23	プロテインS活性	163		
24	β -トロンボグロブリン(β -TG)	171	176	
	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	171	176	「28」のフィブリンモノマー複合体、「24」のトロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)及び「26」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
25	血小板第4因子(PF4)	173	178	
26	プロトロンビンフラグメントF1+2	192		「28」のフィブリンモノマー複合体、「24」のトロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)及び「26」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
27	トロンボモジュリン	204		「27」のトロンボモジュリンは、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。

28	フィブリンモノマー複合体	215	221	ア「28」のフィブリンモノマー複合体は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。 イ「29」のフィブリンモノマー複合体、「24」のトロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)及び「26」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
29	凝固因子(第Ⅱ因子、第Ⅴ因子、第Ⅶ因子、第Ⅷ因子、第Ⅸ因子、第Ⅹ因子、第ⅩⅠ因子、第ⅩⅡ因子、第ⅩⅢ因子)	223		
30	プロテインC抗原	226	232	
31	プロテインC活性	227	234	
32	tPA・PAI－1複合体	240		
33	ADAMTS13活性	400		ア「33」のADAMTS13 活性は、他に原因を認めない血小板減少を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。 イ 血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者またはその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
34	血小板凝集能			ア「34」の「イ」鑑別診断の補助に用いるものについては、先天性血小板機能低下症が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、3種類以上の試薬を用いて血小板凝集能を測定した場合に、原則として患者1人につき1回に限り算定する。ただし、2回以上算定する場合は、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。イ 血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、「D005」血液形態・機能検査の「5」末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
	イ 鑑別診断の補助に用いるもの	450	－	
	ロ その他のもの	50	－	
35	ADAMTS13インヒビター	1,000		ア「35」のADAMTS13 インヒビターは、ADAMTS13 活性の著減を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。 イ 後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者又はその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から32までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			
	血液凝固包括(■包括部分)			
	イ 3項目又は4項目	530		
	ロ 5項目以上	722		

D006-2 造血管腫瘍遺伝子検査

	造血器腫瘍遺伝子検査	2,100	(1) 造血器腫瘍遺伝子検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により行い、月1回を限度として算定できる。 (2) 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成、区分番号「D006-14」FLT3遺伝子検査又は区分番号「D006-16」JAK2遺伝子検査のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。		

D006－3 BCR－ABL1				
1 Major BCR－ABL1(mRNA定量 (国際標準値))				(1)「1」のMajor BCR－ABL1 (mRNA定量(国際標準値))は、慢性骨髄性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として、リアルタイムRT－PCR法により測定した場合に限り算定できる。 (2)「2」のMajor BCR－ABL1 (mRNA定量)は、フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として、リアルタイムRT－PCR法により測定した場合に限り算定できる。 (3)「3」のminor BCR－ABL mRNAは、フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として、リアルタイムRT－PCR法により測定した場合に限り算定できる。
1	イ 診断の補助に用いるもの	2, 520	－	
2	ロ モニタリングに用いるもの	2, 520	－	
2 minor BCR－ABL1(mRNA定量)				
1	イ 診断の補助に用いるもの	2, 520	－	
2	ロ モニタリングに用いるもの	2, 520	－	
3 minor BCR－ABL1 mRNA				
1	イ 診断の補助に用いるもの	2, 520		
2	ロ モニタリングに用いるもの	2, 520		

D006－4 遺伝学的検査				
	遺伝学的検査	3,880		(1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、原則として患者1人につき1回算定できる。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ア PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンブロット法による場合に算定できるもの ① デュシェンヌ型筋ジストロフィー、ベッカー型筋ジストロフィー及び家族性アミロイドーシス ② 福山型先天性筋ジストロフィー及び脊髄性筋萎縮症 ③ 栄養障害型表皮水疱症及び先天性QT延長症候群 イ PCR法による場合に算定できるもの ① 球脊髄性筋萎縮症 ② ハンチントン病、網膜芽細胞腫及び甲状腺髄様癌及び多発性内分泌腫瘍症1型 ウ ア、イ及びエ以外のもの ① 筋強直性ジストロフィー及び先天性難聴 ② フェニルケトン尿症、ホモシスチン尿症、シトルリン血症(1型)、アルギノコハク酸血症、イソ吉草酸血症、HMG血症、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症1型、MCAD欠損症、VLCAD欠損症、CPT1欠損症、隆起性皮膚線維肉腫及び先天性銅代謝異常症 ③ メープルシロップ尿症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、MTP(LCHAD)欠損症、色素性乾皮症、ロイスディーツ症候群及び家族性大動脈瘤・解離 エ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において検査が行われる場合に算定できるもの ① ライソゾーム病(ムコ多糖症Ⅰ型、ムコ多糖症Ⅱ型、ゴーシェ病、ファブリ病及びポンベ病を含む。)及び脆弱X症候群 ② プリオン病、クリオピリン関連周期熱症候群、神経フェリチン症、先天性大脳白質形成不全症(中枢神経白質形成異常症を含む。)、環状20番染色体症候群、PCDH19関連症候群、低ホスファターゼ症、ウィリアムズ症候群、アペール症候群、ロスムンド・トムソン症候群、ブラダー・ウィリ症候群、1p36欠失症候群、4p欠失症候群、5p欠失症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、アンジェルマン症候群、スミス・マギニス症候群、22q11.2欠失症候群、エマヌエル症候群、脆弱X症候群関連疾患、ウォルフラム症候群、高IgD症候群、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群及び先天異常症候群

	遺伝学的検査	3,880	③ 神経有棘赤血球症、先天性筋無力症候群、原発性免疫不全症候群、ペリー症候群、クルーゼン症候群、ファイファー症候群、アントレー・ビクスラー症候群、タンジール病、先天性赤血球形成異常性貧血、若年発症型両側性感音難聴、尿素サイクル異常症、マルファン症候群、エーラスダンロス症候群(血管型)、遺伝性自己炎症疾患及びエプスタイン症候群 オ 臨床症状や他の検査等では診断がつかない場合に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において検査が行われる場合に算定できるもの ① TNF受容体関連周期性症候群、中條一西村症候群、家族性地中海熱、ペスレムミオパチー、過剰自己食食を伴うX連鎖性ミオパチー、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、遺伝性周期性四肢麻痺、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、結節性硬化症及び肥厚性皮膚骨膜症 ② ソース症候群、CPT2欠損症、CACT欠損症、OCTN-2異常症、シトリン欠損症、非ケトーシス型高グリシン血症、β-ケトチオラーゼ欠損症、メチルグルタコン酸血症、グルタル酸血症2型、先天性副腎低形成症、ATR-X症候群、ハッチンソン・ギルフォード症候群、軟骨無形成症、ウンフェルリヒト・ルンドボルグ病、ラフォラ病、セピアブテリン還元酵素欠損症、芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症、オスラー病、CFC症候群、コストロ症候群、チャージ症候群、リジン尿性蛋白不耐症、副腎白質ジストロフィー、ブラウ症候群、瀬川病、鰓耳腎症候群、ヤング・シンブソン症候群、先天性腎性尿崩症、ビタミンD依存性くる病/骨軟化症、ネイルパテラ症候群(爪膝蓋症候群)/LMX1B関連腎症、グルコーストランスポーター1欠損症、甲状腺ホルモン不応症、ウィーバー症候群、コフィン・ローリー症候群、モワット・ウィルソン症候群、肝型糖原病(糖原病Ⅰ型、Ⅲ型、Ⅵ型、Ⅸa型、Ⅸb型、Ⅸc型、Ⅳ型)、筋型糖原病(糖原病Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅸd型)、先天性プロテインC欠乏症、先天性プロテインS欠乏症、先天性アンチトロンビン欠乏症、筋萎縮性側索硬化症、家族性特発性基底核石灰化症、縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、肥大型心筋症、家族性高コレステロール血症、先天性ミオパチー、皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、先天性無痛無汗症、家族性良性慢性天疱瘡、那須・ハコラ病、カーニー複合、ペルオキシソーム形成異常症、ペルオキシソームβ酸化系酵素欠損症、プラスマローゲン合成酵素欠損症、アカタラセミア、原発性高シュウ酸尿症Ⅰ型、レフサム病、先天性葉酸吸収不全症、異型ボルフィリン症、先天性骨髄性ボルフィリン症、急性間欠性ボルフィリン症、赤芽球性プロトボルフィリン症、X連鎖優性プロトボルフィリン症、遺伝性コプロボルフィリン症、晩発性皮膚ボルフィリン症、肝性骨髄性ボルフィリン症、原発性高カイロミクロン血症、無βリポタンパク血症、タナトフォリック骨異形成症、遺伝性脾炎、嚢胞性線維症、アッシャー症候群(タイプ1、タイプ2、タイプ3)、カナバン病、先天性グリコシルホスファチジルイノシトール欠損症、大理石骨病、脳クレアチン欠乏症候群、ネフロン病、家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)及び進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ③ ドラベ症候群、コフィン・シリズ症候群、歌舞伎症候群、肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)、ヌーナン症候群、骨形成不全症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、古典型エーラスダンロス症候群、非典型溶血性尿毒症症候群、アルポート症候群、ファンconi貧血、遺伝性鉄芽球性貧血、アラジール症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群及びミトコンドリア病 (2) 検査の実施に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月)及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(平成23年2月)を遵守すること。 (3) (1)のエに掲げる遺伝子疾患に対する検査については、(2)に掲げるガイダンス及びガイドラインに加え、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 (4) (1)のオに掲げる遺伝子疾患に対する検査を実施する場合には、臨床症状や他の検査等では当該疾患の診断がつかないこと及びその医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
1	処理が安易なもの	3,880	「1」の「処理が容易なもの」とは、アからエの①に掲げる遺伝子疾患の検査のことをいう。
2	処理が複雑なもの	5,000	「2」の「処理が複雑なもの」とは、アからエの②に掲げる遺伝子疾患の検査のことをいう。
3	処理が極めて複雑なもの	8,000	「3」の「処理が極めて複雑なもの」とは、ア、ウ及びエの③に掲げる遺伝子疾患の検査のことをいう。
	(注1)別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。		
	(注2)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者から1回に採取した検体を用いて複数の遺伝子疾患に対する検査を実施した場合は、主たる検査の所定点数及び当該主たる検査の所定点数の100分の50に相当する点数を合算した点数により算定する。		

D006－5 染色体検査(全ての費用を含む)				
1	FISH法を用いた場合	2,477	2,553	(1) 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。 (2) 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。 (3) 「1」のFISH法を用いた場合については、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫又は多発性骨髄腫の診断の目的で検査を行った場合に、患者の診断の確定までの間に3回に限り算定する。 (4) 「2」の流産検体を用いた絨毛染色体検査については、自然流産の既往のある患者であって、流産手術を行った者に対して、流産検体を用いたギムザ分染法による絨毛染色体検査を実施した場合に算定できる。
2	2 流産検体を用いた絨毛染色体検査を行った場合	4,603	－	
3	その他の場合	2,477	2,553	
	(注 1) 分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。 (注 2) 2については、流産検体を用いた絨毛染色体検査を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。			

D006-6 免疫関連遺伝子再構成				
	免疫関連遺伝子再構成	2,373		(1) 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。 (2) 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成、区分番号「D006-14」FLT3遺伝子検査又は区分番号「D006-16」JAK2遺伝子検査のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型				
	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,004		UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーター法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

D006-8 サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出				
	サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出	2,400		サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

D006-9 WT1 mRNA				
	WT1 mRNA	2,520		リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。

DO06-10 CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)

	CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)	10,000	CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)及び区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「5」CCR4タンパクを同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、医学的な必要性がある場合には、併せて実施した場合であっても、いずれの点数も算定できる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。
--	-----------------------	--------	---

DO06-11 FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査

	FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査	3,105	(1) FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球増多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により行った場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要がある、本検査を再度実施した場合にも算定できる。 (2) FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由又は本検査を再度実施した場合にはその理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
--	-------------------------------	-------	--

DO06-12 EGFR遺伝子検査(血漿)

	EGFR遺伝子検査(血漿)	2,100	(1) EGFR遺伝子検査(血漿)は、血漿を用いてリアルタイムPCR法又は次世代シーケンシングにより行った場合に算定できる。 (2) 肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、又は肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する場合に、患者1人につき、診断及び治療法を選択する場合には1回、再度治療法を選択する場合には2回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、肺癌におけるEGFR遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。 (3) EGFR遺伝子検査(血漿)を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (4) EGFR遺伝子検査(血漿)、肺癌の組織を検体とした区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、肺癌におけるEGFR遺伝子検査又は区分番号「D006-24」肺癌関連遺伝子多項目同時検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
	(注) 同一の患者につき同一月において検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。	1,890	

DO06-13 骨髄微小残存病変量測定

1	遺伝子再構成の同定に用いるもの	3,395	3,500	「1」の遺伝子再構成の同定に用いるものについては、急性リンパ性白血病と診断された患者又は再発が認められた患者に対して、遺伝子再構成の同定及び当該遺伝子のプライマー作成を行った場合に、それぞれ1回に限り算定できる。
2	モニタリングに用いるもの	2,100		「2」のモニタリングに用いるものについては、「1」の遺伝子再構成に用いるものを行った患者に対して、PCR法により急性リンパ性白血病の経過観察の目的として行った場合に、初発時と再発時にそれぞれ2回を限度として算定」できる。
	(注) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。			

D006－14 FLT3遺伝子検査			
	FLT3遺伝子検査	4,200	(1) FLT3遺伝子検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 (2) 区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006－2」造血器腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006－6」免疫関連遺伝子再構成又は区分番号「D006－16」JAK2遺伝子検査のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006－15 膀胱がん関連遺伝子検査			
	膀胱がん関連遺伝子検査	1,597	(1) 膀胱がん関連遺伝子検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、過去に区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を行った者に対して、FISH法により、再発の診断の補助を目的として実施した場合に、経尿道的手術後2年以内に限り、2回を限度として算定する。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。 (2) 本検査を実施した場合には、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 (3) 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診(1部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D006－16 JAK2遺伝子検査			
	JAK2遺伝子検査	2,504	(1) JAK2遺伝子検査は、骨髄液又は末梢血を検体とし、アレル特異的定量PCR法により、真性赤血球増加症、本態性血小板血症及び原発性骨髄線維症の診断補助を目的として、JAK2V617F遺伝子変異割合を測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 (2) 区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006－2」造血器腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006－6」免疫関連遺伝子再構成又は区分番号「D006－14」FLT3遺伝子検査のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006－17 Nudix hydrolase 15(NUDT15) 遺伝子多型			
	Nudix hydrolase 15(NUDT15) 遺伝子多型	2,100	NUDT15 遺伝子多型は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患(全身性血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等)、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患)、自己免疫性肝炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合に、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定する。

D006－18 BRCA1/2遺伝子検査			
1	腫瘍細胞を検体とするもの	20,200	「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。
2	血液を検体とするもの	20,200	「2」血液を検体とするものについては、転移性若しくは再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群(HBOC)診療の手引き2017年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		

	がんゲノムプロファイリング検査	44,000	(1) 固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に、検体提出時に患者1人につき1回(以下のイの場合については、血液を検体とする検査を含めて2回)に限り算定できる。ただし、血液を検体とする場合については、以下に掲げる場合のみ算定できる。 ア 医学的な理由により、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体としてがんゲノムプロファイリング検査を行うことが困難な場合。この際、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体として実施したがんゲノムプロファイリング検査において、包括的なゲノムプロファイルの結果を得られなかった場合。この際、その旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (2) 標準治療がない固形がん患者又は局所進行若しくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者(終了が見込まれる者を含む。)であって、関連学会の化学療法に関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、当該検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者に対して実施する場合に限り算定できる。 (3) がんゲノムプロファイルの解析により得られる遺伝子のシーケンスデータ(FASTQ又はBAM)、解析データ(VCF又はXML)及び臨床情報等を、患者の同意に基づき、保険医療機関又は検査会社等からがんゲノム情報管理センター(C-CAT)に提出すること。この際、当該データの提出及び二次利用について、患者に対して書面を用いて説明し、同意の有無について診療録及び管理簿等に記載すること。なお、これらの手続きに当たっては、個人情報の保護に係る諸法令を遵守すること。 (4) C-CATへのデータ提出又はデータの二次利用に係る同意が得られない場合であっても、当該検査を実施し、算定することができる。その際には同意が得られなかった旨を診療録及び管理簿に記載すること。 (5) 医療関係団体が定める「インフォームド・コンセント手順書」を遵守し、患者からの同意取得について適切な手続きを確保すること。 (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査 イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査 ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査 エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査 オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査 カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査 キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査 ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査 ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査
	(注 1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 (注 2) 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果により区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。		

D006-20 角膜ジストロフィー遺伝子検査

	角膜ジストロフィー遺伝子検査	1,200	(1) 角膜ジストロフィー遺伝子検査は、角膜混濁等の前眼部病変を有する患者であって、臨床症状、検査所見、家族歴等から角膜ジストロフィーと診断又は疑われる者に対して、治療方針の決定を目的として行った場合に算定する。本検査を実施した場合には、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (2) 検査の実施に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月)及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(平成 23 年 2 月)を遵守すること。
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		

D006-21 血液粘弾性検査(一連につき)

	血液粘弾性検査(一連につき)	600	(1) 血液粘弾性検査は、開心術(人工心肺を用いたものに限る。)を行う患者に対して、血液製剤等の投与の必要性の判断又は血液製剤等の投与後の評価を目的として行った場合に算定できる。 (2) 術前、術中又は術後に実施した場合に、それぞれ1回ずつ算定できる。なお、所期の目的を達するために複数回実施した場合であっても、一連として算定する。 (3) 検査の実施に当たっては、日本心臓血管麻酔学会の定める指針を遵守し、適切な輸血管理を行うこと。
--	----------------	-----	--

D006-22 RAS遺伝子検査(血漿)

	RAS遺伝子検査(血漿)	7,500	(1) RAS遺伝子検査(血漿)は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタルPCR法とフローサイトメトリー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち、大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。 (2) 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載する。 (3) 本検査と、大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち、大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
--	--------------	-------	---

D006-23 遺伝子相同組換え修復欠損検査

	遺伝子相同組換え修復欠損検査	32,200	遺伝子相同組換え修復欠損検査は、卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより、相同組換え修復欠損の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。		

D006－24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査

	肺癌関連遺伝子多項目同時検査	12,500	10,000	(1) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査は、肺癌患者の腫瘍組織を検体とし、EGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査及びMETex14 遺伝子検査をリアルタイムPCR法により同時に実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 (2) 本検査と区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの（肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）又はMETex14 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）に限る。）、区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの（肺癌におけるBRAF遺伝子検査（次世代シーケンシング）又はMETex14 遺伝子検査（次世代シーケンシング）に限る。）、区分番号「D006－12」EGFR遺伝子検査（血漿）、区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「6」ALK融合タンパク又は区分番号「N005－2」ALK融合遺伝子標本作製を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
--	----------------	--------	--------	---

D006－25 CYP2C9遺伝子多型

	CYP2C9遺伝子多型	2,037		二次性進行型多発性硬化症患者に対するシボニモドマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
--	-------------	-------	--	--

D006－26 染色体構造変異解析

	染色体構造変異解析	8,000		(1) 染色体構造変異解析は、薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 (2) 本検査は、12q14欠失症候群、15q13.3欠失症候群、15q24反復性微細欠失症候群、15q26過成長症候群、16p11.2重複症候群、16p11.2-p12.2 欠失症候群、16p11.2-p12.2 重複症候群、16p13.11反復性微細欠失症候群、16p13.11反復性微細重複症候群、17q21.31反復性微細欠失症候群、1p36欠失症候群、1q21.1反復性微細欠失症候群、1q21.1反復性微細重複症候群、1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2欠失症候群、22q11重複症候群、22q11.2遠位欠失症候群、22q13欠失症候群（フェラン・マクダーミド症候群）、2p15-16.1欠失症候群、2p21欠失症候群、2q33.1欠失症候群、2q37モノソミー、3q29欠失症候群、3q29重複症候群、7q11.23重複症候群、8p23.1微細欠失症候群、8p23.1重複症候群、8q21.11欠失症候群、9q34欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16症候群、22qテトラソミー症候群（キャットアイ症候群）、シャルコー・マリー・トウース病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病（先天性大脳白質形成不全症）、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、ブラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞－糖尿病症候群、16p12.1反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソトス症候群、裂手／裂足奇形1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23重複症候群、MECP2重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群（鏡－緒方症候群）又は14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。 (3) 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	（注）別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。			

D006－27 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)

1	ROS1融合遺伝子検査	2,500	(1) 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)は、固形癌患者の血液又は血漿を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に、それぞれ患者1人につき1回に限り算定する。 ア「1」のROS1融合遺伝子検査は、肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、肺癌におけるROS1融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
2	ALK融合遺伝子検査	2,500	ア「2」のALK融合遺伝子検査は、肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004－2」の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、肺癌におけるALK融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 エ 本検査と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「6」ALK融合タンパク又は区分番号「N005－2」ALK融合遺伝子標本作製を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
3	METex14遺伝子検査	5,000	ア「3」のMETex14 遺伝子検査は、肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるMETex14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。
4	NTRK融合遺伝子検査	5,000	ア「4」のNTRK融合遺伝子検査は、固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、区分番号「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 エ 卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌において、本検査と区分番号「D006－18」BRCA1／2遺伝子検査を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

5	RAS遺伝子検査	2,500	-	ア「5」のRAS遺伝子検査は、大腸癌又は肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由があつて以下のいずれかに該当する場合に限り算定できる。 (イ) 大腸癌の組織を検体として、「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、大腸癌におけるRAS遺伝子検査、又は「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち、大腸癌におけるKRAS遺伝子検査を行うことが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。 (ロ) 肺癌の組織を検体として、「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、肺癌におけるKRAS遺伝子変異(G12C)検査、又は「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち、肺癌におけるKRAS遺伝子検査を実施することが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。 (ハ) 肺癌の組織を検体として、「D006-24」肺癌関連遺伝子多項目同時検査を行うことが困難な場合。なお、本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、イに該当する医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 エ 大腸癌患者の血漿を検体として、大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合に、「D006-22」RAS遺伝子検査(血漿)は併せて算定できない。
6	BRAF遺伝子検査	2,500	-	ア「6」のBRAF遺伝子検査は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
7	HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)	2,500	-	HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)「7」のHER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
8	HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)	2,500	-	ア「8」のHER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)は、肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるHER2遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 本検査の実施に当たっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
9	マイクロサテライト不安定性検査	2,500	-	ア「9」のマイクロサテライト不安定性検査は、固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査を行うことが困難な場合に算定でき、本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。 ウ 卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、本検査と「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。 エ 本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

	(注1) 患者から1回に採取した血液又は(血漿)を用いて本区分の1、2、5、6、7若しくは9に掲げる検査又は区分番号D006-12に掲げるEGFR遺伝子検査(血漿)を2項目、3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点、6,000点又は8,000点を算定する。 (注2) 患者から1回に採取した血液又は血漿を用いて本区分の3、4又は8に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。 通知 (1) 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)は、固形癌患者の血液又は血漿を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に、それぞれ患者1人につき1回に限り算定する。	(11) 次世代シーケンシングを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供すること。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異に係る検査結果については患者の治療方針の決定等には用いないこと。
--	---	--

D006-28 Y染色体微小欠失検査				
	Y染色体微小欠失検査	3,770		Y染色体微小欠失検査は、不妊症の患者であって、生殖補助医療を実施しているものに対して、PCR-rSSO法により、精巣内精子採取術の適応の判断を目的として実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査を実施する医学的な理由を診療録に記載すること。
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。			

D006-29 乳癌悪性度判定検査				
	乳癌悪性度判定検査	43,500	-	(1) ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって、リンパ節転移陰性、微小転移又はリンパ節転移1～3個の早期浸潤性乳癌患者を対象として、遠隔再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目的として、腫瘍組織から抽出した21 遺伝子のRNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合に、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (2)本検査の実施に当たっては、ホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D006-30 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査				
	遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査	20,500	-	(1) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査は、臨床症状、検査所見、家族歴等からRPE65遺伝子変異による遺伝性網膜ジストロフィと疑われる者であって、十分な生存網膜細胞を有することが確認された者に対して、血液を検体とし、次世代シーケンシングを用いてボレチゲン ネバルボベクの適応の判定の補助を目的として実施した場合にのみ、患者1人につき1回に限り算定できる。 (2) 本検査の実施に当たっては、以下のいずれにも該当する医療機器を用いること。 ア 遺伝性網膜ジストロフィの疾患原因遺伝子の情報を取得するものとして薬事承認又は認証を得ている。 イ 厚生労働省難治性疾患政策研究事業において、「遺伝性網膜ジストロフィの原因となりうる主な遺伝子」(網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班網膜ジストロフィにおける遺伝学的検査のガイドライン作成ワーキンググループ作成)リストに記載されている遺伝子の変異の評価が可能である。 (3) 本検査は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班IRDパネル検査における遺伝学的検査運用ガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した検査運用指針に従って実施された場合に限り算定する。

■生化学的検査(Ⅰ)

D007 血液化学検査			
1	総ビリルビン	11	
	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン	11	
	総蛋白	11	「4」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミン(BCP改良法・BCG法)を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
	アルブミン(BCP改良法・BCG法)	11	「4」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミン(BCP改良法・BCG法)を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
	尿素窒素	11	(1)「30」のペントシジンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「30」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (2)「33」のイヌリンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (3)ア 「30」のシスタチンCは、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。 イ シスタチンCは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「32」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 「1」のクレアチニンについて、ヤッフ法を用いて実施した場合は算定できない。
	クレアチニン	11	
	尿酸	11	
	アルカリホスファターゼ(ALP)	11	
	コリンエステラーゼ(ChE)	11	
	γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)	11	
	中性脂肪	11	
	ナトリウム及びクロール	11	「1」のナトリウム及びクロールについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
	カリウム	11	
	カルシウム	11	「1」のカルシウム及び「7」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてののみ所定点数を算定する
	マグネシウム	11	
	クレアチン	11	
	グルコース	11	
	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)	11	
	アミラーゼ	11	
	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	11	
	クレアチンキナーゼ(CK)	11	
	アルドラーゼ	11	
	遊離コレステロール	11	
	鉄(Fe)	11	

	血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)	11	
	不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)	11	「1」の総鉄結合能(TIBC)(比色法)と不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)を同時に実施した場合は、「1」の不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)又は総鉄結合能(TIBC)(比色法)の所定点数を算定する。
	総鉄結合能(TIBC)(比色法)	11	
2	リン脂質	15	
3	HDL—コレストロール	17	「3」のHDL—コレストロール、「3」の総コレストロール及び「4」のLDL—コレストロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する
	無機リン及びリン酸	17	「3」の無機リン及びリン酸については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
	総コレストロール	17	「3」のHDL—コレストロール、「3」の総コレストロール及び「4」のLDL—コレストロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する
	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)	17	
	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)	17	
4	LDL—コレストロール	18	「3」のHDL—コレストロール、「3」の総コレストロール及び「4」のLDL—コレストロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する
	蛋白分画	18	「4」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミン(BCP改良法・BCG法)を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
5	銅(Cu)	23	
6	リパーゼ	24	
7	イオン化カルシウム	26	「1」のカルシウム及び「7」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
8	マンガン(Mn)	27	「8」のマンガン(Mn)は、1月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
9	ケトン体	30	「9」のケトン体及び「20」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
10	アポリポ蛋白 イ 1項目	31	「10」のアポリポ蛋白は、AⅠ、AⅡ、B、CⅡ、CⅢ及びEのうち、測定した項目数に応じて、所定点数を算定する。
	アポリポ蛋白 ロ 2項目	62	
	アポリポ蛋白 ハ 3項目以上	94	
11	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	32	
12	グアナーゼ	35	
13	有機モノカルボン酸	47	「13」の有機モノカルボン酸については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定
	胆汁酸	47	肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「18」のコレストロール分画に準じて算定する。ただし、「13」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する
14	ALPアイソザイム	48	
	アミラーゼアイソザイム	48	
	γ -GTアイソザイム	48	
	LDアイソザイム	48	
	重炭酸塩	48	同一検体について「14」の重炭酸塩及び「36」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
15	ASTアイソザイム	49	
	リポ蛋白分画	49	

16	アンモニア	50	
17	CKアイソザイム	55	
	グリコアルブミン	55	「17」のグリコアルブミンは、HPLC(2カラム)、HPLC(1カラム)ー発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。 区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA1c(HbA1c)、本区分「17」のグリコアルブミン又は「21」の1,5アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
18	コレステロール分画	57	肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「18」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「13」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
19	ケトン体分画	59	「9」のケトン体及び「19」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
	遊離脂肪酸	59	
20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	70	
21	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)	80	
	リポ蛋白分画(PAGディスク電気泳動法)	80	
	1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)	80	区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA1c(HbA1c)、本区分「17」のグリコアルブミン又は「21」の1,5アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
	グリココール酸	80	
22	CK-MB	90	
23	LDアイソザイム1型	95	「23」のLDアイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
	総カルニチン	95	ア「23」の総カルニチン及び遊離カルニチンは、関係学会の定める診療に関する指針を遵守し、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。 イ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。 ウ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。 エ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
	遊離カルニチン	95	
24	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	96	(1)「24」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)は、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に行った場合に算定する。また、区分番号「D008」内分泌学的検査の「27」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。 (2)「42」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)、「24」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「27」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
25	フェリチン半定量	102	105
	フェリチン定量	102	105

26	エタノール	105	108	
27	リポ蛋白(a)	107		「27」のリポ蛋白(a)は、3月に1回を限度として算定できる。
28	ヘパリン	108		「28」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
	KL-6	108	111	「28」のKL-6、「35」の肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び「39」の肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)は、EIA法による。
29	心筋トロポニンI	109	112	「29」の心筋トロポニンIと「29」の心筋トロポニンT(TnT)定性・定量を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量	109	112	「29」の心筋トロポニンIと「29」の心筋トロポニンT(TnT)定性・定量を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	アルミニウム(AI)	109	112	
30	シスタチンC	112	115	(1)「30」のペントシジンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「30」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (2)シスタチンC ア「30」のシスタチンCは、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。 イ「30」のシスタチンCは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「31」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
31	25-ヒドロキシビタミンD	117		ア「31」の25-ヒドロキシビタミンDは、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定できる。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。 イ「31」の25-ヒドロキシビタミンDは、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中にECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により測定した場合は、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定できる。
32	ペントシジン	118		「32」のペントシジンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「30」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
33	イヌリン	120		「33」のイヌリンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
34	リポ蛋白分画(HPLC法)	129		
35	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)、	130		「28」のKL-6、「35」の肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び「39」の肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)及び肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)は、EIA法による。
	ガラクトース	130		

36	血液ガス分析	131	135	(1)同一検体について「14」の重炭酸塩及び「36」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。 (2)「36」の血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、PO₂、PCO₂ 及びHCO₃⁻ の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビンについては算定しない。 (3)「36」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。 なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要、かつ、密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
	IV型コラーゲン	131	135	「36」のIV型コラーゲン又は「42」のIV型コラーゲン・7Sは、「39」のプロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド(P－Ⅲ－P)又は「50」のMac－2結合蛋白糖鎖修飾異性体と併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
	ミオグロビン定性	131	135	「36」の心臓由来脂肪酸結合蛋白(H－FABP)定性又は定量はELISA法、免疫クロマト法、ラテックス免疫比濁法又はラテックス凝集法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。ただし、心臓由来脂肪酸結合蛋白(H－FABP)定性又は定量と「36」のミオグロビン定性又は定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	ミオグロビン定量	131	135	
	心臓由来脂肪酸結合蛋白(H－FABP)定性	131	135	
	心臓由来脂肪酸結合蛋白(H－FABP)定量	131	135	
	(注) 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する			
37	亜鉛(Zn)	132	136	
38	アルブミン非結合型ビリルビン	135		「38」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
39	肺サーファクタント蛋白－D(SP－D)	136		「28」のKL－6、「35」の肺サーファクタント蛋白－A(SP－A)及び「39」の肺サーファクタント蛋白－D(SP－D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL－6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白－A(SP－A)及び肺サーファクタント蛋白－D(SP－D)は、EIA法による。
	プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド(P－Ⅲ－P)	136		「36」のIV型コラーゲン又は「42」のIV型コラーゲン・7Sは、「39」のプロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド(P－Ⅲ－P)又は「50」のMac－2結合蛋白糖鎖修飾異性体と併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 Mac－2結合蛋白糖鎖修飾異性体 イ 本検査と「39」のプロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド(P－Ⅲ－P)若しくは「36」のIV型コラーゲン、「42」のIV型コラーゲン・7S又は「46」のヒアルロン酸を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	アンギオテンシンⅠ転換酵素(ACE)	136	140	
	ビタミンB12	136	140	
40	セレン	144		「39」のセレンは、長期静脈栄養管理若しくは長期成分栄養剤を用いた経腸栄養管理を受けている患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者又は重症心身障害児(者)に対して、診察及び他の検査の結果からセレン欠乏症が疑われる場合の診断及び診断後の経過観察を目的として実施した場合に限り算定する。
41	葉酸	146	150	

42	IV型コラーゲン・7S	148		「36」のIV型コラーゲン又は「42」のIV型コラーゲン・7Sは、「39」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)又は「50」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体と併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体 イ 本検査と「39」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)若しくは「36」のIV型コラーゲン、「42」のIV型コラーゲン・7S又は「46」のヒアルロン酸を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
43	ピルビン酸キナーゼ(PK)	150		
44	レムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP-C)	174	179	「44」のレムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP)は免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
45	腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性	175		腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1) ア 「45」の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。 イ 「45」の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「23」の癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
46	ヒアルロン酸	179		「46」のヒアルロン酸は、サンドイッチバインディングプロテインアッセイ法、125Iによる競合法を用いたバインディングプロテインアッセイ法、LA法(測定機器を用いるもの)又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
47	ALPアイソザイム(PAG電気泳動法)	180		「47」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)、「24」のALPアイソザイム及び骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「26」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	アセトアミノフェン	180	185	「47」のアセトアミノフェンは、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
48	心室筋ミオシン軽鎖Ⅰ	184		「47」の心室筋ミオシン軽鎖Ⅰは、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
49	トリプシン	189		
50	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体	194		ア 「50」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ 本検査と「39」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)若しくは「36」のIV型コラーゲン、「42」のIV型コラーゲン・7S又は「46」のヒアルロン酸を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)	194		「50」のマロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。
	オートタキシン	194		ア 「50」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ 本検査と「39」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「36」のIV型コラーゲン、「42」のIV型コラーゲン・7S、「46」のヒアルロン酸又は「50」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

50	サイトケラチン18フラグメント(CK-18F)	194	-	ア「50」のサイトケラチン18フラグメント(CK-18F)は、1ステップサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者(疑われる患者を含む。)に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的として、実施した場合に算定する。イ 本検査と「36」のⅣ型コラーゲン、「39」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「42」のⅣ型コラーゲン・7S、「46」のヒアルロン酸、「50」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「50」のオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	ELFスコア	194	-	ア ELF スコアは、化学発光免疫測定法により、慢性肝疾患患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質1(TIMP-1)、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)及びヒアルロン酸を測定し、ELF スコアを算出した場合に、半年に1回に限り本区分「50」のオートタキシンを準用して算定する。 イ 本区分「39」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)及び本区分「46」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。 ウ 本検査と、本区分「36」のⅣ型コラーゲン、本区分「42」のⅣ型コラーゲン・7S、本区分「50」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「50」のオートタキシン又は本区分「50」のサイトケラチン18フラグメント(CK-18F)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
51	ホスホオリパーゼA2(PLA2)	204		
52	赤血球コプロポルフィリン	210		
53	リポ蛋白リパーゼ(LPL)	219		「53」のリポ蛋白リパーゼ(LPL)は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分番号「D500」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
54	肝細胞増殖因子(HGF)	227		「54」の肝細胞増殖因子(HGF)はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
55	ビタミンB2	235	242	
56	ビタミンB1	239		
57	ロイシンリッチ α 2グリコプロテイン	268	276	ア「57」のロイシンリッチ α 2グリコプロテインは、潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定した場合に3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ「57」のロイシンリッチ α 2グリコプロテインと、区分番号「D003」糞便検査の「9」のカルプロテクチン(糞便)又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
58	赤血球プロトポルフィリン	272		
59	プロカルシトニン(PCT)定量	276	284	「59」のプロカルシトニン(PCT)定量又は同半定量は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「52」のエンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	プロカルシトニン(PCT)半定量	276	284	
60	ビタミンC	296	305	
61	プレセプシン定量	301		ア「61」のプレセプシン定量は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。 イ「61」のプレセプシン定量と区分番号「D007」血液化学検査の「59」プロカルシトニン(PCT)定量、同半定量又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「52」エンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
62	インフリキシマブ定性	310		「62」のインフリキシマブ定性は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者1人につき3回を限度として算定できる。

63	1, 25-ジヒドロキシビタミンD3	388	「63」の1,25-ジヒドロキシビタミンD3は、ラジオレセプターアッセイ法、RIA法又はELISA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症Ⅰ型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD3剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミンD3剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
64	血管内皮増殖因子(VEGF)	460	「64」の血管内皮増殖因子(VEGF)は、クロウ・深瀬症候群(POEMS症候群)の診断又は診断後の経過観察の目的として、ELISA法により測定した場合に、月1回を限度として算定できる。
	コクリントモプロテイン(CTP)	460	- ア「64」コクリントモプロテイン(CTP)は、ELISA法により、外リンパ瘻を疑う患者に対して、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモプロテイン(CTP)を測定した場合に算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める適正使用指針を遵守すること。 イ 本検査を実施した場合、「D026」検体検査判断料については、「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。
65	FGF23	788	「65」のFGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り算定できる。ただし、診断時には1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。
	生化学包括(■部分)		
	イ 5項目以上7項目以下	93	
	ロ 8項目又は9項目	99	
	ハ 10項目以上	103	106
	(注)入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。		血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が増えることにかんがみ、血液化学検査の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算点数は算定できない。

■生化学的検査(Ⅱ)

D008 内分泌学的検査			
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55	「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性及び「19」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。 (9)ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β) ア「19」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。 イ「19」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性又は「20」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量又は定量を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60	
3	ホモバニリン酸(HVA)	69	
4	バニールマンデル酸(VMA)	90	
5	5-ヒドロキシインドール酢酸(5-HIAA)	95	

6	プロラクチン(PRL)	98		
	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	98	101	
7	トリヨードサイロニン(T3)	99		
8	レニン活性	100		「8」のレニン活性と「10」のレニン定量を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
	インスリン(IRI)	100	103	
9	ガストリン	101		
10	レニン定量	102	105	
11	サイロキシシン(T4)	105	108	
12	成長ホルモン(GH)	105	108	
	卵胞刺激ホルモン(FSH)	105	108	
	C-ペプチド(CPR)	105	108	「12」のC-ペプチド(CPR)を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
	黄体形成ホルモン(LH)	105	108	「12」の黄体形成ホルモン(LH)はLA法等による。
13	テストステロン	119	122	
14	遊離サイロキシシン(FT4)	121	124	
	遊離トリヨードサイロニン(FT3)	121	124	
	コルチゾール	121	124	
15	アルドステロン	122	125	
16	サイログロブリン	128	131	
17	ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)	129	132	「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性及び「17」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。 ア「17」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。 イ「17」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性、「17」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量又は「17」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量又は半定量を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
18	サイロキシシン結合グロブリン(TBG)	130		
	脳性Na利尿ペプチド(BNP)	130	133	ア「18」の脳性Na利尿ペプチド(BNP)は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。 イ「18」の脳性Na利尿ペプチド(BNP)、「20」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及び「46」の心房性Na利尿ペプチド(ANP)のうち2項目以上をいずれかの検査を行った日から起算して1週間以内に併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。 ウ「18」の脳性Na利尿ペプチド(BNP)、「20」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及び「46」の心房性Na利尿ペプチド(ANP)のうち2項目以上を実施した場合は、各々の検査の実施日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
	カルシトニン	130	133	
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	130	134	「18」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量及び同半定量は、HCG・LH検査(試験管法)を含むものである。
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	130	134	

19	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD抗体)	134	「19」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して1型糖尿病の診断に用いた場合又は自己免疫介在性脳炎・脳症の診断に用いた場合に算定できる。	
20	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	136	「18」「BNP」と算定条件同じ	
	ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)	136		
21	サイロキシン結合能(TBC)	137		
22	プロゲステロン	143	147	
23	グルカゴン	150		
24	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	154	「24」の低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)は、骨粗鬆症におけるビタミンK 剤の治療選択目的で行った場合又は治2療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。	
25	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)	156	「25」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)及び「39」のデオキシピリジノリン(DPD)(尿)は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。 「25」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)、「26」のオステオカルシン(OC)又は「39」のデオキシピリジノリン(DPD)(尿)を併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。	
	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	156	「25」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。 本検査を「25」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、「26」のオステオカルシン(OC)、「39」のデオキシピリジノリン(DPD)(尿)と併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。 なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。	
26	オステオカルシン(OC)	157	「26」のオステオカルシン(OC)は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合に限り算定できる。「26」のオステオカルシン(OC)又は「39」のデオキシピリジノリン(DPD)(尿)を併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。	
	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	157	161	「26」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)、「28」のI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)「30」のインタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact PINP)、及び区分番号「D007」血液化学検査の「47」ALPアイソザイム(PAG電気泳動法)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
27	遊離テストステロン	159		

28	I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)	160	164	「26」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、「28」のI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)「30」のインタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、及び区分番号「D007」血液化学検査の「47」ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
29	副甲状腺ホルモン (PTH)	161	165	
	カテコールアミン分画	161	165	
30	インタクト I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)	163		「26」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、「28」のI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)「30」のインタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、及び区分番号「D007」血液化学検査の「47」ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
31	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)	164	169	
32	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	165		
	サイクリックAMP (cAMP)	165	170	
33	エストラジオール (E2)	167	172	「36」のエストロゲン半定量又は定量については、「36」のエストリオール (E3)又は「33」のエストラジオール (E2)と同時に実施した場合は算定できない。
34	I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿)	169		「34」の I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿)は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
35	I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX)	170		「35」の I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX)は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。また、「34」の I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
36	エストリオール (E3)	180		「36」のエストロゲン半定量又は定量については、「36」のエストリオール (E3)又は「33」のエストラジオール (E2)と同時に実施した場合は算定できない。
	エストロゲン半定量	180		
	エストロゲン定量	180		
	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)	180		「36」の副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)又は「38」の副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合に限り算定する。
37	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)	184	189	
	カテコールアミン	184	189	
38	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)	186	189	「36」の副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)又は「38」の副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合に限り算定する。

39	デオキシピリジノリン(DPD)(尿)	191	「I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)と算定条件同じ	
40	17-ケートジェニックスステロイド(17-KGS)	200		
41	エリスロポエチン	209	「41」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。 ア 赤血球増加症の鑑別診断 イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンペーパペゴル若しくはHIF-PH阻害薬投与前の透析患者における腎性貧血の診断 ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定	
42	ソマトメジンC	212	ア 「50」のインスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。 イ 「50」インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)を「42」のソマトメジンCと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
43	17-ケートステロイド分画(17-KS分画)	213		
	17 α -ヒドロキシプロゲステロン(17 α -OHP)	213	「43」の17 α -ヒドロキシプロゲステロン(17 α -OHP)は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。	
	抗IA-2抗体	213	「43」の抗IA-2抗体は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「19」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。 なお、当該検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること	
	プレグナンジオール	213		
44	メタネフリン	217	「49」のノルメタネフリンは、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、「44」のメタネフリンを併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。	
45	17-ケートジェニックスステロイド分画(17-KGS分画)	220		
	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	220	221	
46	心房性Na利尿ペプチド(ANP)	221	227	「46」の心房性Na利尿ペプチド(ANP)、「20」の脳性Na利尿ペプチド(BNP)及び「22」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)のうち2項目以上をいずれかの検査を行った日から起算して1週間以内に併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
47	抗利尿ホルモン(ADH)	224	230	
48	プレグナントリオール	232	234	
49	ノルメタネフリン	250	「49」のノルメタネフリンは、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、「44」のメタネフリンを併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。	

50	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3)	280		インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) ア「50」のインスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。 イ「50」インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) を「42」のソマトメジンCと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
51	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	450	320	「51」の遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定する。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、褐色細胞腫を疑う医学的な理由を診療録に記載すること。 「44」メタネフリン、「45」メタネフリン・ノルメタネフリン分画、「49」ノルメタネフリン又は「51」遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画のうちいずれかを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
52	抗ミュラー管ホルモン (AMH)	597	600	「52」の抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者に対して、調節卵巣刺激療法における治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。
53	レプチン	1,000		ア「53」のレプチンは、脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、ELISA法により測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査の実施に当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から50までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。
	内分泌包括(■部分)			
	イ 3項目以上5項目以下		410点	
	ロ 6項目又は7項目		623点	
	ハ 8項目以上		900点	

D009 腫瘍マーカー				
1	尿中BTA	80		「1」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。
2	α-フエトプロテイン (AFP)	98	101	※(注1)参照
3	癌胎児性抗原 (CEA)	99		※(注1)参照 「3」の癌胎児性抗原 (CEA) と「7」のDUPAN-2を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。
4	扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)	101	104	
5	組織ポリペプチド抗原 (TPA)	110		
6	NCC-ST-439	112	115	
	CA15-3	112	115	「19」シアリルLe x抗原 (CSLEX) と「6」のCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
7	DUPAN-2	115	118	「3」の癌胎児性抗原 (CEA) と「7」のDUPAN-2を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。

8	エラスターゼ1	120	123	※(注1)参照
9	前立腺特異抗原(PSA)	121	124	「9」の前立腺特異抗原(PSA)は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、前立腺特異抗原(PSA)の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。 なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	CA19-9	121	124	
10	PIVKA-II 半定量	131	135	※(注1)参照
	PIVKA-II 定量	131	135	※(注1)参照
11	CA125	136	140	(1)「11」のCA125及び「27」のCA602を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。 (2)上記(1)にかかわらず、(5)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。
12	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定性(尿)	139	143	ア「12」の核マトリックスプロテイン 22(NMP22) 定量(尿)及び核マトリックスプロテイン 22(NMP22)定性(尿)は、区分番号「D002」尿沈渣(鏡検法)により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 イ「12」の核マトリックスプロテイン 22(NMP22) 定量(尿)及び核マトリックスプロテイン 22(NMP22)定性(尿)については、尿路上皮癌の診断が確定した後にを行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)	139	143	「12」の核マトリックスプロテイン 22(NMP22) 定量(尿)又は核マトリックスプロテイン 22(NMP22)定性(尿)及び「21」のサイトケラチン8・18(尿)を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
13	シアリルLe-x抗原(SLX)	140	144	
14	神経特異エノラーゼ(NSE)	142		「24」のガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)を「14」の神経特異エノラーゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
15	SPan-1	144		
16	CA72-4	146		
	シアリルTn抗原(STN)	146		
17	塩基性フェトプロテイン(BFP)	150		
	遊離型PSA比(PSA F/T比)	150		「17」の遊離型PSA比(PSA F/T比)は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
18	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	154	158	「18」のサイトケラチン19フラグメント(シフラ)は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
19	シアリルLe-x抗原(CSLEX)	156	160	シアリルLe-x抗原(CSLEX) ア「19」のシアリルLe-x抗原(CSLEX)は、診療及び他の検査の結果から乳癌のX患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。 イ「19」のシアリルLe-x抗原(CSLEX)と「6」のCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

20	BCA225	158		
21	サイトケラチン8・18(尿)	160		(1) サイトケラチン8・18(尿) ア 「21」のサイトケラチン8・18(尿)は、区分番号「D002」尿沈渣(鏡検法)により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 イ 「21」のサイトケラチン8・18(尿)は、尿路上皮癌の診断が確定した後にを行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。 (2) 「12」の核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)又は「12」定性(尿)及び「21」のサイトケラチン8・18(尿)を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
22	抗p53抗体	163		「22」の抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。
23	I 型コラーゲン-C-テロペプチド(I CTP)	170		「23」の I 型コラーゲン-C-テロペプチド(I CTP)、区分番号「D008」内分泌学的検査の「25」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)又は同区分「39」のデオキシピリジリン(DPD)(尿)は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
24	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175		「24」のガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)を「14」の神経特異エノラーゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるものののみ算定する。
25	CA54/61	184		
26	α -フエトプロテインレクチン分画(AFPL3%)	185	190	「26」の α -フエトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
27	CA602	190		「11」のCA125 及び「27」のCA602 を併せて測定した場合は、主たるものののみ算定する。 上記(1)にかかわらず、(5)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。
	組織因子経路インヒビター2(TFPI2)	190		「27」組織因子経路インヒビター(TFPI2)は、EIA法により測定した場合に算定できる。
28	γ -セミノプロテイン(γ -Sm)	192	194	
29	ヒト精巣上体蛋白4(HE4)	200		「29」のヒト精巣上体蛋白4は、CLIA法により測定した場合に算定できる。
30	可溶性メンテリン関連ペプチド	220		ア 「30」の可溶性メンテリン関連ペプチドは、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。 イ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。(イ) 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者 (ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者 (ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者 ウ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

31	前立腺特異抗原(PSA) レクチン結合分画比 (S2,3PSA%)	248	-	ア S2, 3PSA%は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺 特異抗原(PSA)の結果が 4.0ng/mL 以上 10.0ng/mL 以下である者に対して、LBA 法(定量)により、S2, 3PSA%を測定した場合に限り区分番号「D0 09」腫瘍マーカー「9」前立腺特異抗原(PSA)の2回分を準用して算定 する。 イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。 ウ S2, 3PSA%と、「9」前立腺特異抗原(PSA)、「17」遊離型PSA比(PSA F/T比)又は「32」プロステートヘルスインデックス(phi)を併せて実施した場合に、いずれか主たるもののみ算定する。 エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。
32	プロステートヘルスインデックス(phi)	281		ア「32」のプロステートヘルスインデックス(phi)は、診療及び他の検査(前立腺特異抗原(PSA)等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者であって、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、CLEIA法により、前立腺特異抗原(PSA)、遊離型PSA及び「2」proPSAを測定し、プロステートヘルスインデックス(phi)を算出した場合に限り算定する。 (イ) 前立腺特異抗原(PSA)値が4.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 (ロ) 50歳以上65歳未満であって、前立腺特異抗原(PSA)値が3.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 (ハ) 65歳以上70歳未満であって、前立腺特異抗原(PSA)値3.5ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 イアに該当する患者に対して、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。 ウ「9」の前立腺特異抗原(PSA)を併せて実施した場合に、主たるもののみ算定する。 エ「17」の遊離型PSA比(PSA F/T比)を併せて実施した場合に、主たるもののみ算定する。 オ 本検査を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。
33	癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)	305		(1)「33」の癌胎児性抗原(CEA)定性又は半定量(乳頭分泌液)は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。(2)HER2蛋白(乳頭分泌液) ア 「33」のHER2蛋白(乳頭分泌液)は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2蛋白を測定した場合に限り算定する。 イ 「33」のHER2蛋白(乳頭分泌液)及び「24」の癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)又は半定量(乳頭分泌液)を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
	癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	305		
34	HER2蛋白	320		「34」のHER2蛋白は、悪性腫瘍が既に確定診断され、かつ、HER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2蛋白過剰発現の有無が確認されていない再発癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

35	アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム	335	-	ア「35」のアポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォームは、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する患者に対して膀胱癌の診断の補助を目的として、血液を検体としてELISA法により測定した場合に、膀胱癌の診断の確定までの間に原則として1回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (イ) 関連学会が定める指針に基づき膀胱癌の高度リスクに該当する患者。ただし、本検査を実施する患者が3月以内にCA19-9検査を行われており、CA19-9の値が37.0U/mL以上である場合には、本検査は算定できない。 (ロ) 関連学会が定める指針に基づき膀胱癌の中等度リスクに該当する患者であって、癌胎児性抗原(CEA)検査の結果が陰性であり、CA19-9値が37.0U/mL以上かつ100U/mL以下の患者。 (ハ) 関連学会が定める指針に基づき膀胱癌のリスク因子が3項目以上該当する患者であって、癌胎児性抗原(CEA)及びCA19-9検査の結果が陰性である患者。 イ アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォームと、本区分の「3」癌胎児性抗原(CEA)、「7」DUPAN-2又は「15」SPan-1を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。 ウ 本検査をアの(イ)に対して実施する場合はCA19-9の測定年月日及び測定結果を、アの(ロ)及び(ハ)に対して実施する場合は癌胎児性抗原(CEA)及びCA19-9の測定年月日並びに測定結果を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
36	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)	438		「36」の可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。 また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。
	(注1) 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。			※(1) 腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。 ア 急性及び慢性肺炎の診断及び経過観察のために「8」のエラスターゼ1を行った場合 イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「2」のα-フエトプロテイン(AFP)又は「10」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合(月1回に限る。) ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「11」のCA125又は「27」のCA602を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。) エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「3」の癌胎児性抗原(CEA)を行った場合
	(注2) 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から29までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			「注2」に係る規定は、本区分に掲げる血液を検体とする検査と「33」の癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)又は同半定量(乳頭分泌液)を同一日に行った場合にも、適用する。
	腫瘍マーカー包括(部分)			
	イ 2項目		230	
	ロ 3項目		290	
	ハ 4項目以上		385	396

D010 特殊分析			
1	糖分析(尿)	38	
2	結石分析	117	
3	チロシン	200	「3」のチロシンは、酵素法による。
4	アミノ酸		フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「4」により算定し、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
	イ 1種類につき	279	
	ロ 5種類以上	1,107	1,141
5	総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比(BTR)	283	「5」の総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比(BTR)は、酵素法による。
6	アミノ酸定性	350	
7	脂肪酸分画	393	405
8	先天性代謝異常症検査		「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、疾患の診断又は経過観察を目的に行った場合に算定する。
	イ 尿中有機酸分析	1,141	「イ」の尿中有機酸分析は、有機酸代謝異常症が疑われる患者に対して、ガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて尿中有機酸の分析を行った場合に算定する。
	ロ 血中極長鎖脂肪酸	1,141	「ロ」の血中極長鎖脂肪酸は、副腎白質ジストロフィーやペルオキシソーム形成異常症、ペルオキシソームβ酸化系酵素欠損症が疑われる患者に対して、ガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて血中極長鎖脂肪酸の測定を行った場合に算定する。
	ハ タンデムマス分析	1,107	1,141
	ニ その他	1,107	1,141
	(注1) イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。		
	(注2) ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検査を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。		

■免疫学的検査

D011 免疫血液学的検査			
1	ABO血液型	24	
	Rh(D)血液型	24	
2	Coombs試験		
	イ 直接	34	
	ロ 間接	47	
3	Rh(その他の因子)血液型	148	「3」のRh(その他の因子)血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。

4	不規則抗体	159		「4」の不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K877」子宮全摘術、「K879」子宮悪性腫瘍手術、「K889」子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)、「K898」帝王切開術又は「K912」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。 また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。 この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴がある患者又は妊娠歴がある患者のいずれに該当するかを記載する。
	(注)第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。			
5	ABO血液型関連糖転移酵素活性	181		
6	血小板関連IgG(PA-IgG)	190	193	「6」の血小板関連IgG(PA-IgG)は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。
7	ABO血液型亜型	260		
8	抗血小板抗体	261		
9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)	376	378	ア「10」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)及び「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)「11」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は、ヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。
10	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)	390		イ「11」血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。
11	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性	420		ウ一連の検査で、「10」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)及び「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)及び「11」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性を測定した場合は、主たるものののみ算定する。

D012 感染症免疫学的検査				
1	梅毒血清反応(STS)定性	15		「1」及び「5」における梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)半定量及び梅毒血清反応(STS)定量は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等)をいい、梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)半定量及び梅毒血清反応(STS)定量ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるものののみ算定する。
	抗ストレプトリジンO(ASO)定性	15		
	抗ストレプトリジンO(ASO)半定量	15		
	抗ストレプトリジンO(ASO)定量	15		
2	トキソプラズマ抗体定性	26		
	トキソプラズマ抗体半定量	26		
3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)定性	29		
	抗ストレプトキナーゼ(ASK)半定量	29		
4	梅毒トレポネマ抗体定性	32		
	マイコプラズマ抗体定性	32		「4」のマイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量、「25」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)又は「31」のマイコプラズマ抗原定性(FA法)を併せて実施した場合は、主たるものののみ算定する。
	マイコプラズマ抗体半定量	32		

5	梅毒血清反応(STS)半定量	34	「1」及び「5」における梅毒血清反応(STS)定性及び梅毒血清反応(STS)半定量及び梅毒血清反応(STS)定量は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等)をいい、梅毒血清反応(STS)定性及び梅毒血清反応(STS)半定量及び梅毒血清反応(STS)定量ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
	梅毒血清反応(STS)定量	34	
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量	53	
	梅毒トレポネーマ抗体定量	53	
7	アデノウイルス抗原定性(糞便)	60	「7」のアデノウイルス抗原定性(糞便)と「8」のロタウイルス抗原定性(糞便)又は定量(糞便)を同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。
	迅速ウレアーゼ試験定性	60	
8	ロタウイルス抗原定性(糞便)	65	「7」のアデノウイルス抗原定性(糞便)と「8」のロタウイルス抗原定性(糞便)又は定量(糞便)を同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。
	ロタウイルス抗原定量(糞便)	65	
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量	70	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量 ア 「9」のヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法(簡易法)により実施した場合に算定する。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
	クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体	70	
10	クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体	75	「26」のクラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体を、「9」のクラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体又は「10」のクラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体価と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
11	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)	79	ア「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。 (イ) アデノウイルス (ロ) コクサッキーウイルス (ハ) サイトメガロウイルス (ニ) EBウイルス (ホ) エコーウイルス (ヘ) ヘルペスウイルス (ト) インフルエンザウイルスA型 (チ) インフルエンザウイルスB型 (リ) ムンプスウイルス (ヌ) パラインフルエンザウイルスⅠ型 (ル) パラインフルエンザウイルスⅡ型 (ヲ) パラインフルエンザウイルスⅢ型 (ワ) ポリオウイルスⅠ型 (カ) ポリオウイルスⅡ型 (コ) ポリオウイルスⅢ型 (ク) RSウイルス (セ) 風疹ウイルス (ソ) 麻疹ウイルス (ツ) 日本脳炎ウイルス (ネ) オーム病クラミジア (ナ) 水痘・帯状疱疹ウイルス イ ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。
	(注) 同一検体についてウイルス抗体価(定性・半定量・定量)の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。		

12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性	80		
	ヘリコバクター・ピロリ抗体	80		「12」のヘリコバクター・ピロリ抗体を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。
	百日咳菌抗体定性	80		
	百日咳菌抗体半定量	80		
13	HTLV－Ⅰ抗体定性	85		「13」のHTLV－Ⅰ抗体定性又は半定量は、粒子凝集法により実施した場合に算定する。
	HTLV－Ⅰ抗体半定量	85		
14	トキソプラズマ抗体	93		
15	トキソプラズマIgM抗体	95		
16	HIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定性	109	112	「16」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定性、同半定量、及び「19」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定量は、LA法、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。 「17」HIV-Ⅰ抗体と算定条件同じ
	HIV－Ⅰ, Ⅱ抗体半定量	109	112	
	HIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定性	109	112	
17	HIV-Ⅰ抗体	113	116	診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ、次のいずれかに該当する者に対して、「17」のHIV－Ⅰ抗体、「16」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定性、同半定量、「19」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定量、「16」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定性又は「19」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定量を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。 ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者 イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者 ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐下血があった者 エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む。)なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合、既往がある場合又は疑われる場合でHIV感染症を疑う場合は、本検査を算定できる。 (11) HIV－Ⅰ抗体及びHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定性、同半定量又は同定量、HIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定性又は同定量 ア 区分番号「K920」輸血(「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に「17」のHIV－Ⅰ抗体、「16」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定性、同半定量、「19」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定量、「16」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定性又は「19」のHIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定量の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。 イ 他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であってもアと同様とする。 ウ ア又はイの場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。
18	抗酸菌抗体定量	116		「18」の抗酸菌抗体定性又は定量は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
	抗酸菌抗体定性	116		「18」の抗酸菌抗体定性又は定量は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
19	A群β溶連菌迅速試験定性	121	124	「19」のA群β溶連菌迅速試験定性と区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験定性の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験定性の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。
20	HIV－Ⅰ, Ⅱ抗体定量	127		「17」HIV-Ⅰ抗体と算定条件同じ
	HIV－Ⅰ, Ⅱ抗原・抗体同時測定定量	127		
21	ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)	129	132	

22	インフルエンザウイルス抗原定性	132	136	ア「22」のインフルエンザウイルス抗原定性は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。 イ 本検査と「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ウ 本検査は光学的抗原抗体反応(OIA法)により実施した場合にも算定できる。
23	カンジダ抗原定性	134		「23」のカンジダ抗原定性、半定量又は定量は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
	カンジダ抗原半定量	134		「42」の(1→3)- β -D-グルカン法は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	カンジダ抗原定量	134		
	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性	134		
	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量	134		
24	RSウイルス抗原定性	138		「24」のRSウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。 ア 入院中の患者 イ 1歳未満の乳児 ウ パリビズマブ製剤の適応となる患者
25	ヘリコバクター・ピロリ抗原定性	142		ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 ア 「25」のヘリコバクター・ピロリ抗原定性は、EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
	ヒトメタニューモウイルス抗原定性	142		ア「25」のヒトメタニューモウイルス抗原定性と「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「22」のインフルエンザウイルス抗原定性又は「24」のRSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「22」のインフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。イ 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断又は胸部聴診所見により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。
26	肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)	146		
27	マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)	148	150	「27」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)、「4」のマイコプラズマ抗原定性、若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「36」のマイコプラズマ抗原定性(FA法)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
28	ノロウイルス抗原定性	150		「28」のノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。 ア 3歳未満の患者 イ 65歳以上の患者 ウ 悪性腫瘍の診断が確定している患者 エ 臓器移植後の患者 オ 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、又は免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者
	インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性	150		「28」のインフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定する。

28	SARS-CoV-2抗原定性	150	-	ア「28」のSARS-CoV-2抗原定性は、COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査を実施した場合、本区分の「50」SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性、「59」SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出定性、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性及び「61」SARS-CoV-2抗原定量については、別に算定できない。
29	クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体	152		「29」のクラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体を、「9」のクラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体価又は「10」のクラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体価と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
	クラミジア・トラコマチス抗原定性	152	156	「29」のクラミジア・トラコマチス抗原定性は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、本検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。「29」のクラミジア・トラコマチス抗原定性について、結膜又は鼻咽腔内からの検体による場合は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジア・トラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
30	アスペルギルス抗原	157		(1)「30」のアスペルギルス抗原はLA法又はELISA法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。 「42」の(1→3)-β-D-グルカン は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
31	大腸菌O157抗体定性	159	163	「31」の大腸菌O157抗体定性、「33」の大腸菌O157抗原定性及び「D018」細菌培養同定検査の「2」消化管からの検体によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「33」の大腸菌O157抗体定性はLA法による。
	HTLV-I 抗体	159	163	「55」のHIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「58」のHIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「16」のHIV-1、2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV-1、2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV-1抗体、「20」のHIV-1、2抗体定量又は「20」のHIV-1、2抗原・抗体同時測定定量によって陽性が確認された症例について、確定診断を目的としてウエスタンブロット法より行った場合に、それぞれ算定する。
32	D-アラビニトール	160		(1)「32」のD-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。 「42」の(1→3)-β-D-グルカン は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
33	大腸菌O157抗原定性	161	165	「33」の大腸菌O157抗原定性は、区分番号「D018」細菌培養同定検査の「2」消化管からの検体によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。
34	クリプトコックス抗原半定量	166	169	「42」の(1→3)-β-D-グルカン は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
35	クリプトコックス抗原定性	169	174	「42」の(1→3)-β-D-グルカン は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

36	マイコプラズマ抗原定性(FA法)	170	「4」マイコプラズマ抗体定性と算定条件同じ	
37	大腸菌血清型別	175	「37」の大腸菌血清型別は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及び区分番号「D023-2」その他の微生物学的検査の「3」大腸菌ベロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D018」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。	
38	アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)	179	184	
	肺炎球菌細胞壁抗原定性	179	184	ア「38」の肺炎球菌細胞壁抗原定性は、次のいずれかの場合に算定する。 (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合 (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合イ 当該検査と「41」の肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
39	淋菌抗原定性	180	「39」の淋菌抗原定性は、区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。	
	単純ヘルペスウイルス抗原定性	180	「39」の単純ヘルペスウイルス抗原定性は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。 「39」の単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者を対象として、イムノクロマト法により測定した場合に算定する。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、本検査と、本区分の「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性、「47」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)及び「47」単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は併せて算定できない。	
	単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)	180		
40	カンピロバクター抗原定性(糞便)	184	「40」のカンピロバクター抗原定性(糞便)は、カンピロバクター感染を疑う患者を対象として、イムノクロマト法により測定した場合に算定できる。	
41	肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)	188	193	「41」の肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。
42	(1→3)- β -D-グルカン	195	201	「42」の(1→3)- β -D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビノール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
43	ブルセラ抗体定性	200		
	ブルセラ抗体半定量	200		
	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	200	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体 ア 「43」のグロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体は、クラミジア・トラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。 イ IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。	

44	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	200	206	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 ア 「44」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、「(ト)」のヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。 (イ) ヘルペスウイルス (ロ) 風疹ウイルス (ハ) サイトメガロウイルス (ニ) EBウイルス (ホ) 麻疹ウイルス (ヘ) ムンプスウイルス (ト) ヒトパルボウイルスB19(チ)水痘・帯状疱疹ウイルス イ 同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。 ウ 「11」のウイルス抗体(定性・半定量・定量)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
	(注) 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。			
45	ツツガムシ抗体定性	203	207	「45」のツツガムシ抗体半定量又は同定性は、各株ごとに算定する。
	ツツガムシ抗体半定量	203	207	
46	レジオネラ抗原定性(尿)	205	211	「46」のレジオネラ抗原定性(尿)は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する
47	単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)	210		「47」の単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)は、角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、免疫クロマト法により行った場合に算定する。
	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)	210		
	アニサキスIgG・IgA抗体	210		「47」のアニサキスIgG・A抗体は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために実施した場合のみ算定できる。
48	百日咳菌抗原定性	217		ア「48」の百日咳菌抗原定性は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、免疫クロマト法により百日咳菌抗原を測定した場合に算定する。 イ 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「13」百日咳菌核酸検出又は同区分「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
49	赤痢アメーバ抗体半定量	223		「49」の赤痢アメーバ抗原定性は、腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合に算定する。
	赤痢アメーバ抗原定性	223		
50	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性	225	-	ア「50」のSARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性は、COVID-19が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査を実施した場合、本区分の「22」インフルエンザウイルス抗原定性、「28」SARS-CoV-2抗原定性、「59」SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出定性、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性及び「61」SARS-CoV-2抗原定量については、別に算定できない。
51	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	227		
52	エンドトキシン	229	236	「59」のプロカルシトニン(PCT)定量又は同半定量は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「52」のエンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

53	デングウイルス抗原定性	233		ア「53」のデングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。 イ「53」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、入院を要する場合に限り算定できる。 ウ「53」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。 エ「53」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主体たるもののみ算定する。
	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	233		
	(注)別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保健医療機関において実施した場合に算定する。			
	白癬菌抗原定性	233		ア「53」の白癬菌抗原定性は、爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合に算定する。 イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。 (イ) KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (ロ) KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、この場合においては、KOH直接鏡検を実施できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。
54	百日咳菌抗体	257		
55	HIV－1抗体(ウエスタンブロット法)	280		「55」のHIV－1抗体(ウエスタンブロット法)及び「58」のHIV－2抗体(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「16」のHIV－1、2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV－1、2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV－1抗体、「20」のHIV－1、2抗体定量又は「20」のHIV－1、2抗原・抗体同時測定定量によって陽性が確認された症例について、確定診断を目的としてウエスタンブロット法より行った場合に、それぞれ算定する。
56	結核菌群抗原定性	291		
57	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	356	366	「57」のサイトメガロウイルスpp65抗原定性は免疫染色法により、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
58	HIV－2抗体(ウエスタンブロット法)	380		「55」のHIV－1抗体(ウエスタンブロット法)及び「58」のHIV－2抗体(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「16」のHIV－1、2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV－1、2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV－1抗体、「20」のHIV－1、2抗体定量又は「20」のHIV－1、2抗原・抗体同時測定定量によって陽性が確認された症例について、確定診断を目的としてウエスタンブロット法より行った場合に、それぞれ算定する。
59	SARS－CoV－2・RSウイルス抗原同時検出定性	420	－	ア「59」のSARS－CoV－2・RSウイルス抗原同時検出定性は、COVID-19 が疑われる患者に対して、COVID-19 の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 又はRSウイルス感染以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査を実施した場合、本区分の「24」RSウイルス抗原定性、「28」SARS－CoV－2抗原定性、「50」SARS－CoV－2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性、「59」SARS－CoV－2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性及び「61」SARS－CoV－2抗原定量については、別に算定できない。
	SARS－CoV－2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性	420	－	ア「59」のSARS－CoV－2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性は、COVID-19が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査を実施した場合、本区分の「22」インフルエンザウイルス抗原定性、「24」RSウイルス抗原定性、「28」SARS－CoV－2抗原定性、「50」SARS－CoV－2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性、「59」SARS－CoV－2・RSウイルス抗原同時検出定性及び「61」SARS－CoV－2抗原定量については、別に算定できない。

60	HTLV－Ⅰ抗体(ウエスタンブロット法)	425		「60」のHTLV－Ⅰ抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)は、「13」のHTLV－Ⅰ抗体定性、半定量又は「31」のHTLV－Ⅰ抗体によって陽性が確認された症例について、確定診断を目的としてウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に算定する。
61	SARS－CoV－2抗原定量	560	－	ア「61」のSARS－CoV－2抗原定量は、COVID-19 が疑われる患者に対して、COVID-19 の診断を目的として、化学発光酵素免疫測定法(定量)、電気化学発光免疫測定法(定量)、化学発光免疫測定法(定量)又は免疫光導波検出法により実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査を実施した場合、本区分の「28」SARS－CoV－2抗原定性、「50」SARS－CoV－2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性、「59」SARS－CoV－2・RSウイルス抗原同時検出定性及びSARS－CoV－2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性については、別に算定できない。
62	HIV抗原	600		「62」のHIV抗原は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
63	HIV－Ⅰ特異抗体・HIV－Ⅱ特異抗体	660		「63」のHIV－Ⅰ特異抗体・HIV－Ⅱ特異抗体は、スクリーニング検査としての「16」のHIV－Ⅰ、Ⅱ抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV－Ⅰ、Ⅱ抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV－Ⅰ抗体、「20」のHIV－Ⅰ、Ⅱ抗体定量又は「20」のHIV－Ⅰ、Ⅱ抗原・抗体同時測定定量によって陽性が確認された症例について、確定診断を目的として、全血、血清又は血漿を検体とし、イムノクロマト法により測定した場合に算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「55」HIV－Ⅰ抗体(ウエスタンブロット法)及び「58」HIV－Ⅱ抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。
64	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	822	847	「64」の抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。
65	鳥特異的IgG抗体	873		「65」の鳥特異的IgG抗体は、診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、EIA法により測定した場合に算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
66	抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体	12,850		「66」の抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体は、2歳未満の脊髄性筋萎縮症患者に対して、オナセムノゲンアベパルボベクの適応の判定の補助を目的として実施する場合に、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、2回以上算定する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	(注) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。			

D013 肝炎ウイルス関連検査				
1	HBs抗原定性・半定量	29		「1」のHBs抗原定性・半定量は、免疫クロマト法、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。
2	HBs抗体定性	32		
	HBs抗体半定量	32		「2」のHBs抗体半定量は、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による
3	HBs抗原	88		免疫抑制剤の投与や化学療法を行う患者に対して、B型肝炎の再活性化を考慮し、当該治療開始前に「3」のHBs抗原、HBs抗体及び「6」のHBc抗体半定量・定量を同時に測定した場合は、患者1人につきそれぞれ1回に限り算定できる。
	HBs抗体	88		
4	HBe抗原	98	101	
	HBe抗体	98	101	
5	HCV抗体定性・定量	102	105	
	HCVコア蛋白	102	105	「5」のHCVコア蛋白は、EIA法又はIRMA法による。

6	HBc抗体半定量・定量	130	133	「6」のHBc抗体半定量・定量と「8」のHBc-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。 免疫抑制剤の投与や化学療法を行う患者に対して、B型肝炎の再活性化を考慮し、当該治療開始前に「3」のHBs抗原、HBs抗体及び「6」のHBc抗体半定量・定量を同時に測定した場合は、患者1人につきそれぞれ1回に限り算定できる。
7	HCVコア抗体	143		
8	HA-IgM抗体	146		「8」のHA抗体とHA-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
	HA抗体	146		
	HBc-IgM抗体	146		「6」のHBc抗体半定量・定量と「8」のHBc-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
9	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	160		
	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160		
10	HE-IgA抗体定性	210		
11	HCV血清群別判定	215	221	「11」のHCV血清群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
12	HBVコア関連抗原(HBcrAg)	252	259	「12」のHBVコア関連抗原(HBcrAg)は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸定量を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330		
14	HCV特異抗体価	340		
	HBVジェノタイプ判定	340		「14」のHBVジェノタイプ判定は、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
	(注)患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			
	肝炎ウイルス包括(■ 部分)			
	イ 3項目		290	
	ロ 4項目		360	
	ハ 5項目以上		425	

D014 自己抗体検査				
1	寒冷凝集反応	11		
2	リウマトイド因子(RF)定量	30		「2」のリウマトイド因子(RF)定量、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)、「15」のC1q結合免疫複合体、「25」のモノクローナルRF結合免疫複合体及び「26」のIgG型リウマトイド因子のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
3	抗サイログロブリン抗体半定量	37		
	抗甲状腺マイクログローム抗体半定量	37		「11」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、「3」の抗甲状腺マイクログローム抗体半定量と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
4	Donath-Landsteiner試験	55		

5	抗核抗体(蛍光抗体法)定性	99	102	
	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量	99	102	
	抗核抗体(蛍光抗体法)定量	99	102	
6	抗インスリン抗体	107	110	
7	抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)	110		
8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性	111	114	「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量は、ECLIA法又はレクチン酵素免疫測定法による。なお、「2」のリウマトイド因子(RF)定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	111	114	
9	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)	116		「2」のリウマトイド因子(RF)定量、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)、「15」のC1q結合免疫複合体、「25」のモノクローナルRF結合免疫複合体及び「26」のIgG型リウマトイド因子のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
10	抗サイログロブリン抗体	136	140	
11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	138	142	「11」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、「3」の抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
12	抗Jo-1抗体定性	140		「23」の抗ARS抗体と「12」の抗Jo-1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
	抗Jo-1抗体半定量	140		
	抗Jo-1抗体定量	140		
13	抗RNP抗体定性	144		
	抗RNP抗体半定量	144		
	抗RNP抗体定量	144		
14	抗Sm抗体定性	147	151	
	抗Sm抗体半定量	147	151	
	抗Sm抗体定量	147	151	
15	C1q結合免疫複合体	153		「2」のリウマトイド因子(RF)定量、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)、「15」のC1q結合免疫複合体、「25」のモノクローナルRF結合免疫複合体及び「26」のIgG型リウマトイド因子のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
16	抗Scl-70抗体定性	157		
	抗Scl-70抗体半定量	157		
	抗Scl-70抗体定量	157		
	抗SS-B/La抗体定性	157	158	
	抗SS-B/La抗体半定量	157	158	
	抗SS-B/La抗体定量	157	158	
17	抗DNA抗体定量	159	163	
	抗DNA抗体定性	159	163	
18	抗SS-A/Ro抗体定性	161		
	抗SS-A/Ro抗体半定量	161		
	抗SS-A/Ro抗体定量	161		
19	抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170		「19」の抗RNAポリメラーゼⅢ抗体は、びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合に、1回を限度として算定として算定できる。また、その際陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、また腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。

20	抗セントロメア抗体定量	174		「20」の抗セントロメア抗体定量又は「20」の抗セントロメア抗体定性は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
	抗セントロメア抗体定性	174		
21	抗ミトコンドリア抗体定性	181		
	抗ミトコンドリア抗体半定量	181		
22	抗ミトコンドリア抗体定量	189		
23	抗ARS抗体	190		「23」の抗ARS抗体と「12」の抗Jo-1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
24	抗シトルリン化ペプチド抗体定性	193	198	ア「24」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は同定量は、以下のいずれかの場合に算定できる。 (イ) 関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 (ロ) (イ)とは別に、関節リウマチに対する治療薬の選択のために行う場合においては、患者1人につき原則として1回に限り算定する。ただし、当該検査結果は陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、再度治療薬を選択する必要がある場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ「24」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性、同定量、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)、「15」のC1q結合免疫複合体、「25」のモノクローナルRF結合免疫複合体及び「26」のIgG型リウマトイド因子のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
	抗シトルリン化ペプチド抗体定量	193	198	
25	モノクローナルRF結合免疫複合体	194		「9」MMP-3と算定条件同じ
26	IgG型リウマトイド因子	198		「9」MMP-3と算定条件同じ
27	抗TSHレセプター抗体(TRAbs)	214	220	「27」の抗TSHレセプター抗体(TRAbs)及び「40」の甲状腺刺激抗体(TSAb)を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
28	抗LKM-1抗体	215		ア「28」の抗LKM-1抗体は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。 イ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること
29	抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体	223		「29」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体と「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインI IgG抗体又は抗β2グリコプロテインI IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
30	抗カルジオリピンIgG抗体	226		「29」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体と「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインI IgG抗体又は抗β2グリコプロテインI IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ア「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ「30」の抗β2グリコプロテインI IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ「30」の抗β2グリコプロテインI IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。エ「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインI IgG抗体及び抗β2グリコプロテインI IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。
	抗カルジオリピンIgM抗体	226		
	抗β2グリコプロテインI IgG抗体	226		
	抗β2グリコプロテインI IgM抗体	226		
31	IgG2(TIA法によるもの)	239		「31」のIgG2(TIA法によるもの)及び「42」のIgG2(ネフェロメトリー法によるもの)は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。これらを併せて実施した場合は、「31」のIgG2(TIA法によるもの)により算定する。なお、算定に当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

32	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	251	258	「32」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法、CLEIA法又はラテックス免疫比濁法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
33	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)	252	259	
34	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	262		「34」の抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
35	ループスアンチコアグラント定量	265	273	「35」のループスアンチコアグラント定量及び同定性は、希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
	ループスアンチコアグラント定性	265	273	
36	抗デスモグレイン3抗体	270		ア「36」の抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「39」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
	抗BP180-NC16a抗体	270		「33」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
37	抗MDA5抗体	270		「37」の抗MDA5抗体、抗TIF1- γ 抗体及び抗Mi-2抗体は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。
	抗TIF1- γ 抗体	270		
	抗Mi-2抗体	270		
38	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290		
39	抗デスモグレイン1抗体	300		「36」抗デスモグレイン3抗体と算定条件同じ
40	甲状腺刺激抗体(TSAb)	330	340	「27」の抗TSHレセプター抗体(TRAb)及び「40」の甲状腺刺激抗体(TSAb)を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
41	IgG4	377		「41」のIgG4は、ネフェロメトリー法又はTIA法による。
42	IgG2(ネフェロメトリー法によるもの)	388		「31」のIgG2(TIA法によるもの)及び「42」のIgG2(ネフェロメトリー法によるもの)は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。これらを併せて実施した場合は、「31」のIgG2(TIA法によるもの)により算定する。なお、算定に当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
43	抗GM1IgG抗体	460		「43」の抗GM1IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
	抗GQ1bIgG抗体	460		「43」の抗GQ1bIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
44	抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定	490		ア「44」の抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者に対して、間接蛍光抗体法(IF法)により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と「36」の抗デスモグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「39」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

45	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	775	798	ア「45」の抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。 イ 本検査と「47」の抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
46	抗グルタミン酸レセプター抗体	970		「46」の抗グルタミン酸レセプター抗体は、ラスムッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプンクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
47	抗アクアポリン4抗体	1,000		「47」の抗アクアポリン4抗体は、ELISA法により視神経脊髄炎の診断 (治療効果判定を除く。) を目的として測定した場合に算定できる。なお、当該検査の結果は陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、視神経脊髄炎が強く疑われる患者に対して、疾患の診断を行う必要があり、当該検査を再度実施した場合においても算定できる。ただし、この場合、前回の検査実施日及びその結果並びに検査を再度実施する医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000		ア「47」の抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、RIA法により重症筋無力症の診断 (治療効果判定を除く。) を目的として測定した場合に算定できる。 イ 本検査と「45」抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
	抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体 (抗P/Q型VGCC抗体)	1,000		ア「47」の抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体 (抗P/Q型VGCC抗体) は、ランバート・イートン筋無力症候群の診断を目的として、RIA法により測定した場合に算定する。 イ 本検査は、臨床症状によりランバート・イートン筋無力症候群が疑われる患者であって、反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認める患者を対象として実施した場合に限り算定できる。ただし、医学的な必要性から反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認めない患者を対象として実施する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその詳細な理由を記載すること。
48	抗HLA抗体 (スクリーニング検査)	1,000		「48」の抗HLA抗体 (スクリーニング検査) は、肺移植、心移植、肝移植、膵移植、小腸移植又は腎移植後の患者に対して実施した場合に、原則として1年に1回に限り算定する。ただし、抗体関連拒絶反応を強く疑う場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、この場合においては、診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。
49	抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査)	4,850		「49」の抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査) は、「48」の抗HLA抗体 (スクリーニング検査) によって陽性が確認された症例について、抗体関連拒絶反応の確定診断を目的に行われた場合、又は抗HLA抗体獲得の確定を目的に行われた場合に算定する。ただし、抗体関連拒絶反応と診断された患者の経過観察時に行った場合又は日本臓器移植ネットワークに移植希望者として登録された患者であって、「49」の抗HLA抗体検査 (抗体特異性同定検査) の結果が陽性であったものに対して脱感作療法を行った場合には、1年に2回に限り更に算定できる。なお、この場合においては、その理由及び医学的な必要性を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
(注1)	1 本区分の10から16まで、18、19、23及び37に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。			
	自己抗体包括 (■部分)			
	イ 2項目	320		
	ロ 3項目以上	490		
(注2)	本区分の48及び49に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に算定する。			

D015 血漿蛋白免疫学的検査			
1	C反応性蛋白 (CRP) 定性	16	「6」の血清アミロイドA蛋白 (SAA) を「1」のC反応性蛋白 (CRP) 定性又は「1」のC反応性蛋白 (CRP) と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
	C反応性蛋白 (CRP)	16	
2	赤血球コプロポルフィリン定性	30	
	グルコース-6-ホスファターゼ (G-6-Pase)	30	
3	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD) 定性	34	
	赤血球プロトポルフィリン定性	34	

4	血清補体価(CH50)	38		
	免疫グロブリン	38		「4」の免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
5	クリオグロブリン定性	42		
	クリオグロブリン定量	42		
6	血清アミロイドA蛋白(SAA)	47		「6」の血清アミロイドA蛋白(SAA)を「1」のC反応性蛋白(CRP)定性又は「1」のC反応性蛋白(CRP)と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する
7	トランスフェリン(Tf)	60		「7」のトランスフェリン(Tf)、「8」のC3及び「8」のC4は、SRID法等による。
8	C3	70		
	C4	70		
9	セルロプラスミン	90		
10	β2-ミクログロブリン	98	101	
11	非特異的IgE半定量	100		
	非特異的IgE定量	100		
12	トランスサイレチン(プレアルブミン)	101	104	
13	特異的IgE半定量・定量	110		
	(注) 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。			
14	α1-ミクログロブリン	129	132	
	ハプトグロビン(型補正を含む。)	129	132	
15	レチノール結合蛋白(RBP)	132	136	
16	C3プロアクチベータ	160		
17	免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)	170		ア「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)及び「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)については、同一検体につき一回に限り算定する。 イ 同一検体について「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)及び「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。 ウ「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。
	インターロイキン-6(IL-6)	170		「17」のインターロイキン-6(IL-6)は、全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
18	TARC	179	184	「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。 ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。 イ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。
19	ヘモペキシン	180		
20	APRスコア定性	191		「20」のAPRスコア定性は、α1-酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びC反応性蛋白(CRP)定性の3つを測定した場合に算定する。
21	アトピー鑑別試験定性	194		「21」のアトピー鑑別試験定性は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚、イヌ皮膚、ギョウギンバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
22	Bence Jones蛋白同定(尿)	201		

23	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)	204	「23」の癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。 「23」の癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)及び区分番号「D007」血液化学検査の「45」腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
24	免疫電気泳動法(特異抗血清)	218	ア「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)及び「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)については、同一検体につき一回に限り算定する。 イ 同一検体について「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)及び「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。 ウ「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。	
25	C1インアクチベータ	253	260	
26	SCCA2	300	ア「26」のSCCA2は、15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により測定した場合に、月1回を限度として算定する。 イ アトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として本検査及び「18」TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。	
27	免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比	330	ア「27」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。 イ「27」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比と「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)又は「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
28	インターフェロナー $\lambda 3$ (IFN- $\lambda 3$)	340	ア「28」のインターフェロナー $\lambda 3$ (IFN- $\lambda 3$)は、COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により測定した場合に算定する。 イ 本検査を2回以上算定する場合は、前回の検査結果が基準値未満であることを確認すること。	
	sFlt-1/PIGF比	340	ア「28」のsFlt-1/PIGF比は、血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ1(sFlt-1)及び胎盤増殖因子(PIGF)を測定し、sFlt-1/PIGF比を算出した場合に算定する。 イ 本検査は、妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。 (イ) 収縮期血圧が ≥ 130 mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上 (ロ) 蛋白尿 (ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見 (ニ) 子宮内胎児発育遅延 (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見 ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
29	免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比	388		
30	結核菌特異的インターフェロナー γ 産生能	593	594	「30」の結核菌特異的蛋白刺激性遊離インターフェロナー γ 産生能は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

D016 細胞機能検査				
1	B細胞表面免疫グロブリン	155	157	
2	T細胞サブセット検査(一連につき)	185	「5」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「4」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「2」のT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。	
3	T細胞・B細胞百分率	193	198	

4	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200	「5」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「4」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「2」のT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。	
5	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220	「5」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「4」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「2」のT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。	
6	赤血球・好中球表面抗原検査	320	「6」の赤血球・好中球表面抗原検査は、発作性夜間血色素尿症(PNH)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いて赤血球及び好中球の表面抗原の検索を行った場合に算定できる。	
7	リンパ球刺激試験(LST)		「7」のリンパ球刺激試験(LST)は、Con-A、PHA又は薬疹の被疑医薬品によるものである。	
	イ 1薬剤	345		
	ロ 2薬剤	425		
	ハ 3薬剤以上	515		
8	顆粒球表面抗原検査	640	-	「8」の顆粒球表面抗原検査は、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)において示されている診断基準に基づき、臨床症状・検査所見等から先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症が強く疑われた患者に対し、当該疾患の診断を目的として、モノクローナル抗体を用いて顆粒球の表面抗原の解析を行った場合に算定できる。なお本検査を実施した場合には、当該診断基準に基づいて、当該疾患を疑う根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

■微生物学的検査

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50	(1) 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。 (2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。	
	(注) 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、所定点数に35点を加算する。			
2	保温装置使用アメーバ検査	45	(1) 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。 (2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。	
3	その他のもの	67	64	
(注)	同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣(鏡検法)又は区さ分番号D002-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。		(3) 当該検査と区分番号「D002」の尿沈渣(鏡検法)又は区分番号「D002-2」の尿沈渣(フローサイトメトリー法)を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (4) 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なる複数の部位又は同一部位の複数の箇所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1箇所のみの所定点数を算定する。	

D018 細菌培養同定検査				
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	180	170	ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。 イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「5」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「6」の簡易培養により算定する。 ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「5」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養を併せて行った場合は、「6」の簡易培養は算定できない。 オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。 エ 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1か所のみの所定点数を算定する。
2	消化管からの検体	200	190	「32」の大腸菌O157抗原定性、「31」の大腸菌O157抗体定性及び区分番号「D018」細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。なお「31」大腸菌O157抗体定性はLA法による。 「1」口腔、気道又は呼吸器からの検体と算定条件は同じ
3	血液又は穿刺液	225	220	「3」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「5」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「4」までに掲げる部位に含まれない全ての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。 「1」口腔、気道又は呼吸器からの検体と算定条件は同じ 血液を2か所以上から採取した場合に限り、「3」の血液又は穿刺液を2回算定できる。この場合、「注1」及び「注2」の加算は2回算定できる。
4	泌尿器又は生殖器からの検体	190	180	「1」口腔、気道又は呼吸器からの検体と算定条件は同じ 「D023」微生物核酸同定・定量検査の「2」淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマテス核酸検出、「3」淋菌及びクラミジア・トラコマテス同時核酸検出と算定条件は同じ
5	その他の部位からの検体	180	170	「3」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「5」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「4」までに掲げる部位に含まれない全ての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。 「1」口腔、気道又は呼吸器からの検体と算定条件は同じ
6	簡易培養	60		ア 「6」の簡易培養は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。 イ ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
(注1)	嫌気性培養加算 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、122点を所定点数に加算する。	122		嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「6」までの所定点数のみ算定し、「注1」の加算は算定できない。
(注2)	質量分析装置加算 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。	40		(注2)に規定する質量分析装置加算については、入院中の患者に対して細菌培養同定検査を当該保険医療機関内で実施する際に、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合に、所定点数に加算する。

D019 細菌薬剤感受性検査				
1	1菌種	185	180	細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。
2	2菌種	240	230	
3	3菌種以上	310	290	

4	薬剤耐性菌検出	50	「4」の薬剤耐性菌検出は、基質特異性拡張型β-ラクタマーゼ産生、メタロβ-ラクタマーゼ産生、AmpC産生等の薬剤耐性因子の有無の確認を行った場合に算定する。
5	抗菌薬併用効果スクリーニング	150	「5」の抗菌薬併用効果スクリーニングは、多剤耐性グラム陰性桿菌が検出された際に、チェッカーボード法により、抗菌薬の併用効果の確認を行った場合に算定する。

D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査

	酵母様真菌薬剤感受性検査	150	酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。
--	--------------	-----	---

D020 抗酸菌分離培養検査

1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	300	(1)抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。 (2)「1」の抗酸菌分離培養検査(液体培地法)は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。 (3)「2」の抗酸菌分離培養(それ以外のもの)は、(2)に掲げるもの以外について算定する。
2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	209	(4)抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

D021 抗酸菌同定

	抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)	361	(1)抗酸菌同定検査は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出 ア 「10」のマイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー核酸検出検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。 イ 区分番号「D021」抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
--	-----------------------	-----	---

D022 抗酸菌薬剤感受性検査

	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	400	(1)抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。 (2)混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。
	(注)4薬剤以上使用した場合に限り算定する。		

D023 微生物核酸同定・定量検査

1	クラミジア・トラコマチス核酸検出	188	193	ア「1」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「29」クラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。 イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。
---	------------------	-----	-----	---

2	淋菌核酸検出	198	204	ア「2」の淋菌核酸検出、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「39」淋菌抗原定性又は区分番号「D018」細菌培養同定検査(淋菌感染を疑って実施するもの)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。 イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。
3	A群β溶血連鎖球菌核酸検出	204		「3」のA群β溶血連鎖球菌核酸検出は、A群β溶血連鎖球菌感染が疑われる15歳未満の患者を対象として、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に算定できる。なお、本検査と「D012」感染症免疫学的検査「19」のA群β溶血連鎖球菌迅速試験定性又は「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
4	HBV核酸定量	256	263	「4」のHBV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。また、B型肝炎ウイルス既感染者であって、免疫抑制剤の投与や化学療法を行っている悪性リンパ腫等の患者に対して、B型肝炎の再活性化を考慮し、「4」のHBV核酸定量を行った場合は、当該治療中及び治療終了後1年以内に限り、月1回を限度として算定できる。
5	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262	270	ア「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の、「29」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、同区分「39」淋菌抗原定性、区分番号「D018」細菌培養同定検査(淋菌及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの)、本区分「1」のクラミジア・トラコマチス核酸検出又は「2」の淋菌核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 イ「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。
6	マイコプラズマ核酸検出	291		「22」ウイルス・細菌核酸他項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)と算定条件同じ
	インフルエンザ核酸検出	291	410	「6」のインフルエンザ核酸検出は、以下のいずれかに該当する患者について、発症12時間以内に実施し、当日中に結果を説明した場合に限り算定する。なお、当該検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 5歳未満の幼児 イ 65歳以上の高齢者 ウ 妊婦 エ その他重症化リスクのある患者
7	レジオネラ核酸検出	292		

8	EBウイルス核酸定量	310		「8」のEBウイルス核酸定量は、以下のいずれかに該当する患者に対して、リアルタイムPCRにより実施した場合に算定する。 ア 臓器移植後の患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。ただし、移植後1年以内にEBウイルス核酸定量の測定を行い、核酸量の高値が認められた患者については、移植後1年以上経過した場合も、3月に1回に限り算定できる。 イ 造血幹細胞移植後の患者であって、HLA型不一致の移植が行われた患者又は移植に伴い抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。 ウ 臓器移植後の急性拒絶反応又は造血幹細胞移植後の急性移植片対宿主病に対して抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。 エ 移植後リンパ増殖性疾患を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、当該疾患と診断された日から起算して1月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。 オ 悪性リンパ腫又は白血病の患者に対して、EBウイルス陽性の確認又は確認された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、悪性リンパ腫又は白血病と診断された日から1年以内に限り、1月に1回に限り算定する。 カ 再生不良性貧血の患者であって、抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。 キ 慢性活動性EBウイルス感染症を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的に実施された場合は、1月に1回に限り算定する。
9	HCV核酸検出	330	340	(1)HCV核酸検出 ア 「9」のHCV核酸検出はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。 イ 治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、「15」のHCV核酸定量で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査と「15」のHCV核酸定量を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。 (2)HCV核酸定量 ア 「15」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。 イ 治療経過の観察の場合において、「15」のHCV核酸定量及び「9」のHCV核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみに算定する。
10	HPV核酸検出	347	350	ア「10」のHPV核酸検出及び「11」のHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者又は過去に子宮頸部円錐切除若しくはレーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、過去に子宮頸部円錐切除又はレーザー照射治療を行った患者以外の患者については、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。 イ 10」のHPV核酸検出と「11」のHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)を併せて実施した場合は、主たるものの1つに限り算定する。
11	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	347	352	
	(注) HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(腔部)切除術、区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(腔部切断術を含む。)若しくは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。			
12	腔トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出	350	-	「12」の腔トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に算定する。 ア 腔トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。 イ 腔トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として実施した場合。

13	百日咳菌核酸検出	360		「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。
	百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	360	-	「13」の百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に算定できる。
	肺炎クラミジア核酸検出	360		ア「13」の肺炎クラミジア核酸検出は、肺炎クラミジア感染の診断を目的として、LAMP法により実施した場合に算定する。 イ 本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「9」クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体、「10」クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体若しくは「29」クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体又は本区分の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)又は「23」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含む。)を併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。
	ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出	360	-	ア「13」のヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
14	抗酸菌核酸同定	410		抗酸菌核酸同定 ア「14」の抗酸菌核酸同定は、マイクロプレート・ハイブリダイゼーション法によるものをいう。 イ 当該検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。
	結核菌群核酸検出	410		「14」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、LAMP法又は核酸増幅とキャピラリー電気泳動分離による検出を組み合わせた方法による。なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。 「21」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出と「14」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。
15	HCV核酸定量	412	424	ア「15」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。 イ 治療経過の観察の場合において、「15」のHCV核酸定量及び「9」のHCV核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
16	マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出	421		マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出 ア「16」のマイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー核酸検出検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合にのみ算定できる。 イ 区分番号「D021」抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
17	SARSコロナウイルス核酸検出	450		SARSコロナウイルス核酸検出 ア「17」のSARSコロナウイルス核酸検出は、LAMP法により測定した場合に限り算定できる。 イ 本検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。 ウ 本検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

17	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出	450	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出 ア 「17」のHBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。 イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。 ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。
	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出	450	(1)「17」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出は、ED-PCR法又はPCR法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。 (2)黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')定性 ア 「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')定性は、LA法により実施した場合に算定する。 イ 当該検査は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。 ウ 当該検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「17」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	HTLV-1核酸検出	450	「17」のHTLV-1核酸検出は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「60」のHTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）によって判定保留となった妊婦、移植者（生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合に限る。）又は臓器等提供者（生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合に限る。）を対象として測定した場合にのみ算定する。本検査を実施した場合は、HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の判定保留を確認した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量	450	「17」の単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量は、免疫不全状態であって、単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症が強く疑われる患者を対象としてリアルタイムPCR法により測定した場合に、一連として1回のみ算定できる。
	サイトメガロウイルス核酸定量	450	「17」のサイトメガロウイルス核酸定量は、サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者、HIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に算定する。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、本検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
18	HIV-1核酸定量	520	ア「18」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「16」のHIV-1、2抗体定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、「17」HIV-1抗体、「20」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定定量、又は「20」のHIV-1、2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。 イ 当該検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「55」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。
	(注) 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。		

19	SARS-CoV-2核酸検出	700	-	ア「19」のSARS-CoV-2核酸検出は、COVID-19が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従うこと。 イ 本検査を実施した場合、本区分の「19」SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出及び「23」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含む。）については、別に算定できない。
	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	700	-	ア「19」のSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従うこと。 イ 本検査を実施した場合、「D012」感染症免疫学的検査の「22」インフルエンザウイルス抗原定性、本区分の「6」インフルエンザ核酸検出、「19」SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出及び「23」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含む。）については、別に算定できない。
	SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出	700	-	ア「19」のSARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従うこと。 イ 本検査を実施した場合、「D012」感染症免疫学的検査の「24」RSウイルス抗原定性、本区分の「19」SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出及び「23」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含む。）については、別に算定できない。
	SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出 ⁷	700	-	ア「19」のSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19が疑われる患者に対して、COVID-19の診断を目的として実施した場合に1回に限り算定する。ただし、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、さらに1回に限り算定できる。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリ-Bの感染性物質の規定に従うこと。 イ 本検査を実施した場合、「D012」感染症免疫学的検査の「22」インフルエンザウイルス抗原定性、「24」RSウイルス抗原定性、本区分の「6」インフルエンザ核酸検出、「19」SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出及び「23」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含む。）については、別に算定できない。
20	サイトメガロウイルス核酸検出	801	825	ア「20」のサイトメガロウイルス核酸検出は、先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、尿を検体として等温核酸増幅法により測定した場合に、1回に限り算定できる。 イ 先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、「20」のサイトメガロウイルス核酸検出と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「11」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）又は「44」グロブリンクラス別ウイルス抗体価におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
21	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850		ア「21」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。 イ「21」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出と「13」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
	結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850		
	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850		

22	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)	963	-	ア「22」のウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)は、重症呼吸器感染症と診断された又は疑われる場合に、病原微生物の検索を目的として、マイクロアレイ法(定性)により、鼻腔咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス、エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ及び百日咳菌の核酸検出を同時に行った場合に、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、検査を実施した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。 (イ)「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料又は「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する病床で集中治療が行われた場合。 (ロ)(イ)に掲げる病床以外の病床で、(イ)に掲げる病床で行われる集中治療に準じた治療が行われた場合。なお、この場合においては、治療内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。 (イ)「D012」感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体定性 (ロ)「D012」感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体半定量 (ハ)「D012」感染症免疫学的検査「9」のクラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体 (ニ)「D012」感染症免疫学的検査「10」のクラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体(ホ) 「D012」感染症免疫学的検査「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)において算定対象として掲げられているもののうち、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型、パラインフルエンザウイルスⅠ型、パラインフルエンザウイルスⅡ型、パラインフルエンザウイルスⅢ型又はRSウイルスに関する検査(ヘ)「D012」感染症免疫学的検査「12」の百日咳菌抗体定性 (ト)「D012」感染症免疫学的検査「12」の百日咳菌抗体半定量 (チ)「D012」感染症免疫学的検査「22」のインフルエンザウイルス抗原定性 (リ)「D012」感染症免疫学的検査「24」のRSウイルス抗原定性 (ヌ)「D012」感染症免疫学的検査「25」のヒトメタニューモウイルス抗原定性 (ル)「D012」感染症免疫学的検査「27」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法) (ヲ)「D012」感染症免疫学的検査「29」のクラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体 (ワ)「D012」感染症免疫学的検査「36」のマイコプラズマ抗原定性(FA法) (カ)「D012」感染症免疫学的検査「38」のアデノウイルス抗原定性(糞便を除く。) (ヨ)「D012」感染症免疫学的検査「48」の百日咳菌抗原定性 (タ)「D012」感染症免疫学的検査「54」の百日咳菌抗体 (レ)「D023」微生物核酸同定・定量検査「6」のマイコプラズマ核酸検出 (ン)「D023」微生物核酸同定・定量検査「6」のインフルエンザ核酸検出 (ツ)「D023」微生物核酸同定・定量検査「13」の百日咳菌核酸検出 (ネ)「D023」微生物核酸同定・定量検査「13」の肺炎クラミジア核酸検出 (ナ)「D023」微生物核酸同定・定量検査「13」の百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出
	注 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。			
	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出	963	-	ア「22」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に算定する。 イ 本検査と本区分「21」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

23	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2核酸検出を含む。)	1,350	-	ア「23」のウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含む。)は、COVID-19が疑われる患者であって、医学的に多項目の病原微生物の検索の必要性が高いと考えられる患者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌、パラボ百日咳菌及びSARS-CoV-2の核酸検出を同時に行った場合、一連の治療につき1回に限り算定する。この場合において、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。 ウ 本検査を実施した場合、「D012」感染症免疫学的検査の「28」SARS-CoV-2抗原定性、「50」SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性、「59」SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出定性、「59」SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出定性、「61」SARS-CoV-2抗原定量、本区分の「19」SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出、「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)及び(32)のウに規定する検査については、別に算定できない。
24	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	1,700		ア「24」の細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出は、敗血症が疑われる患者に対して、細菌核酸及び関連する薬剤耐性遺伝子(計15項目以上)をマイクロアレイ法により同時測定した場合に、当該疾患に対する一連の治療につき1回に限り算定できる。なお、本検査を行う場合には、関連学会が定める実施指針を遵守すること。 イ 本検査と本区分の「17」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、「D023-2」その他の微生物学的検査の「1」黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性又は「4」黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性(イムノクロマト法によるもの)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 ウ 本検査を実施した場合には、関連学会が定める敗血症診断基準に基づいて、敗血症を疑う根拠を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	注1 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。			
	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (髄液)	1,700	-	ア「24」のウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)は、関連学会が定めるガイドラインに基づき、問診、身体所見又は他の検査所見から髄膜炎又は脳炎が強く疑われる患者に対して、脳脊髄液中の病原体の核酸検出を目的として、マイクロアレイ法(定性)により、大腸菌、インフルエンザ菌、リステリア菌、髄膜炎菌、B群溶連菌、肺炎球菌、サイトメガロウイルス、ヒトヘルペスウイルス、ヒトパレコウイルス、エンテロウイルス、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス及びクリプトコックスの核酸検出を同時に行った場合に、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、髄膜炎又は脳炎を疑う臨床症状又は検査所見及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。 イ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。
	注2 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。			
25	HPVジェノタイプ判定	2,000		ア「25」のHPVジェノタイプ判定は、あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。 イ 当該検査は、「10」のHPV核酸検出及び「11」HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。 ウ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の実施日及び組織診断の結果、CIN1又はCIN2のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 エ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日を上記に併せて記載する。
26	HIVジェノタイプ薬剤耐性	6,000		「26」のHIV-ジェノタイプ薬剤耐性は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。
注	6(マイコプラズマ核酸検出に限る。)、7、13(百日咳菌核酸検出及び百日咳菌・パラボ百日咳菌核酸同時検出に限る。)又は14(結核菌群核酸検出に限る。)に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。			

D023ー2 その他の微生物学的検査

1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 定性	55		ア「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 定性は、LA法により実施した場合に算定する。イ 当該検査は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ウ 当該検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
2	尿素呼気試験(UBT)	70		「2」の尿素呼気試験(UBT)を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
3	大腸菌ペロトキシン定性	184	189	ア「3」の大腸菌ペロトキシン定性は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。 イ「3」の大腸菌ペロトキシン定性のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、区分番号「D018」細菌培養同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
4	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 定性(イムノクロマト法によるもの)	291		ア「4」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 定性(イムノクロマト法によるもの)は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象とし、血液培養で陽性となった培養液を検体として、イムノクロマト法により測定した場合のみ算定できる。イ 本検査は、「D023」微生物核酸同定・定量検査の「17」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定できることとし、本区分の「1」黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 定性と併せて算定できない。
5	クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出	450		ア「4」のクロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出は、以下の(イ)から(ハ)をいずれも満たす入院中の患者に対して実施した場合に限り算定する。 (イ) クロストリジオイデス・ディフィシル感染症を疑う場合であって、区分番号「D012」の「12」クロストリジオイデス・ディフィシル抗原定性において、クロストリジオイデス・ディフィシル抗原陽性かつクロストリジオイデス・ディフィシルトキシン陰性であること。 (ロ) 2歳以上で Bristol Stool Scale 5以上の下痢症状があること。 (ハ) 24時間以内に3回以上、又は平常時より多い便回数があること。 イ 本検査は、関連学会の定める指針に沿って実施した場合に限り算定できる。なお、下痢症状並びに本検査を行う前のクロストリジオイデス・ディフィシル抗原及びクロストリジオイデス・ディフィシルトキシンの検査結果について診療録に記載すること。
	注) 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。			

■ 基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)			
1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140	(1) 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。 (2) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。 (3) 入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、退院日も算定対象とする。 (4) 外泊期間中は、入院日数に含まれない。 (5) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。 (6) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本実施料は請求できない。
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110	
(注 1)	特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。		
(注 2)	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿中特殊物質定性定量検査 ハ 尿沈渣(鏡検法) ニ 糞便検査(カルプロテクチン(糞便)を除く。) ホ 穿刺液・採取液検査 ヘ 血液形態・機能検査 ト 出血・凝固検査 チ 造血器腫瘍遺伝子検査 リ 血液化学検査 ヌ 免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh(D)血液型 ル 感染症免疫学的検査 梅毒血清反応(STS)定性、抗streptリジンO(ASO)定性、抗streptリジンO(ASO)半定量、抗streptリジンO(ASO)定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体 ラ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量 ワ 自己抗体検査寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量 カ 血漿蛋白免疫学的検査C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH50)及び免疫グロブリン コ 微生物学的検査		
(注 3)	療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。		

■検体検査判断料

D026 検体検査判断料			
1	尿・糞便等検査判断料	34	
2	遺伝子関連・染色体検査判断料	100	
3	血液学的検査判断料	125	
4	生化学的検査(Ⅰ)判断料	144	
5	生化学的検査(Ⅱ)判断料	144	
6	免疫学的検査判断料	144	
7	微生物学的検査判断料	150	
	(注 1) 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、遺伝子関連・染色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。		(1) 検体検査については、実施した検査に係る検体検査実施料及び当該検査が属する区分(尿・糞便等検査判断料から微生物学的検査判断料までの6区分)に係る検体検査判断料を合算した点数を算定する。 (2) 各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。 (3) 実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。 (4) 同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。
	(注2) 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。		上記の規定にかかわらず、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「15」の慢性維持透析患者外来医学管理料又は区分番号「D025」基本的検体検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない
	(注3) 区分番号「D004-2」の「1」、区分番号「D006-2」から区分番号「D006-9」まで及び区分番号「D006-11」から区分番号「D006-20」までに掲げる検査に係る判断料は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。		区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血管腫瘍遺伝子検査から区分番号「D006-9」WT1 mRNAまで、区分番号「D006-11」FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査から区分番号「D006-20」角膜ジストロフィー遺伝子検査まで及び区分番号「D006-22」RAS遺伝子検査(血漿)から区分番号「D006-28」Y染色体微小欠失検査までに掲げる検査に係る判断料は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。
	(注4) 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。 イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点 ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点 ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点 ニ 検体検査管理加算(Ⅳ) 500点		(7) 「注4」に規定する検体検査管理加算(Ⅰ)は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。また、区分番号「D027」基本的検体検査判断料の「注2」に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない (8) 入院中の患者について「注4」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)又は検体検査管理加算(Ⅳ)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(Ⅰ)を算定することができる。
	(注5)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)又は検体検査管理加算(Ⅳ)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。	40	
	(注6)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査(区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。)を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング(情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行う遺伝カウンセリング(難病に関する検査に係るものに限る。)をいう。)を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。	1,000	「注6」に規定する遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D004-2」の「1」のうち、マイクロサテライト不安定性検査(リンチ症候群の診断の補助に用いる場合に限る。)、区分番号「D006-4」遺伝学的検査、区分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査又は区分番号「D006-20」角膜ジストロフィー遺伝子検査を実施する際、以下のいずれも満たした場合に算定できる。 ア 当該検査の実施前に、患者又はその家族等に対し、当該検査の目的並びに当該検査の実施によって生じうる利益及び不利益についての説明等を含めたカウンセリングを行っていること。 イ 患者又はその家族等に対し、当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行っていること。なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成29年4月)及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(平成23年2月)を遵守すること。区分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査を実施する際、BRCA1/2遺伝子検査を行った保険医療機関と遺伝カウンセリングを行った保険医療機関とが異なる場合の当該区分に係る診療報酬の請求は、BRCA1/2遺伝子検査を行った保険医療機関で行い、診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。その際、遺伝カウンセリングを行った保険医療機関名と当該医療機関を受診した日付を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、遺伝カウンセリング加算を算定する患者については、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「23」がん患者指導管理料の「ニ」の所定点数は算定できない。

	(注6)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査(区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。)を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング(情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行う遺伝カウンセリング(難病に関する検査に係るものに限る。))をいう。)を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。	1,000	(10) 難病に関する検査(区分番号「D006-4」に掲げる遺伝学的検査及び区分番号「D006-20」に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。)に係る遺伝カウンセリングについては、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた他の保険医療機関の医師と連携した遺伝カウンセリング(以下「遠隔連携遺伝カウンセリング」という。)を行っても差し支えない。なお、遠隔連携遺伝カウンセリングを行う場合の遺伝カウンセリング加算は、以下のいずれも満たす場合に算定できる。 ア 患者に对面診療を行っている保険医療機関の医師は、疑われる疾患に関する十分な知識等を有する他の保険医療機関の医師と連携し、遠隔連携遺伝カウンセリングの実施前に、当該他の保険医療機関の医師に診療情報の提供を行うこと。 イ 患者に对面診療を行っている保険医療機関の医師は、他の保険医療機関の医師に診療情報の提供を行い、当該医師と連携して診療を行うことについて、あらかじめ患者に説明し同意を得ること。 ウ 患者に对面診療を行っている保険医療機関の医師は、当該診療の内容、診療を行った日、診療時間等の要点を診療録に記載すること。 エ 当該他の保険医療機関は本区分の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。 オ 当該他の保険医療機関の医師は、オンライン指針に沿って診療を行うこと。また、個人の遺伝情報を適切に扱う観点から、当該他の保険医療機関内において診療を行うこと。 カ 事前の診療情報提供については、区分番号「B009」診療情報提供料(Ⅰ)は別に算定できない。 キ 当該診療報酬の請求については、対面による診療を行っている保険医療機関が行うものとし、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。
	(7) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝性腫瘍カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。	1,000	「注7」に規定する遺伝性腫瘍カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査を実施する際、(9)のア及びイのいずれも満たした場合に算定できる。なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(平成29年4月)及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(平成23年2月)を遵守すること。
	(8) 区分番号D005の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、所定点数に240点を加算する。	240	「注8」に規定する骨髄像診断加算は、血液疾患に関する専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する医師が、当該保険医療機関内で採取された骨髄液に係る検査結果の報告書を作成した場合に、月1回に限り算定する。
	(9) 区分番号D015の21に掲げる免疫電気泳動法を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。	50	「注9」に規定する免疫電気泳動法診断加算は、免疫電気泳動法の判定について少なくとも5年以上の経験を有する医師が、免疫電気泳動像を判定し、M蛋白血症等の診断に係る検査結果の報告書を作成した場合に算定する。

D027 基本的検体検査判断料

	基本的検体検査判断料	604	(1) 基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。 (2) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
	(注1) 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(Ⅰ)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。		(3) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。 (4) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本判断料は請求できない。
	(注2) 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。		(5) 特定機能病院において、(3)に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料、遺伝子関連・染色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料を算定することはできず、本判断料を算定するものとする。

■病理学的検査料

N000 病理組織標本作製(1臓器につき)

1	病理組織標本作製(1臓器につき)	860	(1) 病理組織標本作製について、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。 ア 気管支及び肺臓 イ 食道 ウ 胃及び十二指腸 エ 小腸 オ 盲腸 カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸 キ S状結腸 ク 直腸 ケ 子宮体部及び子宮頸部 (2) 病理組織標本作製において、1臓器から多数のブロック、標本等を作製した場合であっても、1臓器の標本作製として算定する。 (3) 病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本作製した場合であっても、所定点数のみ算定する。 (4) 当該標本作製をヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の保険診療上の取扱いについては「ヘリ、コバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
2	セルブロック法によるもの(1部位につき)	860	「2」の「セルブロック法によるもの」について、同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。 「2」の「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色については、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合に算定する。なお、肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合には、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

NO01 電子顕微鏡病理組織標本作製

	電子顕微鏡病理組織標本作製（1臓器につき）	2,000	(1) 電子顕微鏡病理組織標本作製は、腎組織、甲状腺腫を除く内分泌臓器の機能性腫瘍、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴーシェ病等の脂質蓄積症、多糖体蓄積症等に対する生検及び心筋症に対する心筋生検の場合において、電子顕微鏡による病理診断のための病理組織標本作製した場合に算定できる。 (2) 電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製、区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
--	-----------------------	-------	---

NO02 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

1	エストロゲンレセプター	720	(1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 (2) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。 (3) 「1」のエストロゲンレセプターの免疫染色と「2」のプロジェステロンレセプターの免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。
2	プロジェステロンレセプター	690	(1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 (2) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。 (3) 「1」のエストロゲンレセプターの免疫染色と「2」のプロジェステロンレセプターの免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。
3	HER2タンパク	690	(1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 (2) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。 (3) 「3」のHER2タンパクは、半定量検査又はEIA法（酵素免疫測定法）による検査を行った場合に限り算定する。
4	EGFRタンパク	690	(1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 (2) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
5	CCR4タンパク	10,000	「5」CCR4タンパク及び区分番号「D006-10」CCR4タンパク（フローサイトメリー法）を同一の目的で実施した場合は、原則として主たるものののみ算定する。ただし、医学的な必要性がある場合には、併せて実施した場合であっても、いずれの点数も算定できる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。
6	ALK融合タンパク	2,700	「6」のALK融合タンパクは、以下に掲げる場合において算定できる。 ア 非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（当該薬剤の投与方針の決定までの間の1回に限る。） イ 悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（悪性リンパ腫の病型分類までの間の1回に限る。）
7	CD30	400	「7」のCD30は、HQ リンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

8	その他(1臓器につき)	400	(1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 (2) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
(注1)	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。	180	
(注2)	8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,200点を所定点数に加算する。	1,200	(1)「注2」に規定する「確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者」とは、悪性リンパ腫、悪性中皮腫、消化管間質腫瘍(GIST)、慢性腎炎、内分泌腫瘍、軟部腫瘍、皮膚の血管炎又は水疱症(天疱瘡、類天疱瘡)悪性黒色腫、筋ジストロフィー又は筋炎が疑われる患者を指す。これらの疾患が疑われる患者であっても3種類以下の抗体で免疫染色を行った場合は、当該加算は算定できない。 (9) 肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)が疑われる患者に対して「注2」の加算を算定する場合は、腫瘍が未分化であった場合等HE染色では腺癌又は扁平上皮癌の診断が困難な患者に限り算定することとし、その医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。なお、次に掲げるいずれかの項目を既に算定している場合には、当該加算は算定できない。 ア「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの(肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査又はALK融合遺伝子検査に限る。) イ「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもの(肺癌におけるBRAF遺伝子検査に限る。) ウ 区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製

N003 術中迅速病理組織標本作製

	術中迅速病理組織標本作製(1手術につき)	1,990	術中迅速病理組織標本作製は、手術の途中において迅速凍結切片等による標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術につき1回算定する。 なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織標本作製を行術中迅速病理組織標本作製は、手術の途中において迅速凍結切片等による標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術につき1回算定する。
--	----------------------	-------	--

N003-2 術中迅速細胞診

1	術中迅速細胞診(1手術につき)	450	迅速細胞診は、手術又は気管支鏡検査(超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。)の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術又は1検査につき1回算定する。
2	検査中の場合(1検査につき)	450	

N004 細胞診(1部位につき)

1	婦人科材料等によるもの	150		(1) 腔脂膏顕微鏡標本作製、胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞標本作製及び眼科ブローアツェク小体標本作製並びに天疱瘡又はヘルペスウイルス感染症におけるTzanck細胞の標本作製は、細胞診により算定する。 (2) 同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。
	婦人科材料等液状化検体細胞診加算	45	36	「注1」の婦人科材料等液状化検体細胞診加算は、採取と同時にを行った場合に算定できる。なお、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製し診断を行った場合には算定できない
(注1)	1について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45点を所定点数に加算する。			

2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190	(1) 腔脂膏顕微鏡標本作製、胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞標本作製及び眼科ブ ロヴァツェク小体標本作製並びに天疱瘡におけるTzanck細胞の標本作製は、細 胞診により算定する。 (2) 同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合で あっても、1回として算定する。 (3) 「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等」とは、喀痰細胞診、気管支洗浄細胞 診、体腔液細胞診、体腔洗浄細胞診、体腔臓器擦過細胞診及び髄液細胞診等を 指す。 「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの」と「3」の「セルブロック法による もの」を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
(注2)	2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収し た検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化 検体細胞診加算として、所定点数に85点を加算する。		「注 2」に規定する液状化検体細胞診加算は、採取と同時に作製された標本に基 づいた診断の結果、再検が必要と判断され、固定保存液に回収した検体から再 度標本作製し、診断を行った場合に限り算定できる。採取と同時に行った場合 は算定できない。

N005 HER2遺伝子標本作製

1	単独の場合	2,700	HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の 投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCISH法により遺 伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの 間に1回を限度として算定する。
2	区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫 抗体法)病理組織標本作製の3による病 理標本作成を併せて行った場合	3,050	本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の 「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。

N005-2 ALK融合遺伝子標本作成

	ALK融合遺伝子標本作成	6,520	ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的と して、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決 定までの間に1回を限度として算定する。
--	--------------	-------	---

N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

	PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製	2,700	PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、抗PD-1抗体 抗悪性腫瘍剤又は抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを 目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗 悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
--	----------------------------------	-------	--

N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

	ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗 体法)病理組織標本作製	2,700	(1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下の いずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合 に、患者1人につき1回に限り算定する。 ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ミス マッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作 製を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し 遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加 算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数 に加算する。		

N005-5 BRAF V600E変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

	BRAF V600E変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	1,600	(1) BRAF V600E変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助(2) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、本標本作製を実施した場合にあっては、「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又は「N005-4」ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (3) 本標本作製及び「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるものののみ算定する。
--	-------------------------------------	-------	--

N006 病理診断料

1	組織診断料	520	(1) 当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に出向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。 (2) 当該保険医療機関において、当該保険医療機関以外の医療機関（衛生検査所等を含む）で作製した病理標本。につき診断を行った場合には、月1回に限り所定点数を算定する。なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合においては、療養の給付の対象とならない。 (3) 病理診断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場合は、同一月内に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を請求することができる。
2	細胞診断料	200	
	(注1) 1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N0001に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本（区分番号N0001に掲げる病理組織標本作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本（当該保険医療機関以外の保険医療機関で区分番号N0001に掲げる病理組織標本作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。		
	(注2) 2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる術中迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。		
	(注3) 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000からN004までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。		

	(注4) 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。 イ 病理診断管理加算1 (1) 組織診断を行った場合120点 (2) 細胞診断を行った場合60点 ロ 病理診断管理加算2 (1) 組織診断を行った場合320点 (2) 細胞診断を行った場合160点	病理診断管理加算1又は2の届出を行った保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師のうち当該保険医療機関において勤務する1名(病理診断管理加算2を算定する場合にあつては2名)を除いた病理診断を専ら担当する常勤の医師については、当該保険医療機関において常態として週3日以上、かつ、週24時間以上の勤務を行っている場合、当該勤務時間以外の所定労働時間については、自宅等の当該保険医療機関以外の場所で、デジタル病理画像の観察及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用いた上で観察を行い、その結果を文書により当該患者の診療を担当する医師に報告した場合も病理診断料及び病理診断管理加算1又は2を算定できる。なお、デジタル画像に基づく病理診断を行うに当たっては、関係学会による指針を参考とすること。また、病院の管理者が当該医師の勤務状況を適切に把握していること。
	1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に係る手術の検体から区分番号N000の1に掲げる病理組織標本(組織切片によるもの)作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定点数に加算する。	「注5」の悪性腫瘍病理組織標本加算については、原発性悪性腫瘍に対して「K007の1」、「K031」、「K053」、「K162」、「K394」、「K439」、「K442」、「K476」、「K484-2」、「K514」、「K514-2」、「K529」、「K529-2」、「K529-3」、「K653の2」、「K655の2」、「K655-2の2」、「K655-4の2」、「K655-5の2」、「K657の2」、「K657-2の2」、「K675」、「K677」、「K677-2」、「K695」、「K695-2」、「K700-2」、「K700-3」、「K702」、「K702-2」、「K703」、「K703-2」、「K704」、「K721-4」、「K740」、「K740-2」、「K773」から「K773-3」、「K773-5」、「K803」から「K803-3」、「K833」、「K843」から「K843-4」、「K879」、「K879-2」又は「K889」に掲げる手術を実施し、当該手術の検体から作製された病理組織標本に基づき病理診断を行った場合に算定する。

N007 病理判断料

	病理判断料	130	病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を請求することができる。
	(注1) 行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。 (注2) 区分番号N006に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない。		

■超音波検査等

D217 骨塩定量検査

1	DEXA法による腰椎撮影	360	「1」の注はDEXA法による腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定できる。
	(注) 同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、所定点数に90点を加算する。		
2	REMS法(腰椎)	140	「2」のREMS法(腰椎)は、REMS法(Radiofrequency Echographic Multi-spectrometry)による腰椎の骨塩定量検査を実施した場合に算定する。「2」の注は、REMS法により腰椎及び大腿骨の骨塩定量検査を同一日に行った場合にのみ算定できる。
	(注) 同一日にREMS法により大腿骨の骨塩定量検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、55点を所定点数に加算する。		
3	MD法	140	(1)「3」の「MD法、SEXA法等」の方法には、DEXA法(dual Energy x-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA:Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA:Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometry)による骨塩定量法、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(single Energy x-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral QuantitativeComputed Tomography)による測定がある。 MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手技料(区分番号「E001」写真診断及び区分番号「E002」撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、区分番号「E400」フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。
	SEXA法等	140	
4	超音波法	80	
	(注) 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。		骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。

■ 負荷試験等

D286 肝及び腎のクリアランステスト

	肝及び腎のクリアランステスト	150	区分番号「D286」肝及び腎のクリアランステストのうち、腎のクリアランステストと、本検査を併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
	(注1) 検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又はD317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。		(1) 肝及び腎のクリアランステストとは、負荷後に検体採取及び検体分析を経時的若しくは連続的に行う検査である。 (2) 肝クリアランステストに該当するものは、ICG等を用いた検査であり、腎クリアランステストに該当するものは、PSP、チオ硫酸等を負荷して行うクリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測定である。 (3) 肝及び腎のクリアランステストは、肝クリアランステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実施した場合に算定できる。
	(注2) 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるものとする。		「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

D286-2 イヌリンクリアランス測定

	イヌリンクリアランス測定	1,280	(1) 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるが、使用した薬剤は別途算定できる。 (2) 6月に1回に限り算定する。 (3) 区分番号「D286」肝及び腎のクリアランステストのうち、腎のクリアランステストと、本検査を併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
--	--------------	-------	--

D287 内分泌負荷試験

	下垂体前葉負荷試験		
1	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)	1,200	1」の下垂体前葉負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。 ア 成長ホルモン(GH)については、インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA負荷、クロニジン負荷、グルカゴン負荷、プロプラノロール負荷、プロモクリプチン負荷、睡眠負荷等 イ ギナドトロピン(LH及びFSH)については、LH-RH負荷、クロミフェン負荷等 ウ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)については、TRH負荷等 エ プロラクチン(PRL)については、TRH負荷、プロモクリプチン負荷等 オ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)については、インスリン負荷、メピロン負荷、デキサメサゾン負荷、CRH負荷等
	(注) 患者1人につき月2回に限り算定する。		
1	ロ ギナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)と算定条件は同じ
	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200	
	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)と算定条件は同じ
	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200	
2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200	「2」の下垂体後葉負荷試験の抗利尿ホルモン(ADH)については、水制限、高張食塩水負荷(カーター・ロビンズテスト)等が含まれる。
3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	「3」の甲状腺負荷試験の甲状腺ホルモンについては、T3抑制等が含まれる。
4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	「4」の副甲状腺負荷試験の副甲状腺ホルモン(PTH)については、カルシウム負荷、PTH負荷(エルスワース・ハワードテスト)、EDTA負荷等が含まれる。
5	副腎皮質負荷試験 イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回) ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	5」の副腎皮質負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。 ア 鉱質コルチコイド(レニン、アルドステロン)については、フロセマイド負荷、アンギオテンシン負荷等 イ 糖質コルチコイド(コルチゾール、DHEA及びDHEAS)については、ACTH負荷、デキサメサゾン負荷、メピロン負荷等

6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	「6」の性腺負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。 ア テストステロンについては、HCG負荷等 イ エストラジオールについては、HMG負荷等
	(注1) 1月に3,600点を限度として算定する。		(1)各負荷試験については、測定回数及び負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連のものとして月1回に限り所定点数を算定する。ただし、「1」の「イ」の成長ホルモンに限り、月2回まで所定点数を算定できる。なお、「1」の下垂体前葉負荷試験及び「5」の副腎皮質負荷試験以外のものについては、測定するホルモンの種類にかかわらず、一連のものとして算定する。 (2)内分泌負荷試験において、負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(Ⅰ)又は生化学的検査(Ⅱ)の項では算定できない。
	(注2) 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D419の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査の費用は別に算定できる。		「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。 本試験に伴って区分番号「D419」その他の検体採取の「5」の副腎静脈サンプリングにより採血を行った場合、その費用は別に算定できる。

D288 糖負荷試験

1	常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)	200	(1)負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(Ⅰ)又は生化学的検査(Ⅱ)の項では算定できない。 (2)乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。また、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。 (3)ブドウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。
2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900	(1)負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(Ⅰ)又は生化学的検査(Ⅱ)の項では算定できない。 (2)「2」の耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)は、常用負荷試験及び負荷前後の血中インスリン測定又は血中C-ペプチド測定を行った場合に算定する。 (3)乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。また、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。 (4)ブドウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。
	(注)注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする		「注」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

D289 その他の機能テスト

1	臍機能テスト(PFDテスト)	100	
2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100	
	ビリルビン負荷試験	100	
	馬尿酸合成試験	100	
	フィッシュバーグ	100	
	水利尿試験	100	
	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)、	100	
	モーゼンタール法	100	
	キシローゼ試験	100	
	ヨードカリ試験	100	

3	胆道機能テスト	700	「3」の胆道機能テストは、十二指腸ゾンデを十二指腸乳頭部まで挿入し、胆道刺激物を投与して十二指腸液を分画採取した場合に算定する。
	胃液分泌刺激テスト	700	胃液分泌刺激テスト ア 「3」の胃液分泌刺激テストは、生体に分泌刺激物質を投与し、胃液若しくは血液を採取、分析することにより胃液分泌機能を検査するものであり、胃液分泌刺激テストに該当するものは、ガストリン刺激テスト、ヒスタログ刺激試験、Katsch-Kalk法、ヒスタミン法等である。 イ 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、別に算定できない。
4	セクレチン試験	3,000	「4」のセクレチン試験は、十二指腸液採取用二重管を十二指腸まで挿入し、腓外分泌刺激ホルモンであるセクレチンを静脈注射し、刺激後の腓液量、重炭酸濃度及びアミラーゼ排出量を測定した場合に算定する。 ただし、セクレチン注射の手技料、測定に要する費用、血清酵素逸脱誘発試験の費用等は所定点数に含まれる。
	(注)検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。		「注」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

■特定薬剤治療管理料

B001-2 特定薬剤治療管理料

2	イ 特定薬剤治療管理料	470	
	【不整脈用剤】 プロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アブリンジン、リドカイン、ピルジカイニド塩酸塩、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、シベンゾリンコハク酸塩、ビルメノール、アミオダロン、ソタロール塩酸塩、ベプリジル塩酸塩		特定薬剤治療管理料を算定できる不整脈用剤とはプロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アブリンジン、リドカイン、ピルジカイニド塩酸塩、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、シベンゾリンコハク酸塩、ビルメノール、アミオダロン、ソタロール塩酸塩及びベプリジル塩酸塩をいう。
	グリコペプチド系抗生物質 バンコマイシン テイコブラニン	470	(1)特定薬剤治療管理料を算定できるグリコペプチド系抗生物質とは、バンコマイシン及びテイコブラニンをいい、トリアゾール系抗真菌剤とは、ボリコナゾールをいう。 (2)アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質、トリアゾール系抗真菌剤等を数日間以上投与している入院中の患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
	【トリアゾール系抗真菌剤】 ボリコナゾール		アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質、トリアゾール系抗真菌剤等を数日間以上投与している入院中の患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
	【免疫抑制剤】 シクロスポリン、タクロリムス水和物、エベロリムス及びミコフェノール酸モフェチル		特定薬剤治療管理料を算定できる免疫抑制剤とは、シクロスポリン、タクロリムス水和物、エベロリムス及びミコフェノール酸モフェチルをいう。
	ジギタリス製剤		
	抗てんかん剤		
	テオフィリン製剤		
	ハロペリドール製剤		
	ブロムペリドール製剤		
	リチウム製剤		
	バルプロ酸ナトリウム(躁うつ病)		
	カルバマゼピン		
	シクロスポリン		
	サリチル酸系製剤		
	メトトレキサート		
	タクロリムス水和物		
	バルプロ酸ナトリウム(片頭痛)		
	イマチニブ		

2	ロ 特定薬剤治療管理料2	100	ア 特定薬剤治療管理料2は、胎児曝露を未然に防止するための安全管理手順を遵守した上でサリドマイド製剤及びその誘導体の処方及び調剤を実施した患者に対して、医師及び薬剤師が、当該薬剤の管理の状況について確認及び適正使用に係る必要な説明を行い、当該医薬品の製造販売を行う企業に対して確認票等を用いて定期的に患者の服薬に係る安全管理の遵守状況等を報告した場合において、月に1回につき算定する。 イ サリドマイド製剤及びその誘導体とは、サリドマイド、レナリドミド及びボマリドミドをいう。 ウ 安全管理手順については「サリドマイド製剤安全管理手順（TERMS）」及び「レブラミド・ボマリスト適正管理手順（RevMate）」を遵守すること。 エ 特定薬剤治療管理料2を算定する場合は、診療録等に指導内容の要点を記録すること。
	(1) イについては、ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。		ア 特定薬剤治療管理料1は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 (イ) 心疾患患者であってジギタリス製剤を投与しているもの (ロ) てんかん患者であって抗てんかん剤を投与しているもの (ハ) 臓器移植術を受けた患者であって臓器移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの (ニ) 気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎、肺炎腫又は未熟児無呼吸発作の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの (ホ) 不整脈の患者であって不整脈用剤を継続的に投与しているもの (ヘ) 統合失調症の患者であってハロペリドール製剤又はブロムペリドール製剤を投与しているもの (ト) 躁うつ病の患者であってリチウム製剤を投与しているもの (チ) 躁うつ病又は躁病の患者であってバルプロ酸ナトリウム又はカルバマゼピンを投与しているもの (リ) ベーチェット病の患者であって活動性・難治性眼症状を有するもの又はその他の非感染性ぶどう膜炎（既存治療で効果不十分で、視力低下のおそれのある活動性の中間部又は後部の非感染性ぶどう膜炎に限る。）、再生不良性貧血、赤芽球癆、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎（既存治療で十分な効果が得られない患者に限る。）、ネフローゼ症候群若しくは川崎病の急性期の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
	(2) イについては、同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。		(ヌ) 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。）の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの (ル) 若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は慢性関節リウマチの患者であってサリチル酸系製剤を継続的に投与しているもの (ヲ) 悪性腫瘍の患者であってメトトレキサートを投与しているもの (ワ) 結節性硬化症の患者であってエベロリムスを投与しているもの (カ) 入院中の患者であってアミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質又はトリアゾール系抗真菌剤を数日間以上投与しているもの(ヨ) 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与（造血幹細胞移植の患者にあつては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。）しているもの (タ) イマチニブを投与しているもの (レ) リンパ脈管筋腫症の患者であってシロリムス製剤を投与しているもの (ン) 腎細胞癌の患者であって抗悪性腫瘍剤としてスニチニブを投与しているもの (ツ) 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの イ 特定薬剤治療管理料1を算定できる不整脈用剤とはプロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アブリンジン、リドカイン、ピルジカインド塩酸塩、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、シベンゾリンコハク酸塩、ピルメノール、アミオダロン、ソタロール塩酸塩及びベプリジル塩酸塩をいう。エ 特定薬剤治療管理料1を算定できる免疫抑制剤とは、シクロスポリン、タクロリムス水和物、エベロリムス及びミコフェノール酸モフェテルをいう。 オ 当該管理料には、薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合（例えば、てんかんに対する抗てんかん剤と気管支喘息に対するテオフィリン製剤の両方を投与する場合）及び同一疾患についてアの(イ)から(ツ)までのうち同一の区分に該当しない薬剤を投与した場合（例えば、発作性上室性頻脈に対してジギタリス製剤及び不整脈用剤を投与した場合）はそれぞれ算定できる。 カ 薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に添付又は記載する。

	(3) イについては、ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。	(1) ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合は、1回に限り急速飽和完了日に「注3」に規定する点数を算定することとし、当該算定を行った急速飽和完了日の属する月においては、別に特定薬剤治療管理料は算定できない。なお、急速飽和とは、重症うっ血性心不全の患者に対して2日間程度のうちに数回にわたりジギタリス製剤を投与し、治療効果が得られる濃度にまで到達させることをいう。 (2) てんかん重積状態のうち算定の対象となるものは、全身性けいれん発作重積状態であり、抗てんかん剤を投与している者について、注射薬剤等の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、重積状態が消失した日に「注3」に規定する点数を算定することとし、当該算定を行った重積状態消失日の属する月においては、別に特定薬剤治療管理料は算定できない。 (3) 「注3」に規定する点数を算定する場合にあつては、「注6」に規定する加算を含め別に特定薬剤治療管理料は算定できない。
	(4) イについては、抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月目以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	「注4」に規定する「抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者」には、躁うつ病又は躁病によりバルプロ酸又はカルバマゼピンを投与している患者が含まれ、当該患者は4月目以降においても減算対象とならない。また、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する「4月目以降」とは、初回の算定から暦月で数えて4月目以降のことである。
	(5) イについては、てんかんの患者であつて、2種類以上の抗てんかん剤を投与されているものについて、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。	
	(6) イについては、臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に2,740点を加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、所定点数に280点を加算する。	免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者については、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、臓器移植加算として「注6」に規定する加算を算定し、「注8」に規定する初回月加算は算定しない。また、「注6」に規定する加算を算定する場合には、「注9」及び「注10」に規定する加算は算定できない。
	(7) イについては、入院中の患者であつて、バンコマイシンを投与しているものに対して、同一暦月に血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、530点を所定点数に加算する。	「注7」に規定する加算は、入院中の患者であつて、バンコマイシンを数日間以上投与しているものに対して、バンコマイシンの安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、初回月加算（バンコマイシンを投与した場合）として「注7」に規定する加算を算定し、「注8」に規定する加算は別に算定できない。
	(8) イについては、注6及び注7に規定する患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。	「注8」に規定する初回月加算は、投与中の薬剤の安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り算定できるものであり、薬剤を変更した場合においては算定できない。
	(9) イについては、ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の患者であつて、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、6月に1回に限り250点を所定点数に加算する。	「注9」に規定する加算を算定する場合は、ミコフェノール酸モフェチルの血中濃度測定の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細を記載すること。タ「注9」及び「注10」に規定する加算は同一月内に併せて算定できない。
	(10) イについては、エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であつて、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、エベロリムスの初回投与を行った日の属する月を含め3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回に限り250点を所定点数に加算する。	「注10」に規定する加算を算定する場合は、エベロリムスの初回投与から3月の間に限り、当該薬剤の血中濃度測定の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細を記載すること。タ「注9」及び「注10」に規定する加算は同一月内に併せて算定できない。
	(11) ロについては、サリドマイド及びその誘導体を投与している患者について、服薬に係る安全管理の遵守状況を確認し、その結果を所定の機関に報告する等により、投与の妥当性を確認した上で、必要な指導等を行った場合に月1回に限り所定点数を算定する。	

B001-3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			
	イ 尿中BTAに係るもの	220	
	ロ その他のもの		
	(1) 1項目の場合	360	
	(2) 2項目以上の場合	400	
	(注1) イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。		
	(注2) ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。		
	(注3) 注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、ロの所定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。		
	(注4) 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。		
	(注5) 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。		
	(注6) 注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。		
	(1) 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。		
	(2) 悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。		
	(3) 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。		
	(4) 「注3」に規定する初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号「D009」腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。		
	(5) 区分番号「D009」腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。		
	(6) 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査(本通知の腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。 (例) 肝癌の診断が確定している患者でα-フェトプロテインを算定し、別に、区分番号「D008」内分泌学的検査を行った場合の算定 悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」の「(1)」 ＋区分番号「D008」内分泌学的検査の実施料 ＋区分番号「D026」の「4」生化学的検査(Ⅱ)判断料		
	(7) 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。		

15	慢性維持透析患者外来医学管理料	
	慢性維持透析患者外来医学管理料	2,211
	(注1) 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。	(1) 慢性維持透析患者外来医学管理料は、安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定し、本管理料に含まれる検査の点数は別途算定できない。なお、安定した状態にある慢性維持透析患者とは、透析導入後3か月以上が経過し、定期的に透析を必要とする入院中の患者以外の患者をいう(ただし、第1章第2部通則5の(6)の「ア」から「ウ」までのただし書に規定する入院中の患者の他医療機関への受診時の透析を除く。)。なお、診療録に特定の検査結果及び計画的な治療管理の要点を記載すること。 (2) 特定の検査とは「注2」に掲げるものをいい、実施される種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。これらの検査料及び区分番号「D026」尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、生化学的検査(Ⅱ)判断料、免疫学的検査判断料は本管理料に含まれ、別に算定できない。また、これらの検査に係る検査の部の通則、款及び注に規定する加算は、別に算定できない。 (3) 同一検査名で、定性、半定量及び定量測定がある場合は、いずれの検査も本管理料に含まれ、別に算定できない。試験紙法等による血中の糖の検査についても同様である。 (4) 慢性維持透析患者外来医学管理料に包括される検査以外の検体検査を算定する場合には、その必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 (5) 包括されている画像診断に係る画像診断の部の通則、節及び注に規定する加算は別に算定できる。なお、本管理料を算定した月において、本管理料に包括されていない区分番号「E001」の「1」単純撮影(胸部を除く。)及び区分番号「E002」の「1」単純撮影(胸部を除く。)を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に撮影部位を記載すること。 (6) 透析導入後3か月目が月の途中である場合は、当該月の翌月より本管理料を算定する。 (7) 同一月内に2以上の保険医療機関で透析を定期的に行っている場合は、主たる保険医療機関において本管理料を請求し、その配分は相互の合議に委ねるものとする。 (8) 同一の保険医療機関において同一月内に入院と入院外が混在する場合、又は人工腎臓と自己腹膜灌流療法を併施している場合は、本管理料は算定できない。 (9) 区分番号「C102-2」在宅血液透析指導管理料は、本管理料と別に算定できる。 (10) 下記のアからカまでに掲げる要件に該当するものとして、それぞれ算定を行った場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ア 出血性合併症を伴った患者が手術のため入院した後退院した場合、退院月の翌月における末梢血液一般検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。 イ 副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のPTH検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。 ウ 副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、退院月の翌月から5か月間は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するPTH検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。 エ シンカルセット塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、シンカルセット塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するPTH検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。 オ 透析導入後5年以上経過した透析アミロイド症に対して、ダイアライザーの選択に当たりβ2-マイクログロブリン除去効果の確認が必要な場合においては、その選択をした日の属する月を含めた3か月間に、β2-マイクログロブリン検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。カ 高アルミニウム血症とヘモクロマトーシスを合併した透析患者に対して、デフェロキサミン酸塩を投与している期間中におけるアルミニウム(AI)の検査は、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。 (11) 慢性維持透析患者の検査の実施に当たっては、関係学会より標準的な検査項目及びその頻度が示されており、それらを踏まえ患者管理を適切に行うこと。
	(注2) 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、生化学的検査(Ⅱ)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。 イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿沈渣(鏡検法) ハ 糞便検査 ニ 糞便中ヘモグロビン定性 ヘ 血液形態・機能検査 赤血球沈降速度(ESR)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)、ヘモグロビンA1c(HbA1c) ホ 出血・凝固検査 出時間 ヘ 血液化学検査 総ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄(Fe)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)、1, 25-ジヒドロキシビタミンD3、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム(AI)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シタチンC、ペントシジン ト 内分泌学的検査 トリヨードサイロニン(T3)、サイロキシン(T4)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT3)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT4)、カルシトニン、心房性ナトリウムペプチド(ANP)、脳性ナトリウムペプチド(BNP) チ 感染症免疫学的検査 梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量 リ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量 ヌ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH50)、免疫グロブリンC、C3、C4、トランスフェリン(Tf)、β2-マイクログロブリン ル 心電図検査 ヲ 写真診断 単純撮影(胸部) ワ 撮影 単純撮影(胸部) (注3) 腎代替療法に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、腎代替療法実績加算として、100点を所定点数に加算する。	